

平成31年1月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(行ウ)第5号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 平成30年10月15日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、高岩勝人に対し、13万6547円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、玉野道に対し、20万5846円を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、喜多浩一に対し、13万3674円を支払うよう請求せよ。
- 4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、被告補助参加人らの補助参加によって生じた費用を除き、これを20分し、その1を被告の負担とし、その余は原告の負担とし、被告補助参加人らの補助参加によって生じた費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

15 第1 請求

被告は、別紙違法支出額等一覧表の「議員氏名」欄記載の各金沢市議会議員に対し、各「違法支出額」欄記載の各金員及びこれに対する平成27年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要

- 20 1 本件は、金沢市の住民である原告が、同市議会の議員らが平成26年度に金沢市から交付を受けた政務活動費の全部又は一部を支出したことについて、このうち、別紙違法支出額等一覧表の「議員氏名」欄記載の各金沢市議会議員に係る「違法支出額」欄記載の支出（以下「本件各支出」という。）は、違法であり、上記議員らは、同市に対し、違法に支出された上記金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、上記議員らに対して上記不当

利得の返還及びこれに対する平成27年5月1日（平成26年度政務活動費収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで年5分の割合による民法704条本文に基づく利息又は遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

2 法令等の定め

5 (1) 地方自治法（以下「法」という。）

ア 100条14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

イ 同条15項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

10 (2) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年金沢市条例第2号、以下「本件条例」という。甲1、乙1）

ア 2条（交付の対象）

政務活動費は、金沢市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

イ 3条（交付額及び交付の方法）

1項 政務活動費は、各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額18万円を四半期ごとに交付する。

（2項ないし4項は省略）

ウ 8条（政務活動費を充てができる経費の範囲）

1項 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、

要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2項 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることで
きるものとする。

5

エ 10条（収支報告書等の提出）

1項 政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

10

2項 収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

（3項は省略）

15

オ 13条（政務活動費の返還）

市長は、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

20

カ 15条（委任）

この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

キ 別表（第8条関連）

（ア）広報費

議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費

25

（イ）人件費

議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(ウ) 事務所費

議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(エ) 共通経費

上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

(調査研究費等、上記以外の経費については省略)

ク 別表備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(1) 政党の活動に係る経費

(3) 選挙活動に係る経費

(4) 後援会活動に係る経費

(9) 使途不明の支出に係る経費

(上記以外の部分は省略)

(3) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年金沢市規則

第4号(ただし、平成25年金沢市規則第1号による改正後のもの。),以下「本件規則」という。乙1)

ア 1条(趣旨)

この規則は、本件条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

イ 5条(収支報告書の様式)

条例第10条第1項に規定する規則で定める収支報告書は、様式第4号に定めるところによる。

(4) 金沢市議会政務活動費運用の手引き(平成27年4月改訂前のもの,以下「本件手引き」という。乙1)

本件手引きは、金沢市議会が、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして作成したものであり、以下のような定めがある。

ア 「2 実費弁償の原則」(第2章 政務活動費の基本的な運用指針)

政務活動費は、実費弁償が原則であるが、政務活動費からの支出について、実額の把握が困難である場合に按分による算定方法を用いる場合は、この限りではないとしている。

イ 「第4章 政務活動費を充てることができる経費の範囲」

5 政務活動費を充てることができる経費の範囲について、本件条例別表には例示がないことから、本件手引きにおいて、何に充当できるかその例を具体的に示し、充てることができる経費の範囲を明確にするとした上、政務活動費を充てができる経費の具体的な事例を以下のように定めている。

(ア) 広報費

10 主な例として、広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代等を挙げるほか、その他の例として、広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費（印刷費は製本費用も含む。）、議会活動、政策等の広報用ポスター作成費、ホームページ作成料・管理費用、広報紙等発送費用（文書通信費を除く）等を挙げている。

15 (イ) 人件費

主な例として、給料、手当、賃金等を挙げ、その他の例として交通費を挙げるほか、政務活動費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めることとし、政務活動費出納簿及び領収書についても、外部の専門家チェックについて人件費の充当を認めることとしている。

20 (ウ) 事務所費

主な例として、事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器の購入、リース代等を挙げ、その他の例として、事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料、テレビ受信料、インターネット料金等、事務所内の会合等において提供される茶菓子代、その他の雑費（事務用品、消耗品等）を挙げるほか、政務活動費の充当が認められる事務所を1か所に限ることとしている。

また、購入する備品の例として、パソコン、プリンター、デジタルカメラ、シュレッダー等を挙げるほか、備品の購入については、同種の機器について1任期1回限り、1任期について1機種10万円を上限としている。

さらに、議員活動は政務活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があるとして、事務所の形態に応じた費目別の政務活動費充当限度額（按分率の上限）を、以下のとおり定めている。

- a 「政務活動専用事務所」の場合、光熱費、通信費、上下水道代金、賃借料及び備品の購入費の全額
- b 「政務活動事務所+政治団体事務所」の場合、光熱費、通信費、上下水道代金、賃借料及び備品の購入費の各2分の1
- c 「政務活動事務所+住居等」の場合、光熱費、通信費及び備品の購入費の各2分の1（上下水道代金及び賃借料は充当不可）
- d 「政務活動事務所+政治団体事務所+住居等」の場合、光熱費、通信費及び備品の購入費の各3分の1（上下水道代金及び賃借料は充当不可）

(エ) 共通経費

携帯電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を月1万5000円としている。

自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2、限度額を月2万円としている。

自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2、限度額を月3万円としている。

事務所が自宅と兼用になっておらず、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合の自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2、限度額を月1万円としている。

3 前提事実（当事者間に争いがない事実及び後掲証拠（書証番号は、特記なき限

り枝番号を含む。以下同じ。) 又は弁論の全趣旨等によって容易に認定することができる事実)

(1) 当事者等 (弁論の全趣旨)

ア 原告は、金沢市の住民である。

イ 被告は、金沢市の執行機関である。

ウ 別紙違法支出額等一覧表の「議員氏名」欄に記載された者は、いずれも平成26年度中に金沢市議会の議員の職にあった者である(以下併せて「本件各議員」といい、田中仁議員及び田中展郎議員を除いては、名字を表記して各議員を特定することとする。)。

(2) 本件各議員に対する政務活動費の交付及び本件各議員による支出(争いのない事実、甲3ないし19)

ア 金沢市は、平成26年度分の政務活動費として、坂本議員に対しては合計108万円(月額18万円、2四半期分)を、その他の各議員に対しては合計216万円(月額18万円)をそれぞれ交付した。

イ 本件各議員は、平成26年度中に、別表1-1ないし別表18の「使途(活動)内容」欄記載の事項に係る経費として、対応する同各別表の各「支出額」欄記載の金額を支出した。そして、本件各議員は、平成27年4月30日までに、平成26年度政務活動費收支報告書(以下単に「收支報告書」ということがある。)及び平成26年度政務活動費出納簿(以下単に「出納簿」ということがある。また、收支報告書と併せて以下「收支報告書等」という。)

を金沢市議会議長に提出したが、上記收支報告書等においては、上記各支出のうち、上記各別表の対応する「充当額」欄記載の各金額については政務活動費を充当することができる経費として計上された上、これらを含む政務活動に係る経費の全部又は一部に交付を受けた政務活動費を充当するとともに、その余の部分については自己資金等でまかなったことなどが記載されている。なお、本件各議員のうち、坂本議員は、金沢市から交付を受けた政務

活動費108万円と自己資金1万7696円との合計額から、収支報告書に政務活動費に係る支出として計上された107万1725円を控除した残額2万5971円を、その頃金沢市に返還した（甲12）。

5 (3) 住民監査請求

原告は、平成28年3月28日、法242条1項に基づき、金沢市監査委員に対し「職員措置請求書」を提出して住民監査請求を行った。原告は、上記住民監査請求において、金沢市監査委員に対し、本件各議員に対する平成26年度中の政務活動費の交付につき、同議員らが上記政務活動費を充当した費用の中には政務活動費の充当が許されない違法支出が含まれているなどとして、上記各議員に交付された政務活動費のうち違法支出に充当された金額及びこれに対する遅延損害金を金沢市に支払わせるように被告に勧告することなどを求めたが、同監査委員は、原告に対し、同年5月26日、同人の請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲73）。

10 (4) 本件訴えの提起

15 原告は、平成28年6月24日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著）。

(5) 収支報告書等の訂正及び政務活動費の一部返還等

ア 高岩議員は、平成28年8月17日付で、金沢市議会議長に対し、収支報告書等（甲3、20）記載の支出の一部（広報費のうち別表1－2の8、9及び26番の各支出を除いたもの）に誤りがあったとしてこれらの支出を収支報告書等に計上しないこととする旨の訂正報告を行い、同年9月6日、同訂正に伴い、平成26年度政務活動費のうち25万2902円（同議員が金沢市から交付を受けた政務活動費216万円と会派共用費精算払戻金1万3206円との合計額から上記訂正後の支出額合計192万0304円を控除した残額）を金沢市に返還した（乙2、3）。

20 イ 喜多議員は、平成28年8月24日及び同年11月25日付で、金沢市議会議長に対し、収支報告書等（甲5、22）記載の支出の一部（広報費に

係る別表3の6番及び7番の支出)に誤りがあったとしてこれらの支出を収支報告書等に計上しないこととする旨の訂正報告を行い、同年8月29日及び同年11月25日、平成26年度政務活動費のうち合計23万1742円(同議員が金沢市から交付を受けた政務活動費216万円と会派共用費精算払戻金等1万3206円の合計額から上記各訂正後の支出額合計194万1464円を控除した残額)を金沢市に返還した(乙4ないし7)。

ウ 坂本議員は、平成29年9月11日付で、金沢市議会議長に対し、収支報告書等(甲12、29)記載の支出の一部(広報費に係る別表10の9番の支出2万6000円)に誤りがあったとしてこの支出を収支報告書等に計上しないこととする訂正報告を行い、同月13日、平成26年政務活動費のうちこの2万6000円を金沢市に返還した(丙ニ1、2)。

エ 田中展郎議員は、平成28年4月28日付で、金沢市議会議長に対し、収支報告書等(甲14、31)記載の支出の一部(事務所費のうちケーブルテレビ利用代金及びNHK年払い受信料合計4万2645円)の計上額に誤りがあったとしてこの支出を収支報告書等に計上しないこととし、併せて、収支報告書記載の政務活動費の収入のうち、上記支出の減少に伴いこれと同額(4万2645円)を「その他(預金利子等)」の項目から控除する旨の訂正報告を行った(丙ロ1)。

オ 横越議員は、平成28年2月10日付で、金沢市議会議長に対し、収支報告書等(甲15、32)記載の支出の一部(事務所費のうちインターネット料金及びケーブルテレビ利用代金合計3631円)の計上額に誤りがあったとしてこれらの支出を収支報告書等に計上しないこととし、併せて、収支報告書記載の収入のうち、上記支出の減少に伴いこれと同額(3631円)を「その他(預金利子等)」の項目から控除する旨の訂正報告を行った(丙ハ1)。また、横越議員は、同年8月31日付で、金沢市議会議長に対し、収支報告書等(甲15、32)記載の支出の一部(事務所費のうち事務所用

5 照明器具代及び台所修繕費等合計4万5020円)の計上額に誤りがあったとしてこれらの支出のうち合計2万2610円を収支報告書等に計上しないこととし、併せて、収支報告書記載の収入のうち、上記支出の減少に伴いこれと同額(2万2610円)を「その他(預金利子等)」の項目から控除する旨の訂正報告を行った(丙ハ2)。さらに、横越議員は、同年10月21日付で、金沢市議会議長に対し、収支報告書等(甲15, 32)記載の支出の一部(事務所費のうち事務所用お茶菓子代金等合計10万0510円)の計上額に誤りがあったとしてこれらの支出を収支報告書等に計上しないこととし、併せて、収支報告書記載の収入のうち、上記支出の減少に伴い「その他(預金利子等)」の項目から3万7950円を控除して1万3207円とする旨の訂正報告を行い、同日、平成26年政務活動費のうち6万2560円(同議員が金沢市から交付を受けた政務活動費216万円と会派共用費精算金1万3207円の合計額から上記各訂正後の支出額合計211万0647円を控除した残額)を金沢市に返還した(丙ハ3)。

10 15 カ 秋島議員は、平成28年8月26日付で、金沢市議会議長に対し、収支報告書等(甲17, 34)記載の支出の一部(共通経費のうちリース自動車の部品交換代9170円)の計上額に誤りがあったとしてこの支出のうち6470円を収支報告書等に計上しないこととし、併せて、収支報告書記載の収入のうち、3469円を計上していた「その他(預金利子等)」の項目を0円とする旨の訂正報告を行った(丙イ1, 弁論の全趣旨)。

20 キ 上記アないしカの収支報告書等の訂正により、本件各議員が政務活動費を充当することができる費用として最終的に収支報告書等に計上した支出額は、別紙違法支出額等一覧表の「収支報告書記載の支出額合計額」欄記載の金額(ただし、訂正がある者についてはかっこ内の金額)となった(なお、平成26年度政務活動費収支報告書の提出期限である平成27年4月30日以降の収支報告書の修正が許されるか否かは争いがある。)。

4 争点及び当事者の主張

本件の争点は、①本件各支出が本件条例8条に規定する使途基準（以下「本件使途基準」という。）に合致しないものか、②本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の額及び③議員に不当利得が生じる場合に法定利息又は遅延損害金が発生するかである。

5 (1) 争点①（本件各支出が本件使途基準に合致しないものか）について

(原告の主張)

被告及び補助参加人らの主張を裏付ける証拠がない上、以下のとおり、本件各支出はいずれも違法な支出である。

10 ア 広報費について

別表1－1ないし10「原告の主張」欄記載のとおりである。

なお、被告及び坂本議員は、高岩議員、喜多議員及び坂本議員の広報費支出について、政務活動費収支報告書の記載を訂正したなどと主張するが、本件条例10条2項は、政務活動費収支報告書の提出期限を翌年度の4月30日と定めており、同日より後に政務活動費収支報告書の記載内容を変更することは許されない。したがって、平成26年度の政務活動費については、同年度の政務活動費収支報告書の提出期限である平成27年4月30日より後の政務活動費収支報告書の記載内容の変更を考慮せず、同日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきである。

15 20 イ 人件費について

(ア) 議員の活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっており、議員の事務所は、政務活動以外の活動のためにも使用されている。そうすると、「議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっている場合がある」ということを被告自身が否定しなければならなくなるため、本件手引きでいう「政務活動専用事務所」及び「政務活動事務所＋住居等」という形態の事

25

務所は、事実上存在できなくなる。また、「政務活動専用事務所」と「政務活動事務所＋住居等」の按分率の上限を比較すると、その違いは、上下水道代金及び賃借料の支出の有無にあると考えられる。よって、上下水道代金及び賃借料の支出をする議員の事務所は「政治活動事務所＋政治団体事務所」形態の事務所であり、同支出をしていない議員の事務所は「政務活動事務所＋政治団体事務所＋住居等」形態の事務所であるといえる。

(イ) 松村議員が人件費として支出した金額のうち2分の1のみを政務活動費として充当した部分については、当該充当に係る職員が専任職員ではないことから、人件費として支出することは認められず、全額違法支出である。

また、その余の充当部分については、松村議員は、上下水道代金及び賃借料を政務活動費として事務所費に計上していることからすれば、同議員の事務所の形態が、本件手引きにいう「政務活動事務所＋政治団体事務所」であると推認されるところ、このような形態の事務所の人事費の按分率の上限は2分の1であるから、2分の1を超えて政務活動費を充当した部分は、違法支出である。

ウ 事務所費について

(ア) 松村議員の事務所費支出のうち、当該各支出に係る領収証のただし書に記載がなく、支出目的が分からぬ支出は、全額違法支出である。また、その余の支出については、松村議員の事務所の形態が、上記のとおり、本件手引きにいう「政務活動事務所＋政治団体事務所」であると推認され、このような形態の事務所の事務所費の按分率の上限は2分の1であるから、2分の1を超えて政務活動費を充当した部分は、違法支出である。

(イ) 田中展郎議員の事務所費支出のうち、ケーブルテレビ利用代金については、自宅用のものであるため、全額違法支出である。また、その余の支出については、同議員は、上下水道代金及び賃借料を政務活動費として事務

所費に計上していることからすれば、同議員の事務所の形態が、本件手引きにいう「政務活動事務所＋政治団体事務所」であると推認されるところ、このような形態の事務所の事務所費の按分率の上限は2分の1であるから、2分の1を超えて政務活動費を充当した部分は、違法支出である。

5 なお、田中展郎議員は、事務所費支出について、政務活動費収支報告書の記載を訂正したなどと主張するが、本件条例10条2項の定める提出期限後に政務活動費収支報告書の記載内容を変更することは許されず、平成27年4月30日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであることは前記のとおりである。
10

15 (ウ) 横越議員の事務所費支出のうち、平成26年4月22日に支出したお菓子代金1万3010円については、同議員の親族が経営する店で購入されたお菓子に係る支出であるから、全額違法支出である。また、その他の支出については、同議員は、上下水道代金及び賃借料を政務活動費として事務所費に計上していないことからすれば、同議員の事務所の形態が、本件手引きにいう「政務活動費＋政治団体事務所＋住居等」であると推認されるところ、このような形態の事務所の事務所費の按分率の上限は3分の1であるから、3分の1を超えて政務活動費を充当した部分は、違法支出である。

20 なお、横越議員は、事務所費支出について、政務活動費収支報告書の記載を訂正したなどと主張するが、上記のとおり、政務活動費収支報告書の提出期限より後に政務活動費収支報告書の記載内容を変更することは許されないため、平成26年度の政務活動費については、同年度の政務活動費収支報告書の提出期限である平成27年4月30日より後の政務活動費収支報告書の記載内容の変更を考慮せず、同日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断される
25

べきである。

(エ) 高議員の事務所費支出について、同議員は、上下水道代金及び賃借料を政務活動費として事務所費に計上していないことからすれば、同議員の事務所の形態が、本件手引きにいう「政務活動費+政治団体事務所+住居等」であると推認されるところ、このような形態の事務所の事務所費の按分率の上限は3分の1であるから、3分の1を超えて政務活動費を充当した部分は、違法支出である。

エ 共通経費について

以下の点からすれば、秋島議員、源野議員及び前議員の共通経費の支出は、
全額違法支出である。

(ア) 政務活動費を充当することのできる経費は、条例で定められたものに限られるところ（法100条14項参照）、共通経費は、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費及び公用費以外の経費であるとされており、条例で定められたとはいえない規定振りで、法100条14項に抵触すると解されることに加え、その文言からすれば、そもそも不要な項目であると解され、本件条例に定められた経費とはいえないものであるため、共通経費として政務活動費を充当することは違法である。

(イ) 携帯電話の利用料金は、私的利用目的で契約されるものであるので、政務活動のために必要な経費ではなく、政務活動費を充当することは違法である。また、政務活動に使用した使用割合を算定することは困難なので、按分充当することも許されない。

自家用自動車の燃料費は、議員が行う活動に共通して必要な経費ではないため、政務活動費を充当することは違法である。また、政務活動に使用した使用割合を測定することは困難なので、按分充当することも許されない。

本件手引きは、自動車の購入費用につき政務活動費を充当することは許されないと定めているところ、自動車リース料は、リース契約終了時点での車両の残存価値を差し引いた車両価格をベースに決定されるものであり、自動車の購入費用を分割払いするのとほぼ同視することができるため、自動車のリース料に政務活動費を充当することはできない。

自宅電話利用料は、事務所が自宅と兼用となっていない場合には政務活動費とは認められないものであるから、「議員が行う活動に共通して必要な経費」ではなく、政務活動費を充当することは違法である。

なお、秋島議員は、共通経費支出について、政務活動費収支報告書の記載を訂正したなどと主張するが、上記のとおり、政務活動費収支報告書の提出期限より後に政務活動費収支報告書の記載内容を変更することは許されないため、平成26年度の政務活動費については、同年度の政務活動費収支報告書の提出期限である平成27年4月30日より後の政務活動費収支報告書の記載内容の変更を考慮せず、同日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきである。

(被告及び補助参加人らの主張)

以下のとおり、本件各支出はいずれも適法な支出である。

ア 広報費について

別表1-1ないし10「被告の主張」欄記載のとおりである。

イ 人件費について

争う。原告の主張は、いずれもその趣旨が不明である上、独自の見解を述べるにすぎない。

ウ 事務所費について

争う。原告の主張は、いずれもその趣旨が不明である上、独自の見解を述べるにすぎない。

また、横越議員は、自宅の1階の一室に、後援会活動事務所とは別に、政務活動専用の事務所を設置しており、同事務所内で、金沢市政全般の政務活動、特に、再生可能エネルギー導入のための講演活動・調査・勉強会（自然環境を取り戻すには何をすべきなのか）、災害のないまちづくりについての調査・研究、オウム真理教の施設に対する地域住民活動・国県市への要望と陳情、他のオウム真理教施設に関する情報収集や意見交換、浅野川豪雨氾濫の原因究明・修復工事・地域住民からの要望聴取などの政務活動に取り組んでいたところ、インターネット代金、電気料金、ガス料金及びテレビ受信料等は、本件手引きの「政務活動事務所＋住居等」に従い、2分の1に按分した額を政務活動費として充当し、その他の政務活動専用に利用した支出のうち事務所費に区分される支出は、事務所費に全額計上したのであり、いずれも本件手引きに従って計上したものであるから、適法な支出である。なお、一部の支出については、誤計上があったとして、政務活動費調査報告書の修正をした上、平成26年4月22日に支出したお菓子代金1万3010円については被告に返還している（前記前提事実(5)参照）。

また、松村議員の事務所費支出のうち、原告が、当該各支出に係る領収証のただし書に記載がなく、支出目的が分からぬいため全額違法な支出であると主張する部分については、いずれも同議員の政務調査活動事務所で使用していた暖房器具に必要な灯油を購入したものである。

エ 共通経費について

争う。携帯電話の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料及び事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅電話利用料については、いずれも本件手引きで、共通経費として政務活動費に充てることのできる費用として、共通経費で例示列挙されている費用であり、政務活動と関連性の強い4種類の経費に限り、2分の1の限度で充当が認められているものである。本件原告の主張は、いずれも独自の見解を述べるにすぎない。

(2) 本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の額（争点②）

（原告の主張）

争点①のとおり、本件各議員らによる別表1－1ないし別表10記載の各支出は、少なくとも、このうち同各別表の対応する「違法支出額」欄記載の金額の支出は本件使途基準に合致しないものであり、これらを本件各議員ごとに合計すると、別紙違法支出額等一覧表の「違法支出額」欄記載の金額（本件各支出）となる。そして、これら本件各支出はその全額に政務活動費が充当されているから、本件各議員は、本件各支出に相当する金額、すなわち、別紙違法支出額等一覧表の各議員に対応する「違法支出額」欄記載の金額について、被告に対する不当利得返還債務を負う。

（被告及び補助参加人らの主張）

争う。

(3) 議員に不当利得が生じる場合に法定利息又は遅延損害金が発生するか（争点③）

（原告の主張）

金沢市では、政務活動費は前払いされていること、そして、本件各議員の政務活動費の支出が違法であるということは、法100条の規定に違反する政務活動費の支出であるにもかかわらず、当該議員が適法に充当できると偽っていたに等しいから、各議員が負う不当利得返還債務には、民法704条が適用される。

また、本件条例10条2項の定める収支報告書等の提出期限は、前払いされた政務活動費の精算期限でもあり、前払いされた政務活動費の返還債務は確定期限付き債務であるから、民法412条1項が適用される。したがって、違法支出額がある場合、本件各議員は、本件条例10条2項により定められた精算期日である平成27年4月30日の翌日である同年5月1日から遅延損害金を支払う義務がある。

(被告及び補助参加人らの主張)

争う。政務活動費の返還義務の法的性質は不当利得返還義務であるが、不当利得返還義務は期限の定めのない債務であるから、請求がされない限り履行遅滞は生じない。しかるに、本件各議員はいずれも請求を受けておらず、不当利得返還義務の履行遅滞は生じていないため、本件各議員に平成26年度に交付された政務活動費に関する不当利得の返還義務があるとしても、法定利息及び遅延損害金は発生しない。

第3 当裁判所の判断

1 判断の枠組み

(1) 法は、100条14項前段において政務活動費の制度を設けるとともに、同項後段において政務活動費を充てることができる経費の範囲その他の事項については条例で定めなければならないものとした上、同条15項は政務活動費の交付を受けた議員等の当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書の議長への提出義務を、同条16項は議長が政務活動費についてその使途の透明性確保に努めるべきことをそれぞれ規定しているところ、その趣旨は、地方公共団体の議会の担う役割がますます重要になってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、調査研究その他の議員としての活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する議員としての諸活動に係る費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保するところにあると解される。このような法の定めを受け、本件条例は、政務活動費は本件使途基準に従って使用しなければならない旨定めるとともに(8条)、当該年度において交付された政務活動費から使途基準に合致した支出の総額を控除して残余がある場合には、市長は残余に相当する額の返還を命ずることができるとしているものであり(13条)、こうした法及び本件条例の規定内容や、政務活動費が上記のような趣旨目的で使途を限定して議員に交付される公金であることに鑑みると、議員が交付を受けた政務活動費のうち、本件条例によって政務活動費を支

出することができるものとされている経費に充てなかつた残余がある場合には、当該残額は、これを保持する法律上の原因を欠くこととなり、不当利得として返還されるべきものというべきであつて、本件条例13条も、この趣旨をいうものと解される。そうすると、政務活動費の交付を受けた議員が、本件条例において政務活動費を充てることができるとされる経費の範囲に含まれない経費に同政務活動費を支出した場合には、なお前記残余があることとなり、あるいは本来金沢市に返還されるべき当該支出に係る政務活動費の返還を法律上の原因なく免れたこととなるから、当該議員は、金沢市に対し、当該支出に相当する不当利得の返還義務を負うことになると解すべきである。そして、本件において、原告は、金沢市が本件各議員に対して平成26年度の政務活動費について本件各支出に係る不当利得返還請求権を有する旨主張しているところ、本件各支出に係る政務活動費を本件各議員が保持することが法律上の原因を欠くこと、すなわち、本件各支出が本件使途基準に合致しないことについては、不当利得返還請求権の存在を主張する原告において、主張立証すべきものである。

(2) もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的については、これを地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、その交付を受けた議員は、その使途について知悉し、その資料も所持していることが通常である。また、前記のとおり、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、法100条15項は、政務活動費の交付を受けた議員等は条例の定めるところにより収支報告書を提出すべき旨規定し、同条を受けた本件条例においても、政務活動費の交付を受けた議員に、会計帳簿の調製及び領収書その他の関係書類の整理並びにこれら書類の保管（9条）や、収支報告書の作成並びに同報告書及び当該支出に係る事実を証する書類の写しの提出（10条）。なお、同収支報告書の写しは被告に送付される（11条）。）を義務付け、議長に対しても、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出さ

れたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとしている。

上記のような政務活動費に係る資料の偏在状況や、法及び本件条例における政務活動費の使途の透明性確保のための議員及び議長が負う義務や役割を踏まえると、⁵ 政務活動費の返還請求をする原告において、本件各議員による具体的な政務活動費の支出が違法な支出（本件使途基準に合致しない支出）であることを推認させる一般的・外形的事実を主張立証した場合には、被告又は本件各議員（法242条の2第1項4号の訴訟において、同号に定める「怠る事実に係る相手方」となる場合には、訴訟告知（同条7項）によって訴訟参加の機会を与えられることとなる。）の側において、当該支出が適法な支出であること（本件使途基準に合致すること）について反証を行わない限り、当該支出は、政務活動費の本来の使途及び目的に反する用途への支出であるとの立証があつたものと解するのが相当である。¹⁰

なお、金沢市議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして本件手引きを作成しているところ、その趣旨は、地方の実情を考慮した上で、政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解される。そして、政務活動費の交付に関する具体的な事項は、普通地方公共団体の議会が定める条例によるべきものとされているところ（法100条14項）、政務活動費の支出対象となり得る議員としての活動は、広範囲に及び得るものであることにも照らすと、政務活動費の支出が本件条例の定める本件使途基準に合致するものか否かについては、¹⁵ そうした議員により構成される議会自身の自律的判断をも尊重すべきものである。²⁰ そうすると、前記のような趣旨の下で金沢市議会が定めた本件手引についても、上記の観点から尊重されるべきものであって、本件各議員の政務活動費の支出が本件使途基準に適合するか否かの判断に当たっては、当該支出に係る本件手引きの内容が法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、その記載内容を十分参酌すべきである。²⁵

2 広報費について

- (1) 原告は、議員が発行する広報紙、議員が行う報告会には、議員が行う活動及び市政を市民に報告する側面と議員自身の宣伝という側面があるところ、議員自身の宣伝に対して政務活動費を充当することは許されないため、広報紙を発行するための費用及び報告会を行うための費用について、合理的な按分充当割合である2分の1を超えて政務活動費を充当することは違法であるなどと主張する。
- (2) そこで検討するに、本件条例及び本件手引きは、議員の広報費について、「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」と定め、本件手引きは、その具体例として、広報誌・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等を掲げているところ、議員が行う市政に関する政策や活動等を市民に知らせることは、市政に対する市民の関心を喚起向上するとともに、市政に関する市民の要望や意見等を的確に収集・把握し、これを議会における審議に反映するための前提としての意義を有するものであって、議会における審議の充実強化に資するものであるということができる。したがって、このような広報のために支出した経費に政務活動費を充てができるものとすることは、前記政務活動費の趣旨に沿うものというべきであって、本件手引きの上記定めは、その具体例も含め、法及び本件条例に照らして不合理とはいえない。また、このような広報活動が、同時に議員自身の宣伝としての効果を有することもあり得るところではあるが、このような効果を有するとしても、それがあくまで広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまる限り、上記のような広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、当該広報活動の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間の合理的関連性を有するものというべきであって、原告の主張するように、広報活動が一般的に議員自身の宣伝の側面があることのみを理由に、広報費の全部又は一部への政務活動費の支出が本件使途基準に合致しないものとなるということはできない。

もっとも、議員が行う活動のうち、政党活動や選挙活動、後援会活動については、議員ないし議員が所属する政党自体の宣伝や発展をその主たる目的とするものであり、それが市政の広報ないし議会の審議に資する面がないではないとしても、それは上記のような目的に事実上付随するものにすぎないのであって、本件条例別表備考2が、これらの活動に係る経費には政務活動費を一切充てることができないものとしているのも、こうした趣旨によるものと解される。そして、本件手引きは、「一つの活動が区分できる場合もあり、また政務活動とこれ以外の議員活動の両面を有する場合、さらには渾然一体となっている場合など、明確に区分できない場合もある」と考えられることから、「当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不適当であることが明らかな場合には、各活動の実態に応じて按分して充当すること」としているところ（乙1・5頁）、上記のような本件条例別表備考2の定めの趣旨からすると、議員が行う活動が、全体としては本件条例及び本件手引においての定める広報に関する活動に該当する場合であっても、その広報の具体的な内容や形式において、例えば、議員の政党活動や後援会活動に関する記事、議員のプロフィール、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等、議員自身の宣伝を主たる目的とするとみられる部分が含まれている場合については、当該部分については、これが直ちに前示の政務活動費の趣旨に適合するものということはできず、その限りにおいて、議会の議員として行う政務活動との合理的関連性を欠くものというべきである。

そこで、議員が行う広報活動において、議員や政党の宣伝など、議員が行う活動及び市政についての市民への報告という目的以外の事項が報告会の中で相当程度取り上げられていたり、報告書の中で相当程度記載されているなど、同情報を提供することが主たる目的となっていると認められるような場合には、本件手引きにいう「当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不適当であることが明らかな場合」に当たるというべきであり、当該広報

活動に係る経費のうち、当該部分に係る割合等に応じて按分した額を控除した範囲に限り、本件使途基準に合致するものというべきであって、当該経費に同範囲を超えて政務活動費が支出されたものと認められる場合には、当該超過部分につき、本件使途基準に合致しない支出であることを推認させる一般的・外

5

形的事実の立証があつたものというべきである。

(3) また、市政報告会等における茶菓子等の飲食物に係る支出については、これが会合の円滑な進行に資する場合があることは否定し難いところであり、当該飲食物の提供が、当該会合の内容に照らし不必要であることが明らかである場合や、その支出額が社会通念上儀礼の範囲を超え不相當に高額であると認められる場合などを除き、政務活動との合理的関連性を有するものというべきであって、これが直ちに本件使途基準に合致しない支出ということはできない。

3 共通経費について

(1) 原告は、共通経費は、本件条例別表の規定振りが、法100条14項に抵触すると解されることに加え、その文言からすれば、そもそも不要な項目であると解されるから、本件条例に定められているということはできず、共通経費として政務活動費を充当することは違法である旨主張する。

15

しかしながら、法100条14項及び15項は、政務活動費の具体的な内容及び手続につき、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めに委ねることとしているところ、地方公共団体の議会が極めて広範囲にわたる権限を有していること（法第6章参照）に伴い、本件条例8条が政務活動費を充てることができるものとして定める議員の政務活動も広範囲に及んでおり、その内容に照らすと、こうした政務活動に伴う経費には、個々の政務活動との間の個別的対応関係が明らかなもののほか、個々の政務活動と個別的に対応するものではないが、これら政務活動を通じて共通して必要とされ、こうした政務活動と一般的な関連性を有する経費も含まれるものと解され、そのような観点から、本件条例別表第12欄が、政務活動費を充てることのできる共通経費とし

20

25

て、「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」を掲げているものと解される。そうすると、本件条例における共通経費に係る規定が当然に不要な項目であるということはできないし、これが法100条14項に抵触するものということもできない。したがって、議員が行う政務活動と合理的関連性を有するものであり、政務活動に共通して必要な経費であれば、政務活動費として充当できると解するのが相当であり、これに反する原告の主張は採用できない。

(2) また、原告は、本件手引きで例示列挙されている携帯電話の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料及び事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅電話利用料金のいずれも政務活動費とは認められない性質のものであるため、これらの支出に政務活動費を充当することは違法である旨主張する。

しかしながら、携帯電話は現代社会における連絡手段として、自動車は金沢市のような地方都市における議員の政務活動のための移動手段として、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅電話料金は、政務活動のために自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合があり得るとして、いずれも議員の政務活動の用に供され得るものであり、政務活動と合理的関連性を有する経費であると認められる。また、自動車リース料について、原告は、自動車リース料は、リース契約終了時点での車両の残存価値を差し引いた車両価格をベースに決定されるものであり、自動車の購入費用を分割払いするのとほぼ同視することができる旨主張するが、本件手引きは、自動車リース料について、政務活動費をその全額に充当することを認めず、その充当割合を2分の1に限り、かつ月額3万円を上限として、政務活動費の充当を認めていることからすれば、自動車リース料への政務活動費の充当が、自動車の購入費用を分割払いするのと同視できるとまではいい難いから、一義的に政務活動費の充当が許されないものであるということはできず、政務活動費の本来の使途及び目的のために使用された割合に応じて按分した額について、政務活動費を充当することも許される

というべきである。以上のような観点からみると、共通経費に係る本件手引の記載内容が、法及び本件条例に照らして不合理であるとはいえないから、個別の経費につき政務活動費を支出できるか否かは、本件手引の記載に従って判断するのが相当である。

5 4 爭点①（本件各支出が本件使途基準に合致しないものか）について

(1) 高岩議員の広報費支出

ア 証拠（甲3, 20, 37, 乙2, 3）によれば、高岩議員が、平成26年度の広報費として、67万5538円を支出し、按分することなくその全額を、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等（前提事実(5)アの訂正後のもの）に計上したこと、高岩議員の広報費支出の内訳は、市政報告書2通の作成費用及び発送費用並びに市政報告会参加者へのお礼はがきの発送費用であったことが認められる。

イ 別表1-1の各支出について

(ア) 別表1-1の7ないし12番の各支出

15 証拠（甲37の67）によれば、高岩議員の市政報告書である「志政報告VOL. 1」には、平成26年10月の市議会で市長が提案した重点戦略計画に関する説明や補正予算に関する記事、高岩議員が当該議会の感想を述べた文章等が掲載されているほか、高岩議員の写真や連絡先が掲載されている部分もあるものの、これらの写真や連絡先が紙面全体に占める割合はわずかな程度に留まっていることが認められる。

20 以上によれば、当該市政報告書の大部分は、議会活動の状況や、高岩議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動等を紹介・報告する内容であり、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながるものであって、同議員の政務活動に資するものといえ、当該市政報告書が同議員自身の宣伝を主たる目的として作成されたものとも認められないから、これの作成及び発送費用

合計36万5632円（別表1-1の7ないし12番の充当額の合計である。甲37の23, 24, 27ないし30）の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(イ) 別表1-1の1ないし6番の各支出

他方、証拠（甲37の69）によれば、高岩議員が作成した市政報告書である「これまでの活動と今後の注目点」には、市政のうち高岩議員が主に取り組んできた施策及びその現状について紹介する記事が掲載されているものの、高岩議員自身の写真や経歴、「私が目指すもの」と題して高岩議員が市政一般に対する感想を述べた上、支援を呼びかける文章が掲載されている部分もあり、これらの写真や経歴等は紙面全体の約半分を占めていることが認められる。

以上によれば、上記市政報告書の約半分は、高岩議員が取り組み又は関心を有している施策等を紹介する内容であり、政務活動に資するものといえるものの、その余は、専ら高岩議員の宣伝を主たる目的として作成されたものと認められ、これが上記市政報告書の相当部分（約半分）を占めているから、この作成及び発送に関する費用合計29万8486円（別表1-1の1ないし6番の充当額の合計である。甲37の8, 10ないし14）のうち、上記市政報告書において高岩議員自身の宣伝を目的として作成されたものと認められる部分の割合である2分の1に当たる14万9243円は、本件使途基準に合致せず、政務活動費を充てることが許されない支出であると認めるのが相当である。

ウ 別表1-2の各支出について

(ア) 別表1-2の8及び9番の各支出

原告は、別表1-2の各支出のうち8及び9番の支出は、レターパックプラスという送付態様からして、高岩議員作成に係る市政報告書である「これまでの活動と今後の注目点」の送付のために支出したとは考え難く、



目的外支出であると推認され、その余の支出は、いずれもその支出に係る各市政報告会の実施を裏付ける証拠がない上、各市政報告会の内容が広報費支出に該当するものではないから、全額違法支出であるなどと主張する。

そこで検討すると、本件条例及び手引きのいずれにも、市政報告書の送付方法を限定する定めはない上、レターパックプラス（配達員が対面で配達し、受領印を徴求するもの）による方法で市政報告書の送付が行われること自体が不自然不合理であって、あり得ないことであるとまでいふことはできず、他に別表1-2の8及び9番の充当額（合計1020円。甲37の9、18）が目的外支出であることを推認させる事情は何ら認められないから、前記のとおり、これらの支出については、上記市政報告書において高岩議員自身の宣伝を目的として作成されたものと認められる部分の割合である2分の1に当たる部分（510円）のみ本件使途基準に合致しない違法な支出であると認めるのが相当である。

(イ) 別表1-2の26番の支出

証拠（甲37の38、乙8、14）によれば、別表1-2の26番の支出は、高岩議員が平成27年1月25日にアパホテル金沢駅前で開催した新春市政報告会への出席者に対する感謝の意を述べる目的で発送した200枚分のはがき代であること、高岩議員は、平成26年度当時、主として学校教育等の教育行政、北陸新幹線金沢開業に向けた対応、高齢者・障害者の福祉施策等に関する調査研究に取り組んでいたところ、当該市政報告会において、北陸新幹線開通に向けた金沢市内の交通整備の状況及び観光施策並びに歴史や道徳教育を始めとする学校教育の改善点等を中心に報告したことが認められる。

以上の事実によれば、当該市政報告会は、高岩議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策を紹介・報告し、自身の意見を述べる内容となっており、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望

や意見等を直接把握する契機となり得るものであつて、議会の審議の充実強化に資するものといえる。そして、上記のような市政報告会の参加者に對して礼状を送付することも、市民の市政に対する関心を維持継続する効果を有するものであり、議員の行う政務活動としての上記市政報告会の開催と合理的関連性を有するものというべきところ、上記支出に係るはがきの記載内容も、当該市政報告会の出席者に対し儀礼的に出席への謝意を表するものにすぎず、これが上記市政報告会への出席に対する謝礼を超えて、高岩議員自身の宣伝や同人への支持要請を主たる目的とするものとも認められないから、このようなはがきを送付するための経費も、広報活動に伴う経費というべきであり、これが本件使途基準に反する支出であるとは認められない。

(ウ) そして、別表1—2の8、9及び26番以外の各支出は、前記前提事実のとおり、いずれも計上に誤りがあったとして、高岩議員は、收支報告書等を修正し、同各支出に係る政務活動費25万2902円（同議員が金沢市から交付を受けた政務活動費216万円と会派共用費精算払戻金1万3206円との合計額から上記訂正後の支出額合計192万0304円を控除した残額）を金沢市に返還している（前提事実(5)参照）。

もっとも、上記訂正に関し、原告は、本件条例10条2項が、政務活動費収支報告書の提出期限を翌年度の4月30日と定めており、同日より後に政務活動費収支報告書の記載内容を変更することは許されないため、平成26年度の政務活動費については、同年度の政務活動費収支報告書の提出期限である平成27年4月30日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであるなどと主張する。

そこで検討すると、本件条例10条2項が、政務活動費収支報告書の提出期限を定める趣旨は、議員が返還すべき政務活動費の金額は、議員が作

5

10

15

20

25

成・提出した収支報告書等の内容を踏まえて被告において判断することになるため、被告において議員の政務活動費の充当が本件使途基準に適合するものか否かの判断を可能とし、返還すべき政務活動費がある場合には、被告が速やかにその返還決定をすることができるようによることにあるものと解され、このような本件条例10条2項の趣旨に照らせば、議員は、同項で定める提出期限までに、正確な内容が記載された収支報告書等を提出すべきものということができる。しかしながら、本件条例及びこれを踏まえた本件手引きのいずれにも、政務活動費収支報告書について、その提出期限後の訂正が許されない旨の定めはないことに加え、議員が提出した収支報告書等に記載された使途が実態と異なるなど、その記載内容に誤りがあることが事後的に判明した場合に、政務活動費収支報告書の提出期限後の訂正が一切許されないとすると、かえって政務活動費の使途の透明性の確保が困難となるおそれがあることに照らせば、政務活動費収支報告書の提出期限後の訂正が一律に禁止されていると解することはできない。また、そもそも、政務活動費に係る不当利得返還請求権は、議員が、本件使途基準に合致しない経費に政務活動費を支出・充当することにより発生するものであるから（前記1(1)）、その成否は、当該経費が本件使途基準に合致するか否かによって客観的に判断されるべきものである。

したがって、政務活動費収支報告書の提出期限後にその記載内容の訂正があった場合には、当該訂正内容が客観的に誤りであるような場合を除き、当該訂正後の記載内容をも踏まえて政務活動費の支出が本件使途基準に合致するか否かを客観的に判断すべきものであるところ、前掲訂正内容が客観的に誤りであるとは認められないから、これに反する原告の上記主張は採用できない。

また、前記のとおり、別表1－2記載の支出のうち、8、9及び26番を除くものについては、いずれもこれら支出に政務活動費を充当しないこ

とを前提として算出された政務活動費の残余が既に高岩議員から金沢市に返還されているところ、仮に、高岩議員が金沢市に対し上記各支出に係る不当利得返還債務を負ったとしても、後記5において説示するところも踏まえると、当該債務は、上記返還により弁済されたものとして消滅することになるから（この点に関する被告の主張は、この趣旨を含むものと解することができる（他の本件各議員による返還についても同様。）），収支報告書等の訂正の可否及び不当利得返還請求権の成否がどうであれ、いずれにしても、現時点において、高岩議員が、上記支出に関して金沢市に対し不当利得返還債務を負うとは認められず、これらの支出に係る原告の請求は理由がない。

エ 以上によれば、高岩議員が政務活動費を充当できるものとして収支報告書等（前記訂正後のもの）に計上した広報費支出のうち、別表1-1の1ないし6番並びに別表1-2の8及び9番の充当額合計29万9506円の2分の1に当たる14万9753円については本件使途基準に適合しない支出であると認められるが、上記訂正後の収支報告書等に計上されたその他の支出及び同議員に係る本件各支出のうちその他のものについては、高岩議員が金沢市に対し不当利得返還請求債務を負うものとは認められない。

(2) 玉野議員の広報費支出

ア 証拠（甲4、21、38）によれば、玉野議員が、平成26年度の広報費として、133万3794円を支出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、玉野議員の広報費支出の内訳は、市政報告はがき1種類の作成費用、市政報告書1通の作成費用及び発送費用並びにホームページのサーバー更新料及びデザイン料などであったことが認められる。

イ 別表2の各支出について

(ア) 別表2の1ないし4及び6番の各支出について、証拠（甲38の3）に

よれば、玉野議員の作成した市政報告はがきである「玉野まこと通信N o. 6 0」には、北陸新幹線金沢開業による影響及び必要な施策に関する玉野議員の意見や、玉野議員がこれらを踏まえた議員活動に対する決意を表明した文章等が掲載されているほか、玉野議員の氏名や連絡先が掲載されている部分もあるものの、これら連絡先等が紙面全体に占める割合はわずかに留まっていることが認められる。

以上によれば、当該市政報告はがきの大部分は、玉野議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動等を紹介する内容であり、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながるものであって、同議員の政務活動に資するものといえ、当該市政報告はがきが、玉野議員自身の宣伝を主たる目的として作成されたものとも認められないから、この作成費用合計6 0万3 3 2 8 円（別表2の1ないし4及び6番の充当額の合計である。甲38の1, 2, 4, 5, 9）の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(イ) 別表2の7ないし9並びに11及び12番の各支出について、証拠（甲38の14）によれば、玉野議員の作成した市政報告書である「玉野まこと通信N o. 6 1」には、平成26年11月に行われた米丸校下の防災訓練に関する報告や、北陸新幹線金沢開業による影響及び必要な施策に関する玉野議員の意見等が記載された文章が掲載されているものの、玉野議員自身の写真や経歴、玉野議員の市政への決意を述べた上、支援を呼びかける文章が掲載されている部分もあり、これらの写真や経歴等は紙面全体の約半分を占めていることが認められる。

以上によれば、上記報告書の約半分は、玉野議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動等を紹介する内容であり、政務活動に資するものといえるものの、その余は、専ら玉野議員の

宣伝を主たる目的として作成されたものと認められ、これが上記報告書の相当部分（約半分）を占めているから、この作成及び発送に関する費用合計64万5200円（別表2の7ないし9並びに11及び12番の充当額の合計である。甲38の12, 15, 16, 18, 19, 21）のうち、玉野議員自身の宣伝を目的として作成されたものと認められる部分の割合である2分の1に当たる32万2600円は、本件使途基準に合致しない支出であると認めるのが相当である。

(ウ) 別表2の5及び10番の各支出について、証拠（乙9）によれば、玉野議員のホームページには、玉野議員が取り組み又は関心を有している施策等の紹介や、玉野議員が作成する市政報告書である「玉野まこと通信」のバックナンバーを閲覧できる記事が掲載されているほか、玉野議員の写真や連絡先が掲載されている部分もあるものの、これらの写真や連絡先等がホームページ全体に占める割合は、わずかな程度に留まっていることが認められる。

以上によれば、当該ホームページの大部分は、玉野議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動等を紹介する内容であり、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながるものであって、政務活動に資するものといえ、当該ホームページは、玉野議員自身の宣伝を主たる目的として作成されたものとも認められないから、当該ホームページに関するサーバー更新料及びデザイン料など合計8万5266円（別表2の5及び10番の充当額の合計である。甲38の8, 17）の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

ウ 以上によれば、本件各支出のうち、玉野議員に係るものについては、別表2の7ないし9並びに11及び12番の充当額合計64万5200円の2分の1に当たる32万2600円については本件使途基準に適合しない支

出であると認められるが、その余の支出はいずれも本件使途基準に合致しないものとは認められない。

(3) 喜多議員の広報費支出

ア 証拠（甲5, 22, 39, 乙4ないし7）によれば、喜多議員は、平成26年度の広報費として、84万2430円を支出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等（前提事実(5)イの訂正後のもの）に計上したこと、喜多議員の広報費支出の内訳は、市政報告書4通の作成費用及び発送費用、議会傍聴の案内はがき作成費用、市政報告会会場費並びにホームページの管理費であったことが認められる。

イ 別表3の8番の支出について

(ア) 証拠（甲39の8）によれば、当該支出は、喜多議員の作成した市政報告書の郵送費であることが認められるところ、原告は、当該支出に係る市政報告書の写しが政務活動費出納簿に添付されていないため、当該支出は全額違法支出である旨主張する。

(イ) しかしながら、本件条例及び本件手引きにおいて、政務活動費出納簿に通信物自体を添付して議長に提出することまでは議員に求められていないが、支出に係る領収書の添付をもって政務活動費の支出を証するものとして足りるとする本件手引きの記載が不合理とまではいえない。しかるところ、上記のとおり、喜多議員は、上記支出を裏付ける領収書を議長に提出しているものと認められる。

(ウ) よって、原告の上記主張は採用できず、支出に係る領収書が提出されている上記支出が、使途基準に合致しない支出であるとは認められない。

ウ 別表3の2番の支出について

(ア) 証拠（乙10）によれば、喜多議員のホームページには、喜多議員の活動報告や、喜多議員が作成する市政報告書である「喜多浩一通信」のバッ

クナンバーを閲覧できる記事が掲載されているほか、喜多議員の写真や経歴が掲載されている部分もあるものの、これらの写真等がホームページ全体に占める割合は、わずかな程度に留まっていることが認められる。

(イ) 以上によれば、当該ホームページの大部分は、喜多議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動等を紹介する内容であり、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながるものであって、同議員の政務活動に資するものといえ、当該ホームページは、喜多議員自身の宣伝を主たる目的として作成されたものとも認められないから、当該ホームページに関する管理費合計 6 万 4
10 266 円（甲 39 の 2）の支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

エ 別表 3 の 1, 3, 5 ないし 7 番の支出について

(ア) 別表 3 の 1, 3 及び 5 番の各支出について、証拠（甲 39 の 11, 12,
15 14）によれば、喜多議員の作成した市政報告書である「喜多浩一通信」には、市議会における喜多議員の発言内容や、喜多議員が取り組んだ政務活動に関する新聞記事の紹介等の記事が掲載されているものの、喜多議員自身の写真や経歴、連絡先が掲載されている部分もあり、これらの写真や経歴等は紙面全体の約 4 分の 1 を占めていることが認められる。

以上によれば、当該報告書の約 4 分の 3 は、喜多議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動等を紹介する内容であり、政務活動に資するものといえるものの、その余は、専ら喜多議員の宣伝を主たる目的として作成されたものと認められ、これが上記報告書の相当部分（約 4 分の 1）を占めているから、これらの作成及び発送に関する費用合計 58 万 7520 円（別表 3 の 1, 3 及び 5 番の充当額の合計である。甲 39 の 1, 3, 5）のうち、喜多議員自身の宣伝を目的として作成されたものと認められる部分の割合である 4 分の 1 に当たる 14
25

万6880円の支出は、本件使途基準に合致しないものであると認めるのが相当である。

(イ) 他方、別表3の6及び7番の支出合計28万6096円について、喜多議員は、計上に誤りがあったとして収支報告書を修正した上、当該支出に係る合計23万1742円（同議員が金沢市から交付を受けた政務活動費216万円と会派共用費精算払戻金等1万3206円の合計額から上記各訂正後の支出額合計194万1464円を除いた残額）を被告に返還したと認められる（前記前提事実(5)参照）。

この点、原告は、平成26年度の政務活動費については、同年度の政務活動費収支報告書の提出期限である平成27年4月30日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであるなどと主張するが、前記(1)ウ(ウ)のとおり、政務活動費収支報告書の提出期限後にその記載内容の訂正があった場合は、当該訂正後の記載内容も踏まえ、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであり（なお、喜多議員に係る前示の訂正内容が客観的に誤りであるとは認められない。）、また、仮に、上記支出について喜多議員が金沢市に不当利得返還債務を負うことがあるとしても、当該債務は上記返還によって弁済されたものとして消滅することになるから、いずれにしても、上記支出について喜多議員が不当利得返還債務を負うとする原告の主張は採用できない。

オ 別表3の4番の支出について

(ア) 証拠（甲39の4、乙10、15）によれば、別表3の4番の支出は、喜多議員が平成26年9月19日に野町会館（野町公民館）で開催した「喜多浩一 市政を語る会」と題する市政報告会の会場費であること、喜多議員は、平成26年度当時、主として小中学校の統廃合と通学区域といった教育行政、空き家対策と町家の保全、歴史と伝統文化を活かしたまちづくり

り、金沢市の財政状況等に関する調査研究に取り組んでいたところ、当該市政報告会において、小学校の跡地利用、小中一貫教育、野町公民館の耐震化等を中心に報告したことが認められる。

(イ) 以上の事実によれば、当該市政報告会は、喜多議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動を報告する内容であり、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものというべきところ、そのための会場費は、こうした政務活動に直接関連するものといえる。そして、本件手引きも、広報費の主な例として、市政報告のための会場費を掲げているところであり、上記のような当該市政報告会の内容・性質にも照らすと、上記会場費は、まさに本件条例及び本件手引きが広報費として想定する経費にほかならないというべきであって、こうした本件手引の記載内容をも参酌すれば、この会場費の支出が、本件使途基準に合致しない支出であるとは認められない。

カ 別表3の9、10番の支出について

(ア) 証拠(甲39の9、10、乙15、18)によれば、当該各支出は、いずれも喜多議員が一般質問をする議会の傍聴を呼びかけるための案内はがきに関する経費であることが認められる。

そして、当該案内はがきには、喜多議員の質問日時及び質問内容や、金沢市議会の傍聴を呼びかける定型的な文章のほか、同議員の写真が掲載されている部分もあるものの、当該写真が案内はがき全体に占める割合はわずかな程度に留まっていることが認められ、その記載内容に照らして、喜多議員個人の宣伝活動が主たる目的であるとは認められないし、市民に対し議会の傍聴を呼びかけることは、市民の市政や議会活動に対する関心を喚起向上するとともに、市民が直接議員の議会活動や市政について見分する機会となるものであって、こうした市民に対する広報の役割を通じて議

会の審議の充実強化に資するものであるから、このような案内はがきを送付することも、政務活動としての合理的関連性を有するものというべきである。

(イ) 以上によれば、上記各支出は、いずれも本件使途基準に合致しない支出であるとは認められない。

5

キ 以上によれば、喜多議員が政務活動費を充当できるものとして収支報告書等（前記訂正後のもの）に計上した広報費支出のうち、別表3の1、3及び5番の充当額合計58万7520円の4分の1に当たる14万6880円の支出については本件使途基準に適合しない支出であると認められるが、上記訂正後の収支報告書等に計上されたその余の支出及び同議員に係る本件各支出のうちその余のものについては、いずれも喜多議員が金沢市に対し不当利得返還債務を負うものとは認められない。

10

(4) 小林議員の広報費支出

15

ア 証拠（甲6、23、40）によれば、小林議員が、平成26年度の広報費として、112万5176円を支出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当することができるものとして収支報告書等に計上したこと、小林議員の広報費支出の内訳は、議会傍聴の案内はがき1通の作成費用、市政報告書2通の作成費用及び発送費用、市政報告会の案内状作成費用及び発送費用並びに会場費であったことが認められる。

20

イ 別表4の1、6及び9番の支出について

(ア) 証拠（甲40の14、18、丁イ1）によれば、当該各支出は、いずれも小林議員が一般質問をする議会の傍聴を呼びかけるための案内はがきに関する経費であることが認められる。

25

そして、当該案内はがきには、小林議員の質問日時及び質問項目や、金沢市議会の傍聴を呼びかける定型的な文章が記載されているにすぎず、その記載内容に照らして、小林議員個人の宣伝活動が主たる目的であるとは

認められないし、市民に対し議会の傍聴を呼びかけることは、市民の市政や議会活動に対する関心を喚起向上するとともに、市民が直接議員の議会活動や市政について見分する機会となるものであり、こうした市民に対する広報の役割を通じて議会の審議の充実強化に資するものであるから、このような案内はがきを送付することも、政務活動としての合理的関連性を有するものというべきである。

5

(イ) 以上によれば、上記各支出は、いずれも本件使途基準に合致しない支出であるとは認められない。

ウ 別表4の2ないし5、7、10及び13番の支出について

10

(ア) 証拠（甲40の15、16、20、丁イ1）によれば、小林議員の作成した市政報告書である「TACKLE REPORT」には、小林議員が金沢市議会で行った質疑の紹介や、市政報告会を開催したことの報告、小林議員の活動報告、小林議員が金沢のお土産として議会に提案してきた「金沢の水」の紹介記事が掲載されているほか、小林議員の写真や連絡先が掲載されている部分もあり、当該市政報告書を郵送する際に使用した封筒にも小林議員の写真や連絡先が印刷されているものの、これら写真や連絡先が紙面全体に占める割合はわずかな程度に留まっていることが認められる。

15

(イ) 以上によれば、当該市政報告書の大部分は、小林議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動等を紹介・報告する内容であり、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながるものであって、同議員の政務活動に資するものといえ、封筒に印刷された写真等が、小林議員の宣伝効果を有するとしても、上記のような市政報告書の内容に鑑みれば、小林議員の宣伝を主たる目的とするものとは認められないから、当該市政報告書の作成費用及び発送費用合計75万6624円（別表4の2ないし5、7、10及び13番の充

20

25

当額の合計である。甲40の2ないし5, 7, 10, 13)の支出は、いずれも本件使途基準に合致しない違法なものであるとは認められない。

(イ) なお、原告は、小林議員が、当該各支出に係る同議員作成の市政報告書を金沢市議会議長に提出していないため、別表4の2ないし5及び7番の支出は全額違法である旨主張するが、前記(3)イ(イ)のとおり、本件条例及び本件手引きにおいて、政務活動費出納簿に通信物自体を添付して議長に提出することまでは議員に求められておらず、このような通信物自体の添付を定めていない本件手引きの記載が不合理とまではいえないから、原告の当該主張は採用できない。

10 エ 別表4の8, 11及び12番の支出について

(ア) 証拠(甲40の8, 17, ニイ1)によれば、別表4の8番の支出は、小林議員が平成26年6月27日に金沢都ホテルで開催した市政報告会の会場費であること、小林議員は、平成26年度当時、主として人材育成、国際交流、子育て支援、教育関連、スポーツ関連等に関する調査研究に取り組んでいたところ、当該市政報告会において、受動喫煙の防止・対策、放課後児童クラブについての取組みを中心に報告したことが認められる。

また、証拠(甲40の11, 12, 19, ニイ1ないし3)によれば、別表4の11番の支出は、小林議員が同年12月23日に大徳公民館で開催した市政報告会の案内はがき代であること、当該案内はがきには、当該市政報告会の日時や場所のほか、小林議員の写真や、支援に対する感謝の意を述べた文章等が記載されていること、同別表12番の支出は、当該案内はがきの印刷代であること、小林議員は、当該市政報告会で、金沢港やその周辺の整備、駅と港を結ぶ二次交通のあり方、図書館の役割と地域への影響、スポーツを通じた教育、国際交流に関する取組みを中心に、コーディネーター役3名が、小林議員及び対談者である山野之義金沢市長に質疑をし、同人らが回答するという方式で行われたことが認められる。

(イ) 以上の事実によれば、当該各市政報告会は、いずれも小林議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動を紹介・報告する内容となっており、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。また、上記案内はがきの記載内容からすれば、その主たる目的は、上記市政報告会の日時等を周知し、もってその傍聴を呼びかけるものであると認められ、はがきに印刷された写真等が、小林議員の宣伝効果を有するとしても、これを主たる目的とするものとまでは認められず、上記市政報告会を開催するに当たり、このような案内はがきを市民に送付することも、政務活動としての上記市政報告会の実施と合理的関連性を有するものといえる。そして、本件手引きにおいて、広報費の主な例として、市政報告のための会場費や文書通信費も挙げられていることをも参照すれば、上記各支出は、いずれも、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

オ 以上によれば、小林議員の収支報告書に計上された広報費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(5) 下沢議員の広報費支出

ア 証拠（甲7, 24, 41）によれば、下沢議員が、平成26年度の広報費として、104万9709円を支出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、下沢議員の広報費支出の内訳は、市政報告会の案内はがき1通の作成費用、市政報告会の会場費及びお茶代、議会傍聴の案内はがき2通の作成費用、市政報告書1通及び封筒の作成費用並びに発送費用であったことが認められる。

イ 別表5の1ないし5番の支出について

(ア) 証拠（甲41の1ないし3, 14, 乙11, 16）によれば、別表5の

1番の支出は、下沢議員が平成26年5月16日に粟崎文化センターで開催した市政報告会の案内はがき代であり、同別表2及び3番の支出は、当該市政報告会のお茶代及び会場費であること、当該案内はがきには、当該市政報告会の日時や場所、当該市政報告会への参加を呼びかける文章が記載されていること、下沢議員は、平成26年度当時、主として金沢市の農業政策、学校教育等の教育行政、中心市街地における土地利用及び都市交通のあり方に関する調査研究に取り組んでいたところ、当該市政報告会において、下沢議員が平成26年定例第1回市議会で、建設企業常任委員会委員長の職責を担うことになったこと、金沢市の同年度当初予算の概要や重点施策等を中心に報告した上、金沢市議会基本条例に基づく取組みが進展していることの説明や、同年度の5回目の意見交換会への積極的な参加の呼びかけを行ったことが認められる。

また、証拠（甲41の4、5、15、乙11、16）によれば、別表5の4及び5番の支出は、下沢議員が同年6月8日に金沢市粟崎町所在の金沢ものづくり会館で開催した市政報告会のお茶代及び会場費であること、下沢議員は、当該市政報告会で、金沢市議会の運営に関する説明、定例月議会の予定や内示された議案等の概要等を中心に報告した上、金沢市議会基本条例に基づく取組みの説明や、意見交換会への積極的な参加の呼びかけを行ったことが認められる。

(イ) 以上の事実によれば、当該各市政報告会は、いずれも下沢議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動を紹介・報告する内容となっており、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。また、上記案内はがきの記載内容からすれば、その目的は、市政報告会の日時等を周知し、もってその傍聴を呼びかけるものであると認められ、下沢議員の宣伝を主たる目的と

するものとは認められないから、上記市政報告会を開催するに当たり、このような案内はがきを市民に送付することも、政務活動としての上記市政報告会の実施と合理的関連性を有するものといえる。さらに、上記市政報告会を開催するに際し、出席者に飲料を提供することは、当該会合の円滑な進行に資するものというべきところ（前記2(3)），本件において、上記平成26年6月25日開催の市政報告会の内容に照らしてお茶を提供することが明らかに不必要であるとは認められないし、その金額（5929円）も社会通念上儀礼の範囲を超えて不相当地過大であるとは認められないから、上記飲料に係る経費についても、政務活動としての上記市政報告会と合理的関連性を有するものというべきである。以上説示したところに加え、本件手引きにおいて、広報費の主な例として、市政報告のための会場費や文書通信費のほか、茶菓子代も挙げられていることをも参照すれば、上記ア)の各支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

ウ 別表5の6ないし8、11及び12番の支出について

(ア) 証拠（甲41の16、17、21、22、乙13）によれば、下沢議員の作成した市政報告書である「金沢市議会議員下沢広伸 市政報告コミュニティー」には、下沢議員が金沢市議会で行った質疑の紹介や、下沢議員が議会基本条例に関する意見交換会を開催した報告及び今後の予定に関する記事、下沢議員の活動報告、市政に対する下沢議員の決意を表明した文章が掲載されているほか、下沢議員の写真や連絡先が掲載されている部分もあり、当該市政報告書を郵送する際に使用した封筒にも下沢議員の写真や連絡先が印刷されているものの、これら写真等が紙面全体に占める割合はわずかな程度に留まっていることが認められる。

(イ) 以上によれば、当該市政報告書の大部分は、下沢議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動等を紹介する内

容であり、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化に資するものといえ、封筒に印刷された写真等が、下沢議員の宣伝効果を有するとしても、当該市政報告書の内容に鑑みれば、同市政報告書及び上記封筒が下沢議員の宣伝を主たる目的とするものとまでは認められないから、当該市政報告書及び封筒の作成費用並びに発送費用等合計86万2881円（別表5の6ないし8、11及び12番の充当額の合計）である。甲41の6ないし8、11、12）の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

エ 別表5の9、10及び13番の支出について

10 ア) 証拠（甲41の18ないし20、23）によれば、当該各支出は、いずれも下沢議員が一般質問をする金沢市議会定例会の傍聴を呼びかけるための案内はがきに関する経費であることが認められる。

15

そして、当該案内はがきには、小林議員の質問日時及び場所の案内や、金沢市議会の傍聬を呼びかける定型的な文章が記載されているほか、はがきの表面には下沢議員の写真や連絡先などが印刷されているものの、これら写真等がはがき全体に占める割合はわずかな程度に留まっており、その記載の内容及び形式からして、下沢議員個人の宣伝活動が主たる目的であるとは認められないし、市民に対し議会の傍聴を呼びかけることは、市民の市政や議会活動に対する関心を喚起向上するとともに、市民が直接議員の議会活動や市政について見分する機会となるものであり、こうした市民に対する広報の役割を通じて議会の審議の充実強化に資するものであるから、このような案内はがきを送付することも、政務活動としての合理的関連性を有するものというべきである。

20

イ) よって、上記各支出は、いずれも本件使途基準に合致しない支出であるとは認められない。

25

オ 以上によれば、下沢議員の收支報告書に計上された広報費の支出は、いず

れも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(6) 久保議員の広報費支出

ア 証拠（甲8, 25, 42）によれば、久保議員が、平成26年度の広報費として、94万5828円を出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、久保議員の広報費支出の内訳は、市政報告書3通の作成費用及び発送費用、議会傍聴の案内はがき2通の作成費用、久保議員のホームページ利用料、平成26年度の活動報告DVD作成費用並びに市政報告会の会場使用料であったことが認められる。

イ 別表6の1ないし3、5ないし7及び10番の支出について

（ア） 証拠（甲42の17, 18, 24）によれば、久保議員が作成した市政報告書である「ネットワーク通信v o 1. 18」には、久保議員が金沢市議会で行った質疑の紹介や、久保議員が平成26年4月11日に北陸新幹線「W7系」金沢港入港セレモニーに参加した旨の報告が記載されているほか、久保議員の写真が掲載されているものの、当該写真が紙面全体に占める割合はわずかな程度に留まっていること、「ネットワーク通信v o 1. 19」には、久保議員が金沢市議会で行った質疑の紹介や、久保議員の活動報告、久保議員が参加したお寺の朝市の紹介及びその感想を述べた記事が掲載されているほか、久保議員の写真や連絡先が掲載されているものの、これら写真等（久保議員の活動報告の記事に使用されているものも含む）が紙面全体に占める割合はわずかな程度に留まっていること、「ネットワーク通信2015年春号」には、久保議員が金沢市議会3月定例会で行った質疑の紹介や、久保議員が平成27年2月に行った東京都板橋区の視察の報告及びその感想を述べた記事のほか、久保議員の写真が掲載されているものの、当該写真が紙面全体に占める割合はわずかな程度に留まっていることが認められる。

(イ) 以上によれば、当該各市政報告書の大部分は、いずれも久保議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動等を紹介・報告する内容であり、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながるものであって、同議員の政務活動に資するものといえ、上記各市政報告書が、久保議員自身の宣伝を主たる目的として作成されたものとも認められないから、当該各市政報告書の作成費用及び発送費用合計76万8888円（別表6の1ないし3、5ないし7及び10番の充当額の合計である。甲42の1ないし3、5ないし7、10、13ないし16、19ないし21、25）の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

ウ 別表6の4及び9番の支出について

(ア) 証拠（甲42の4、9、23）によれば、当該各支出は、いずれも久保議員が一般質問をする金沢市議会の傍聴を呼びかけるための案内はがきに関する費用であることが認められる。

そして、当該案内はがきには、久保議員の質問日時及び質問事項や、金沢市議会の傍聴を呼びかける定型的な文章が記載されており、その記載内容に照らして、久保議員個人の宣伝活動が主たる目的であるとは認められないし、市民に対し議会の傍聴を呼びかけることは、市民の市政や議会活動に対する関心を喚起向上するとともに、市民が直接議員の議会活動や市政について見分する機会となるものであって、こうした市民に対する広報の役割を通じて議会の審議の充実強化に資するものであるから、このような案内はがきを送付することも、政務活動としての合理的関連性を有するものというべきである。

(イ) よって、上記各支出合計2万0800円は、いずれも本件使途基準に合致しない支出であるとは認められない。

エ 別表6の8番の支出について

(ア) 証拠（甲42の8、22）によれば、久保議員のホームページには、久保議員の活動報告や、久保議員の所属する石川県看護連盟関係の動画が掲載されているほか、久保議員の写真が掲載されている部分もあることが認められる。

5 (イ) 以上によれば、当該ホームページの大部分は、久保議員が取り組み又は
10 関心を有している分野についての施策や議員としての活動等を紹介する
内容であり、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の
充実強化につながるものであって、政務活動に資するものといえ、上記ホ
ームページ上の久保議員の写真についても、活動報告の一環として掲載さ
れているものと解され、具体的な市政報告に資する面もあると認められる
から、当該ホームページが久保議員自身の宣伝を主たる目的として作成さ
れたものとまでは認められず、当該ホームページの1年間分の利用料3万
6000円（甲42の8）の支出は、本件使途基準に合致しないものとは
認められない。

15 オ 別表6の11番の支出について

(ア) 証拠（乙12）によれば、久保議員が平成26年度中に作成した活動DVDには、久保議員が金沢市議会で行った質疑の紹介や、久保議員が平成26年度中に参加した議会活動やその他金沢市内の事業に関する活動報告、同DVD視聴者への挨拶等がなされているほか、久保議員の経歴や写真等が紹介されている部分もあり、当該写真が同DVDに占める割合も少くないことが認められ、同DVDの作成目的が、久保議員の宣伝等を含むこと自体は否定できない。

20 もっとも、上記DVDの内容を全体として観察すると、上記写真の部分を含めて、視覚に訴える方法で金沢市議会の様子や市政の紹介を行う効果を有しており、当該DVDの視聴によって、市民の市政や議会活動に対する関心が喚起向上され、ひいては市民からの要望を受ける契機となり得る

など、議会の審議の充実強化につながるものであると認めることができるから、久保議員の政務活動に資するものといえる。

(イ) 以上によれば、上記DVDが、久保議員自身の宣伝を主たる目的として作成されたものであるとまでは認められないから、上記DVDの製作費用
5 11万6640円（甲42の11）の支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

カ 別表6の12番の支出について

(ア) 証拠（甲42の28、29、乙17）によれば、別表6の12番の支出は、久保議員が平成27年2月9日に金沢市小将町所在の善隣館3階ホールで開催した「久保洋子議会活動報告会」と題する市政報告会の会場費であること、久保議員は、平成26年度当時、主として妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を始めとする母子保健、地域における医療と福祉の充実、傾聴ボランティアの取組み推進等に関する調査研究に取り組んでいたところ、当該市政報告会において、金沢市長の施政方針についての説明を行ったほか、久保議員が関わる「お寺で朝市」や「朝市井戸端会議」等の味噌蔵地区の地域コミュニティ醸成につながる取組みを中心に報告したことが認められる。

(イ) 以上の事実によれば、当該市政報告会は、久保議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動を報告する内容であり、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。以上に加え、前記(3)オ(イ)で説示した会場費の性質や本件手引きの記載内容を参照すれば、上記(ア)の支出が、本件使途基準に合致しない支出であるとは認められない。

キ 以上によれば、久保議員の收支報告書に計上された広報費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(7) 田中仁議員の広報費支出

ア 証拠（甲9, 26, 43）によれば、田中仁議員が、平成26年度の広報費として、91万8000円を支出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、田中仁議員の広報費支出の内訳は、いずれも田中仁議員が2か月に1度発行している市政報告書（議会報告書）の10通の作成費用であったことが認められる。

イ そして、証拠（甲43の12, 14, 16, 18, 20, 22, 24, 26, 28, 30, 丙ホ1）によれば、田中仁議員は、平成26年度当時、主に、城北地区及び市内全体の整備促進に向けた調査と課題の掘り起こしや、電子自治体構築に向けた情報通信事情の調査と課題の掘り起こしに関する政務活動に取り組んでいたところ、田中仁議員が作成した市政報告書である「かわら版たなか仁」には、金沢市議会や定例会の議事報告や、会期中に行われた常任委員会の主たる課題を紹介する記事が紙面の大部分を占めており、田中仁議員の写真や連絡先が掲載されている部分もあるものの、これら写真等が紙面全体に占める割合はわずかな程度に留まっていることが認められる。

ウ 以上によれば、上記市政報告書は、いずれも、その大部分は、市政や議会活動を紹介・報告する内容であり、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながるものであって、田中仁議員の政務活動に資するものといえ、これが同議員の宣伝を主たる目的とするものとも認められないから、上記各市政報告書の作成費用の支出は、いずれも本件使途基準に合致しない違法なものであるとは認められず、田中仁議員に交付された政務活動費に係る原告の請求は理由がない。

(8) 清水議員の広報費支出

ア 証拠（甲10, 27, 44, 丙ヘ1ないし3）によれば、清水議員が、平

成26年度の広報費として、89万3678円を支出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、清水議員の広報費支出の内訳は、市政報告書5通の作成費用及び発送費用並びに市政報告会の案内はがき発送費用であったことが認められる。

5

イ 別表8-2の各支出について

(ア) 証拠(甲44の33ないし37、丙へ1)によれば、清水議員が作成した市政報告書である「広さか便り 清水くにひこ」には、清水議員が課題であると認識している市政の紹介やそれに対する清水議員の意気込みを述べた文章、金沢市の公式ホームページを紹介する記事のほか、清水議員の挨拶文が掲載されているものの、当該挨拶文が紙面全体に占める割合はわずかな程度に留まっていること、同じく清水議員が作成した市政報告書である「清水くにひこ全力投球」には、清水議員が金沢市議会で行った質疑及びそれに対する金沢市長の答弁を紹介する記事や、市政に対する清水議員の考え方を述べた記事のほか、清水議員の写真や経歴、連絡先が掲載されているものの、これら写真等が紙面全体に占める割合はわずかな程度に留まっていることが認められる。

10

(イ) 以上によれば、当該各市政報告書の大部分は、いずれも清水議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動等を紹介する内容であり、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながるものであって、同議員の政務活動に資するものといえ、当該市政報告書が同議員自身の宣伝を主たる目的として作成されたものとも認められないから、当該各市政報告書の作成費用及び発送費用(別表8-1記載の切手代を除く。)合計88万4238円(別表8-2の充当額の合計である。甲44の1、2、4ないし7、9ないし12、14ないし19、21ないし23、25ないし27)の支出は、いずれも

15

20

25

本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

ウ 別表8-1の各支出について

(ア) 別表8-1の1ないし4番の各支出について、証拠(甲44の3, 8, 13, 20, 丙へ1, 3)によれば、当該各支出は、いずれも上記清水議員作成の市政報告書発送のための切手代であること、清水議員は、平成26年度当時、市政報告書を一括して発送していたが、発送漏れなどにより、追加で発送する場合には、購入した切手を封筒に貼付して発送することもあったことが認められる。

そして、上記イのとおり、清水議員の作成した各市政報告書の作成費用及び発送費用は、いずれも広報費支出であって、本件使途基準に合致しないものではなく、市政報告書の追加発送の際に必要な切手代も、本件手引き(乙1の11頁)に記載のある「広報紙等発送費用」に該当するものとして、本件使途基準に反しないものというべきである。

これに対し、原告は、切手代であることを裏付ける領収証書の他に、当該各支出が本件条例で定める広報費の内容に該当する支出であることの裏付けがないから、当該各支出は全額違法である旨主張する。しかしながら、本件手引きには、支出を証する領収書以外に、支出報告書に添付する書類を特に定めていないから、ある経費への政務活動費の充当が本件使途基準に合致するか否かは、本訴において提出された証拠を含む諸般の事情を総合考慮して判断すべきところ、上記挙示の各証拠(特に、丙へ第3号証については、その内容が詳細かつ具体的で合理的なものであり、対応する甲第44号証の各領収書に付記された内容とも整合している。)に弁論の全趣旨を総合すれば、当該各支出はいずれも市政報告書発送のための切手代であると認めることができ、これを左右するに足りる証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。

よって、上記各支出は、いずれも本件使途基準に合致しない支出とはい

えない。

(イ) また、別表8-1の5番の支出について、証拠（甲44の24、丙へ1ないし3）によれば、当該支出は、清水議員が平成27年5月8日に中の湯清水旅館で開催した市政報告会につき、同報告会への参加を呼びかけるための案内をするため、同年3月24日に購入したはがきに関する費用であること、清水議員は平成26年度当時、主に国から地方自治体への権限委譲や、中山間地域の課題として、農業の担い手育成支援及び耕作放棄地の再生に向けた取組み支援策、中山間地域活性化策に関する政務活動に取り組んでいたところ、当該市政報告会において、金沢森本インター工業団地の活性化及び交通渋滞対策、金沢の食文化の広報、金沢マラソン2015開催に当たっての課題等について報告したことが認められる。

以上の事実によれば、当該市政報告会は、清水議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動を報告する内容となっており、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。そして、当該案内はがきには、当該市政報告会の日時及び場所や、報告内容、当該市政報告会への参加を呼びかける定型的な文章が記載されており、その内容に照らして、清水議員個人の宣伝活動が主たる目的であるとは認められないから、上記市政報告会を開催するに当たり、このような案内はがきを送付することも、政務活動としての上記市政報告会の開催と合理的関連性を有するものといえる。以上説示したことろに加え、本件手引きの記載内容をも参酌すれば、上記支出が、本件使途基準に合致しない違法な支出であるとは認められない。

エ 以上によれば、清水議員の収支報告書に計上された広報費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(9) 木下議員の広報費支出

ア 証拠（甲11, 28, 45, 丁口1）によれば、木下議員が、平成26年度の広報費として、90万1136円を支出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、木下議員の広報費支出の内訳は、市政報告会の案内状及び案内はがきの作成・発送費用並びに市政報告会の会場費及びお茶代であったことが認められる。

イ 別表9の各支出について、証拠（甲45の2, 9, 丁口1）によれば、別表9の2番の支出は、木下議員が平成26年4月28日に自宅で開催した市政報告会の案内はがきに関する費用であること、当該案内はがきには、当該市政報告会の日時や場所、概要、当該市政報告会への参加を呼びかける文章が記載されていること、木下議員は、平成26年度当時、主として交通網の新たな構築、道路整備、年金、福祉対策、市民の健康増進政策、防災対策、治水対策、スポーツ指導者の養成・環境整備、運動公園等の整備などに関する調査研究に取り組んでいたところ、当該市政報告会において、藤江町の小学校建設、畝田中町の道路整備に関する取組みを中心に報告したことが認められる。

また、証拠（甲45の4, 丁口1）によれば、別表9の4番の支出は、木下議員が同年5月7日に自宅で開催した市政報告会の案内はがきに関する費用であること、当該案内はがきには、当該市政報告会の日時や場所、議題、当該市政報告会への参加を呼びかける文章が記載されていること、木下議員は、当該市政報告会において、藤江町の橋の架替え、藤江町から松村町への市道整備、観音堂東町会調整池を用いた集会場建設に関する取組みを中心に報告したことが認められる。

さらに、証拠（甲45の1, 3, 5ないし8, 10ないし13, 丁口1ないし3）によれば、別表9の1, 3, 7番の支出は、木下議員が同月31日にANAクラウンプラザホテル金沢で開催した市政報告会の案内状の作成



費用及び発送費用であり、別表9の8番の支出は、当該案内状発送のための封筒代であること、当該案内状には、当該市政報告会の日時や場所、概要、当該市政報告会の基調講演者の紹介、当該市政報告会への参加を呼びかける文章のほか、木下議員の写真や連絡先、木下議員の世話人による挨拶文が記載されているが、当該写真等が案内状紙面に占める割合はわずかな程度に留まっていること、また、別表9の5、6番の支出は、当該市政報告会の会場費及びお茶代（1人当たり900円、404人分）であること、木下議員は、当該市政報告会で、30年にわたる木下議員の活動内容や、公園建設、調整池を利用した集会場建設、防災に関する取組み等を中心に報告したことが認められる。

ウ 以上の事実によれば、上記各市政報告会は、いずれも木下議員が取り組み又は関心を有している分野についての施策や議員としての活動を報告し、自身の意見を述べる内容のものであり、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。また、上記各案内はがき及び案内状の記載内容からすれば、その目的は、市政報告会の日時等を周知し、もってその傍聴を呼びかけるものであると認められ、封筒に木下議員の連絡先や似顔絵が印刷されていること（甲45の12）を考慮しても、いずれも木下議員の宣伝を主たる目的とするものとは認められないから、上記各市政報告会を開催するに当たり、このような案内はがきを市民に送付することも、政務活動としての上記各市政報告会の開催と合理的関連性を有するものといえる。さらに、市政報告会を開催するに際し、出席者に飲料を提供することは、当該会合の円滑な進行に資するものというべきところ（前記2(3)）、本件において、上記平成26年5月31日開催の市政報告会の内容に照らしてお茶を提供することが明らかに不必要であるとは認められないし、その金額（1人当たり900円、404人分）も、上記市政報告会の規模等に照らし

て、社会通念上儀礼の範囲を超えて不相當に過大であるとは認められないから、上記飲料に係る経費についても、政務活動としての上記市政報告会と合理的関連性を有するものというべきである。以上説示したところに加え、前記(3)オ(イ)で説示した会場費の性質や本件手引きの記載内容をしんしゃくすれば、上記各支出は、いずれも本件使途基準に合致しない支出であるとは認められない。

エ 以上によれば、木下議員の収支報告書に計上された広報費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(10) 坂本議員の広報費支出

ア 証拠（甲12, 29, 46, 丙ニ1ないし3）によれば、坂本議員が、平成26年度の広報費として、65万2802円を支出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等（前提事実(5)ウの訂正後のもの）に計上したこと、坂本議員の広報費支出の内訳は、議会傍聴の案内はがき2通の作成費用、市政報告書2通の作成費用及び発送費用、市政報告会の案内はがき1通の作成費用であったことが認められる。

イ 別表10の1及び7番の支出について

(ア) 証拠（甲46の1, 7, 丙ニ3）によれば、当該各支出は、いずれも坂本議員が一般質問をする金沢市議会の傍聴を呼びかけるための案内はがきに関する費用であることが認められる。

そして、当該案内はがきには、坂本議員の質問日時及び質問事項や、金沢市議会の傍聴を呼びかける定型的な文章が記載されており、その内容からして、坂本議員個人の宣伝活動が主たる目的であるとは認められないし、市民に対し議会の傍聴を呼びかけることは、市民の市政や議会活動に対する関心を喚起向上するとともに、市民が直接議員の議会活動や市政について見分する機会となるものであり、こうした市民に対する広報の役割を通

じて議会の審議の充実強化に資するものであるから、このような案内はがきを送付することも、政務活動としての合理的関連性を有するものというべきである。

(イ) よって、上記各支出はいずれも本件使途基準に合致しない支出であるとは認められない。
5

ウ 別表10の2ないし6及び10番の支出について

(ア) 証拠（甲46の2ないし6、10ないし16、丙ニ3）によれば、別表10の2、4及び10番の支出は、坂本議員の作成した市政報告書の作成費用及び発送費用であること、別表10の3、5及び6番の支出は、当該市政報告書を郵送するための封筒の作成費用であることが認められる。
10

また、証拠（甲46の13、16）によれば、坂本議員の作成した市政報告書である「坂本やすひろ市政通信」には、市議会における坂本議員の質疑内容やその感想、坂本議員の活動報告等の記事が掲載されているほか、坂本議員の写真や連絡先等が掲載されている部分もあるものの、これら写真等が紙面全体に占める割合はわずかな程度に留まっていること、坂本議員は、訴外株式会社宝文堂に対し、平成26年10月7日、坂本議員の発行する政治活動に関する活動報告広報誌の企画、デザイン制作、印刷及び製本を27万円で発注し（甲46の15）、訴外株式会社宝文堂は、当該契約に基づき、「坂本やすひろ市政通信 v o 1. 2」（甲46の16）の印刷等を行ったことが認められる。
15
20

(イ) 以上によれば、上記各市政報告書の大部分は、いずれも坂本議員が取り組み又は関心を有している分野に関する施策や議員活動等を紹介する内容であり、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながるものであって、同議員の政務活動に資するものといえ、上記各市政報告書が同議員自身の宣伝を主たる目的として作成されたものとも認められないから、上記各市政報告書の作成費用及び発送費用並び
25

に発送のための封筒作成費用合計 6 1 万 2 3 0 2 円（別表 1 0 の 2 ないし 6 及び 1 0 番の充当額の合計である。甲 4 6 の 2 ないし 6 , 1 0) の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

エ 別表 1 0 の 8 番の支出について

5 (ア) 証拠（甲 4 6 の 8 , 丙ニ 3 , 4) によれば、当該支出は、坂本議員が平成 2 7 年 3 月 2 9 日に城南公民館で開催した市政報告会の案内はがき代であること、当該案内はがきには、当該市政報告会の日時や場所、ゲスト弁士の氏名及び肩書、当該市政報告会への参加を呼びかける文章が記載されているほか、統一地方選挙に向けた坂本議員の挨拶文も記載されていること、坂本議員は、平成 2 6 年度当時、主として城南地区及び市内全体の防災活動・危機管理体制整備に向けた調査と課題の掘り起こしや、スポーツツーリズム・子ども教育の充実に向けた調査と課題の掘り起こしに関する政務調査活動に取り組んでいたところ、当該市政報告会において、増加が予想される外国人世帯に対する今後の対応、スポーツツーリズムの取組みが金沢市に与える影響、青少年による犯罪防止に関する包括的な取組み、地域サロンの現状と今後の支援の在り方などを中心に報告したことが認められる。

10 (イ) 以上の事実によれば、当該市政報告会は、坂本議員が取り組み又は関心を有している分野に関する施策や議員としての活動を報告する内容となっており、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。また、上記案内はがき記載内容からすれば、その目的は、市政報告会の日時等を周知し、もってその傍聴を呼びかけるものであると認められ、統一地方選挙に向けた坂本議員の挨拶文も、当該市政報告会の参加者となり得る坂本議員の支援者に向けた定型的・儀礼的な挨拶を超えて、坂本議員の宣伝効果を有するものとはいはず、当該案内はがき

の送付は、坂本議員の宣伝を主たる目的とするものとまでは認められないから、上記市政報告会を開催するに当たり、このような案内はがきを市民に送付することも、政務活動としての上記市政報告会の開催と合理的関連性を有するものといえる。

5 (ウ) よって、上記支出が本件使途基準に合致しない支出であるとは認められない。

オ 別表10の9番の支出について、前記のとおり、坂本議員は、計上に誤りがあったとして収支報告書等を修正した上、当該支出に係る政務活動費合計2万6000円を既に被告に返還している（前記前提事実(5)ウ参照）。

10 この点、原告は、平成26年度の政務活動費については、同年度の政務活動費収支報告書の提出期限である平成27年4月30日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであるなどと主張するが、前記(1)ウ(ウ)のとおり、政務活動費収支報告書の提出期限後にその記載内容の訂正があった場合は、当該訂正後の記載内容も踏まえ、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであり（なお、坂本議員に係る前示の訂正内容が客観的に誤りであるとは認められない。）、また、仮に、上記支出について坂本議員が金沢市に不当利得返還債務を負うことがあるとしても、当該債務は上記返還によって弁済されたものとして消滅することになるから、いずれにしても、上記支出について坂本議員が不当利得返還債務を負うとする原告の主張は採用できない。

20 カ 以上によれば、坂本議員の収支報告書（ただし、前記前提事実(5)ウの訂正後のもの）に計上された広報費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められないし、坂本議員に係る本件各支出のうち、その余の支出についても、坂本議員が不当利得返還債務を負うものとは認められない。

(11) 松村議員の支出

ア 人件費

(ア) 証拠(甲13, 30, 47, 丁ハ1ないし3)及び弁論の全趣旨によれば、松村議員は、平成26年度当時、自宅とは別に、金沢市長田2丁目所在のアパートの一室（以下「本件松村事務所」という。）を賃料月額2万8000円で賃借し、政務活動の用に供する事務所として使用し、また、訴外高畠ちづ江（以下「高畠」という。）及び田口功一（以下「田口」という。）をアルバイトとして自らの上記政務活動専用事務所で雇用し、高畠に対しては、1時間当たり1000円、田口に対しては、1時間当たり900円を給与として支払っていたこと、同年度の入件費として、高畠に対し102万4000円、田口に対し48万1500円の合計150万5500円を支出し、このうち、高畠に対する支出分を2分の1の割合で按分した金額と田口に対する支出分の全額とを合計した、99万3500円につき、政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、田口は、平成26年度当時、松村議員の本件松村事務所において、主に現地調査の補助業務、政務活動の資料収集・検討の補助業務等に従事し、同議員の政務活動に関連しない業務には従事していなかったのに対し、高畠は、田口が行っていた各業務に加え、政務活動費収支報告書などの作成補助業務に従事していたほか、政務活動とは無関係の業務を行うこともあったことが認められ、これを左右するに足りる証拠はない。

(イ) 原告は、松村議員の高畠に対する人件費の支出につき、同人が専任職員ではないことや、甲47の25の「仕事の内容」に人件費の内容に該当する記載がないことを理由に、全額政務活動費を充当することはできない旨主張する。

しかし、本件条例は、別表第9欄において、人件費を、政務活動費を充てることのできる経費として掲げるとともに、その内容について、議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費をいうものと定めており、本件条

例及び本件手引きのいずれにおいても、議員が雇用する者が専任職員か否かによって政務活動費の充当の可否等が左右されることをうかがわせる規定はなく、これらの本件条例等の関係規定に照らせば、人件費として政務活動費を充当できる経費の範囲は、議員が雇用する者が現に従事する業務の内容に照らして客観的に判断されるべきものであって、当該支出の対象となる職員が専任職員か否かによって左右されるものではないし、その判断の基礎となる資料も、議員が收支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではないというべきである。そして、前記(ア)のとおり、本件証拠関係等に照らすと、高畠への給与の支払は、同人が松村議員との雇用契約に基づく業務に現に従事した時間に応じて支給されていたものであり、また、高畠は、上記雇用契約に基づき、松村議員の行う政務活動の補助業務に従事していたものと認められるのであって、本件全証拠をもってしても、高畠がその業務時間の相当部分を松村議員の政務活動の補助業務以外の業務に従事していたなど、高畠に係る人件費への政務活動費の支出が本件使途基準に合致しないことを推認させる一般的・外形的事実が証明されていいるということはできない。

よって、原告の上記主張は採用できない。

(ウ) 原告は、松村議員の田口に対する人件費の支出につき、本件松村事務所の態様が本件手引きにいう「政務活動事務所+政治団体事務所」であると推認されるため、田口に対する人件費にその2分の1を超えて政務活動費を充当することは許されない旨主張する。

しかしながら、前示のとおり、人件費として政務活動費を充てることができる経費の範囲は、議員が雇用する者が現に従事する業務の内容に照らして客観的に判断されるべきところ、前記(ア)のとおり、本件証拠関係等に照らし、田口は、平成26年度中、松村議員との雇用契約に基づき、松村議員が行う政務活動の補助業務に現に従事していたものと認められるの

である。そして、前記(ア)のとおり、松村議員は、本件松村事務所を政務活動の用に供していたものと認められるが、このような政務活動の用に供する事務所は政治団体の活動にも利用されることが通常であることを裏付ける証拠はないし、松村議員の後援会活動は、自宅や、必要に応じてホテルを借りて行っていたとする同議員作成の陳述書(丁ハ1)もあるところ、同陳述記載が不自然・不合理であるとまではいえないから、松村議員が、政務活動以外の政治活動や後援会活動については、本件松村事務所以外の場所で行っていた可能性を直ちに否定することもできず、他に本件松村事務所において政務活動以外の活動が行われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。そうすると、田口が、松村議員との雇用契約に基づき、政務活動の補助業務以外の業務に従事していたとか、あるいは少なくとも田口が勤務する本件松村事務所が、政務活動以外の業務に利用されていたなど、田口に係る人件費の全額に政務活動費を支出することが本件使途基準に合致しないことを推認させる一般的・外形的事実が立証されているということはできないから、本件松村事務所が政治団体事務所を兼ねていることを前提として按分率を定めるべきとする原告の上記主張は採用できない。

(エ) 以上によれば、松村議員の収支報告書に計上された人件費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

イ 事務所費

(ア) 証拠(甲13, 30, 48, 丁ハ1, 2, 4)によれば、松村議員は、平成26年度の事務所費として光熱費、備品等購入費・賃借料、消耗品等購入費の合計59万0213円を支出し、その全額について按分することなく政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、上記備品、消耗品等は、松村議員が本件松村事務所において政務活動に使用したことが認められる。

(イ) 上記(ア)のとおり、松村議員が平成26年度中に購入した備品、消耗品等は、いずれも同議員が政務活動に使用したものと認められる。そして、本件手引きによれば、政務活動費は実費弁償が原則であり、按分による算定方法を用いるのは実額の把握が困難な例外的な場合とされているところ(前示第2の2(4)ア)、前記ア(ウ)のとおり、本件松村事務所において、政務活動以外の活動が行われているものとは認められないことからすると、これらの購入費については、全額につき政務活動費を充てることができるというべきである。また、光熱費及び賃借料についても、前記認定したことによれば、本件松村事務所の形態は、本件手引きにおける「政務活動専用事務所」に該当すると認められ、本件手引き上、その光熱費等は全額政務活動費を充当できるとされている(なお、原告は、松村議員が、上下水道代金及び賃借料を政務活動費として事務所費に計上していることにより、同議員の事務所の形態が、本件手引きにいう「政務活動事務所+政治団体事務所」であると推認されるなどと主張するが、本件手引きは、事務所の形態の区分を上下水道代金及び賃借料を政務活動費として事務所費に計上しているか否かによって定めるのではなく、あくまで事務所の客観的な利用態様に応じて定めるべきものとしていると解され(本件手引き第4章2(3)③においては、政務活動専用事務所についても、その上下水道代金及び賃借料(の全額)が政務活動費を充当することができる事務所費に計上される場合があることを前提とする内容となっている。), このような本件手引きの当該記載内容も法及び本件条例に照らして不合理とはいえないから、上下水道代金及び賃借料の事務所費としての計上の有無いかんによって事務所の形態が定まるかのようにいう原告の主張は採用できない。)。

(ウ) また、原告は、松村議員の各支出に係る領収証のただし書に記載がなく、支出目的が分からぬ支出(平成26年11月8日の1710円の支出

(甲48の44)及び同年12月4日の1710円の支出(甲48の49))は、全額違法支出であると主張する。

この点、本件条例10条1項は、政務活動費支出の透明性確保の見地から、政務活動費の交付を受けた議員に対し、収支報告書の作成及び政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しの添付を義務付けていところ、本件手引きにおいても、収支報告書に添付する領収書のただし書欄に、何の代金か明確かつ具体的に記載するよう求めていることからすれば(乙1)、政務活動費の支出について、収支報告書等に添付された当該支出に係る領収書等のただし書に具体的な費目が記載されていないことを原告が立証した場合には、支払の相手方その他の領収書等の記載内容から当該支出の具体的な内容を容易に推知できるような場合を除き、当該支出は本件使途基準に合致しないものであることを推認させる一般的・外形的事実が立証されたものというべきである。

そして、証拠(甲48の44、48の49)によれば、原告が全額違法支出であると主張する上記各支出に係る領収書には、品目の記載がなされていないため、当該各支出については、上記一般的・外形的事実が立証されているといえる。

もっとも、本件手引きが、領収書において具体的な費目の記載を求める趣旨は、支出の根拠のほか、政務活動の内容についての透明性を確保することにもあるところ、商慣習上、領収書(ただし書を含む。)の記載のみでは政務活動の内容を説明することが困難な場合があることに鑑み、本件手引きは、領収書等の支出を証する書類に補記や他の書類を添付することにより説明することを認めているものと解される(本件手引き第5章1(1)参照。乙1)。以上に加え、ある経費に政務活動費を充てることができるか否かは、当該経費の内容に照らして客観的に判断されるべきものであり、

その判断の基礎となる資料も、議員が收支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではないこと（前記アイ参照）からすれば、被告又は本件各議員の反証の成否については、上記領収書の記載のほか、議員が收支報告書に添付した他の資料や、訴訟において新たに提出された証拠その他一切の事情を総合して判断すべきものである。そして、被告補助参加人である松村議員は、上記各支出は、いずれも、同議員の政務活動事務所（本件松村事務所）で使用していた暖房器具に必要な灯油を購入したものであり、事務所費として政務活動費を充てることができる旨主張するところ、松村議員が作成し、收支報告書とともに議長に提出した平成26年度政務活動費出納簿（甲30。本件手引きの様式第4号の定める様式によるもの。）

の「活動（使途）内容」欄には、上記各支出につき、「大智~~株~~灯油代」との記載があり、その支出年月日及び金額が領収書記載のものと一致していること、証拠（丁ハ4）によれば、訴外大智株式会社は、LPGガス・石油製品の販売等を行う会社であり、上記各領収書は、いずれも同社が作成したものであって、同社が松村議員に対し販売した灯油代金について交付したものであると認められること、その支出時期及び金額に鑑みても、これを本件松村事務所における暖房の燃料として使用されたものとみて不自然ではないことからすれば、上記各支出については、いずれも松村議員が主張する使途に支出されたものと合理的に推認することができ、これら支出については、本件使途基準に合致するものであることについての反証がされているものというべきである。

(エ) 以上によれば、松村議員の收支報告書に計上された事務所費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(12) 田中展郎議員の事務所費支出

ア 証拠（甲14, 31, 49, 丙口1ないし3）によれば、田中展郎議員は、平成26年度の事務所費として光熱費、備品等購入費、消耗品等購入費及び

事務所駐車場代の合計 7 6 万 9 9 3 7 円を支出し、全額について按分することなく政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等（前提事実(5)エの訂正後のもの）に計上したこと、上記備品、消耗品等は、同議員が政務活動に使用したこと、同議員は、平成 2 6 年度当時、金沢市法光寺町内に自ら所有する建物を政務活動専用事務所として使用していたこと、同議員は、当該事務所とは別に、同町内に所在する自宅内に後援会活動に使用する事務所を設置しており、後援会活動は自宅の同事務所で行っていたこと、前記光熱費や事務所駐車場代は、上記政務活動専用事務所に係る費用として支出されたことが認められる。

5

イ 上記認定事実によれば、上記アの各支出は田中展郎議員が政務活動のためのみに設置した事務所ないし政務活動に係る費用として支出したものと認められるから、本件手引き記載の基準に照らせば、その全額が政務活動費を充てることができる経費に該当するというべきである。

10

この点、原告は、田中展郎議員が上下水道代金及び賃借料を政務活動費として事務所費に計上していることにより、同議員の事務所の形態が、本件手引きにいう「政務活動事務所＋政治団体事務所」であると推認されるなどと主張するが、前記(1)イ(イ)のとおり、上下水道代金及び賃借料の事務所費としての計上の有無いかんによって事務所の形態が定まるとする原告の上記主張は採用できない。

15

ウ また、前記のとおり、田中展郎議員は、平成 2 8 年 4 月 2 8 日付けて、収支報告書等の記載につき訂正報告を行っているところ（前記前提事実(5)エ）、原告は、平成 2 6 年度の政務活動費については、同年度の政務活動費収支報告書の提出期限である平成 2 7 年 4 月 3 0 日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであるなどと主張する。しかし、前記(1)ウ(ウ)のとおり、政務活動費収支報告書の提出期限後にその記載内容の訂正があった場合は、当該訂正後の記載内容

25

も踏まえ、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきものである。そして、田中展郎議員は、訂正前の平成26年度政務活動費収支報告書には同年度における各ケーブルテレビ利用代金等の計上に誤りがあったとして上記訂正報告を行ったものであるところ、同訂正報告の内容が客観的に誤りであることもうかがわれないし、前記前提事実(5)エ及び甲14、丙口1によれば、同議員による収支報告書における支出額の減額修正は、これに対応する政務活動に係る収入のうち政務活動費以外の「その他（預金利子等）」の項目を減額訂正することのみによって、その収支を均衡する（収入額が支出額を超過しない）ことが可能な金額にとどまり、後記5において説示するところを踏まえると、この減額修正の対象とされた支出が本件使途基準に合致するものか否か（政務活動費を充てることができるか否か）は、同議員の金沢市に対する政務活動費の返還義務の有無及び内容を左右しないものというべきであるから、この点に関する原告の主張はその前提を欠き、採用することができない。

エ 以上によれば、田中展郎議員の収支報告書（ただし、前記前提事実(5)の訂正後のもの）に計上された事務所費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められないし、同議員に係る本件各支出のうち、その余の支出についても、同議員が不当利得返還債務を負うものとは認められない。

20 (13) 横越議員の事務所費支出

ア 証拠（甲15、32、50、丙ハ1ないし5）によれば、横越議員は、平成26年度の事務所費として、光熱費、インターネット代金、テレビ受信料、備品等購入費、消耗品等購入費、事務所の清掃用具費の合計85万0841円を支出し、このうち光熱費、インターネット代金及びテレビ受信料等に係る支出につき2分の1の割合で按分した金額と、その余の支出の全額とを合計した51万0693円につき、政務活動費を充てることができる経費とし

て収支報告書等（前記前提事実(5)才の訂正後のもの）に計上したこと、上記備品、消耗品等は、横越議員が政務活動に使用し、上記清掃用具は、後記自宅内の一室に設けられた事務所において使用されたこと、横越議員は、平成26年度当時、金沢市昌永町に所在する自らが共有持分を有する自宅の1階の一室を政務活動専用の事務所として使用しており、後援会活動は当該自宅内事務所とは別に同町内に設置していた事務所で行っていたことが認められる。そして、本件手引きによれば、上記認定の横越議員の自宅内事務所は、「政務活動事務所＋住居等」に該当すると認められるから、上記事務所費のうち、光熱費及び通信費は支出額の2分の1の限度で、その余の支出についてはその全額が本件使途基準に合致するものとして政務活動費を充当することができるというべきである。

イ これに対し、原告は、横越議員が上下水道代金及び賃借料を政務活動費として事務所費に計上していないことにより、同議員の事務所の形態が、本件手引きにいう「政務活動事務所＋政治団体事務所＋住居等」であると推認されるなどと主張するが、前記(1)イ(イ)のとおり、上下水道代金及び賃借料の事務所費としての計上の有無いかんによって事務所の形態が定まるとする原告の当該主張は失当である。

ウ また、前記のとおり、横越議員は、平成28年2月以降、複数回にわたり収支報告書等の記載につき訂正報告を行っているところ（前記前提事実(5)才）、原告は、平成26年度の政務活動費については、同年度の政務活動費収支報告書の提出期限である平成27年4月30日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであるなどと主張する。しかし、前記(1)ウ(ウ)のとおり、収支報告書等の提出期限後にその記載内容の訂正があった場合は、当該訂正後の記載内容も踏まえ、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきである。そして、横越議員は、訂正前の収支報告書等において、政務活動費を充てることがで

きる事務所費として計上していた、同年8月分のインターネット料金及びケーブルテレビ料金として支出した合計3631円、事務所用照明器具代として支出した2万3220円、台所修繕費として支出した2万1800円並びにお菓子代金として支出した合計10万0510円(別表14の5番の支出(お菓子代金1万3010円)を含む。)については、計上に誤りがあったとして、これを政務活動費を充てることができる経費として計上しないこととする旨の上記訂正報告を行ったものであるところ、同訂正報告書の内容が客観的に誤りであることもうかがわれない。また、横越議員は、上記訂正報告に伴い、合計6万2560円(同議員が金沢市から交付を受けた政務活動費216万円と会派共用費精算金1万3207円の合計額から上記各訂正後の支出額合計211万0647円を控除した残額)を金沢市に返還しているから(丙ハ1ないし3、前記前提事実(5)才参照)、仮に、上記お菓子代金に係る支出を含む上記減額訂正の対象とされた支出について、坂本議員が金沢市に不当利得返還債務を負うことあるとしても、後記5において説示するところを踏まえれば、当該債務は上記返還により弁済されたものとして消滅することになるため、いずれにしても、上記支出について坂本議員が不当利得返還債務を負うとする原告の主張は採用できない。

エ 以上によれば、横越議員の收支報告書(ただし、前記前提事実(5)才の訂正後のもの)に計上された事務所費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められないし、同議員に係る本件各支出のうち、その余の支出についても、同議員が不当利得返還債務を負うものとは認められない。

(14) 高議員の事務所費支出

ア 証拠(甲16、33、51、丙ト1、2)によれば、高議員は、平成26年度の事務所費として光熱費、電話代、ケーブルテレビ受信料、備品等購入費、消耗品等購入費の合計94万9037円を支出し、このうち光熱費、電

電話代及びケーブルテレビ受信料に係る支出につき 2 分の 1 の割合で按分した金額と、その余の支出全額とを合計した 51 万 1337 円につき、政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、上記備品、消耗品等は、同議員が政務調査活動に使用したこと、同議員は、平成 26 年度当時、自らが所有する建物（金沢市石引一丁目 540 番地 2 所在）を自宅兼政務活動事務所として使用していたことが認められる。そして、上記認定事実によれば、高議員の事務所は、本件手引きにいう「政務活動事務所 + 住居等」に該当すると認められるから、上記事務所費のうち、光熱費、電話代及びケーブルテレビ受信料は支出額の 2 分の 1 の限度で、その余の支出についてはその全額が本件使途基準に合致する（政務活動費を充当することができる）というべきである。

イ 原告は、高議員が上下水道代金及び賃借料を政務活動費として事務所費に計上していないことにより、同議員の事務所の形態が、本件手引きにいう「政務活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等」であると推認されるなどと主張するが、前記(1)イ(イ)のとおり、上下水道代金及び賃借料の事務所費としての計上の有無いかんによって事務所の形態が定まるとする原告の当該主張は失当である。

ウ 以上によれば、高議員の収支報告書に計上された事務所費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(15) 秋島議員の共通経費支出

ア 証拠（甲 17, 34, 52, 丙イ 1, 2）によれば、秋島議員は、平成 26 年度の共通経費として、携帯電話使用料、自宅電話料、自動車リース代及びガソリン代を支出し、これを 2 分の 1 の割合で按分した合計 55 万 7362 円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等（前記前提事実(5)カの訂正後のもの）に計上したこと、秋島議員は、政務活動に関して、自動車を現地視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、

携帯電話を連絡手段として、固定電話をFAX送受信による自宅から連絡等の手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、
5 共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ（前記3(2)），上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度で政務活動費を充当できるものと認められ、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきである。

イ なお、前記のとおり、秋島議員は、平成28年8月26日付けて、収支報告書等の記載につき訂正報告を行っているところ（前記前提事実(5)カ），原告は、平成26年度の政務活動費については、同年度の政務活動費収支報告書の提出期限である平成27年4月30日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであるなどと主張する。しかし、前記(1)ウ(ウ)のとおり、政務活動費収支報告書の提出期限後にその記載内容の訂正があった場合は、当該訂正後の記載内容も踏まえ、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきである。そして、
10 同議員は、訂正前の平成26年度政務活動費収支報告書には同年度における共通経費支出のうち、平成26年10月30日の1万8340円の支出（自動車リース・部品交換代）について本来2700円として計上すべきところを誤って9170円として計上したとして上記訂正報告を行ったものであり、かつ修正後の当該計上額と1か月分の自動車リース代として収支報告書
15 に計上した額（2万7300円、甲52の83、丙イ1）との合計額は本件手引きが定める上限額の3万円であり、上記訂正報告の内容が客観的に誤りであることもうかがわれない。そうであるところ、上記収支報告書等の訂正の経緯に加え、丙イ1、2及び補助参加人秋島太（秋島議員）の主張内容を含む弁論の全趣旨を総合すると、秋島議員は、平成28年8月26日付けて
20

5

上記収支報告書等の訂正報告を行い、その頃、金沢市に対し、平成26年度政務活動費のうち、3001円（同議員が金沢市から交付を受けた政務活動費216万円から上記訂正後の支出額合計215万6999円を控除した残額）を返還したものと推認することができる。そうすると、仮に、上記減額訂正の対象とされた支出について、秋島議員が金沢市に不当利得返還債務を負うことがあるとしても、後記5において説示するところを踏まえれば、当該債務は上記返還により弁済されたものとして消滅することになるため、いずれにしても、上記支出について秋島議員が不当利得返還債務を負うとする原告の主張は採用できない。

10

ウ 以上によれば、秋島議員の収支報告書（ただし、前記前提事実(5)カの訂正後のもの）に計上された共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められないし、同議員に係る本件各支出のうち、その余の支出についても、同議員が不当利得返還債務を負うものとは認められない。

15

(16) 源野議員の共通経費支出

20

25

ア 証拠（甲18、35、53、丙チ1）によれば、源野議員は、平成26年度の共通経費として、携帯電話使用料、固定電話使用料、自動車リース代及びガソリン代を支出し、これを2分の1の割合で按分した（ただし、別表17の25番の1万8353円の支出については、支出額のうち4783円）51万2749円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、源野議員は、政務活動に関して、自動車を現地視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡手段として、固定電話をFAX送受信による自宅から連絡等の手段として、それぞれ利用しており、政務活動のための使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ（前記3(2)）、上記認定

の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによれば、いずれも支出額の2分の1の限度で政務活動費を充当できるものと認められ、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきである。

イ 以上によれば、源野議員の収支報告書に計上された共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

5 (17) 前議員の共通経費支出

ア 証拠（甲19, 36, 54, 丁ニ1ないし3）によれば、前議員は、平成26年度の共通経費として、携帯電話使用料、固定電話使用料、自動車リース代及びガソリンを支出し、これを2分の1の割合で按分した53万2473円につき、政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、前議員は、自宅（金沢市不動寺町ホ128番地）とは別の建物を政務活動のための事務所として利用していたこと、同議員は、政務活動に関して、自動車を現地視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡手段として、自宅の固定電話を前議員の政務活動事務所の電話番号を知らない人からの政務活動に関する電話対応の手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ（前記3(2)）、上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度で政務活動費を充当できるものと認められ、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきである。

イ 以上によれば、前議員の収支報告書に計上された共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

20 25 5 本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の額（争点②）

(1) 上記4において説示したところによれば、本件各議員が政務活動費を充てる

5 ことができる経費として収支報告書等（訂正報告がされたものについては、訂正後のもの）に計上した経費のうち、高岩議員については14万9753円、玉野議員については32万2600円、喜多議員については14万6880円がそれぞれ本件使途基準に合致しないものであると認められ、また、弁論の全趣旨によれば、上記各議員につき、収支報告書等に計上された経費以外に政務活動費を充てることができる経費が存在することもうかがわれない。

10 もっとも、前記前提事実によると、上記各議員は、収支報告書等に政務活動費を充てができる経費として計上した経費の全部を政務活動費によりまかなっているわけではなく、一部自己資金等政務活動費以外の資金を充てていることが認められる。そうであるところ、本件条例は、具体的な使途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものとは定めておらず、事後に収支報告書等を提出させてその使途を明らかにさせ、本件使途基準に合致した支出に充てなかつた残額がある場合にこれを返還させることとしているものである。そして、政務活動費の返還義務について定める本件条例13条は、政務活動費は、交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において本件使途基準に合致する経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合に、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還すべきものとしているところ、同条例上、政務活動に係る経費の支出の総額が交付を受けた政務活動費の金額を上回る場合に、収支報告書等において支出の総額のどの部分について政務活動費を充てるのかを明らかにすることは求められていない。こうした本件条例の規定や前記政務活動費の趣旨に照らせば、議員が政務活動費を充てることができるものとして収支報告書等に計上した経費に、本件使途基準に合致しないと認められるものが含まれる場合であっても、当然に当該経費全額が不当利得として返還対象となるわけではなく、当該議員が、当該経費を含む政務活動に要する経費に自己資金その他の政務活動費以外の資金をも充てている場合には、上記本件使途基準に合致しないと認められる経費から、まずは上

5

記政務活動費以外の資金を控除すべきであり、これによっても控除しきれない部分がある場合にのみ、その範囲に限り、本件使途基準に合致しない経費に政務活動費が充てられたものとして不当利得返還義務を負うことになると解すべきである（最高裁判所平成29年（行ヒ）第404号・同30年11月16日第二小法廷判決・裁判所時報1712号253頁参照）。

10

(2) 上記の観点から本件についてみると、証拠（甲4、乙2、5）によれば、高岩議員、玉野議員及び喜多議員は、いずれも、平成26年度の政務活動に係る経費に、金沢市から交付を受けた政務活動費のほか、自己資金等をも充てており、その金額は、それぞれ、1万3206円（会派共用費精算払戻金）、11万6754円（自己資金）及び1万3206円（会派共用費精算払戻金等）であることが認められる。

15

よって、①高岩議員は、本件使途基準に合致しないと認められる広報費への支出額14万9753円から上記会派共用費精算払戻金1万3206円を控除した残額である13万6547円の限度で、②玉野議員は、本件使途基準に合致しないと認められる広報費への支出額32万2600円から上記自己資金11万6754円を控除した残額である20万5846円の限度で、③喜多議員は、本件使途基準に合致しないと認められる広報費への支出額14万6880円から上記自己資金1万3206円を控除した残額である13万3674円の限度で、それぞれ金沢市に対する不当利得返還義務を負う。

20

6 争点③（議員に不当利得が生じる場合に法定利息又は遅延損害金が発生するか）について

25

(1) 前示1のとおり、政務活動費を本件使途基準に合致しない経費に支出した場合には、当該議員は当該支出について不当利得に基づく返還義務を負うものであるが、民法704条にいう悪意の受益者とは、法律上の原因のないことを知りながら利得した者を意味するところ、本訴に先立つ住民監査請求において、金沢市監査委員により本件各支出について本件各議員が不当利得返還義務を

負うものではないと判断されていること（甲73）などを踏まえると、高岩議員、玉野議員及び喜多議員を含む本件各議員が、上記の意味での悪意の受益者であるとはにわかに認め難いし、他にこれを認めるに足りる証拠はない。よって、原告の同条に基づく法定利息の支払を求める請求は理由がない。

5 (2) また、議員が負う政務活動費に係る不当利得返還債務は、期限の定めのない債務であり、返還請求権者が請求をしたときに当該債務は履行遅滞となるが（民法412条3項）、本件全証拠をもってしても、返還請求権者である金沢市（ないしその執行機関である被告）が、高岩議員、玉野議員及び喜多議員を含む本件各議員に対して、具体的な返還請求をした事実は認められないし、被告が本訴において上記各議員の不当利得返還請求債務の存在を否認している以上、被告が本訴でした上記各議員に対する訴訟告知をもって請求があったものとみることもできない。なお、原告は、上記返還債務の履行期限は本件条例10条2項に定める平成27年4月30日であると主張するが、同項は、あくまで収支報告書等の提出期限を定めるものにすぎず、不当利得返還債務の履行期限までをも定めているものとは解されないし、政務活動費の返還に関して規定する本件条例13条も、政務活動費返還債務の履行期限について定めておらず、本件条例上他にこれを定めているものと解すべき規定も見当たらないから、原告の上記主張は採用できない。よって、原告の遅延損害金に係る請求も理由がない。

20 7 結論

以上によれば、金沢市は、高岩議員に対して13万6547円の、玉野議員に対して20万5846円の、喜多議員に対して13万3674円の各不当利得返還請求権を有しているが、被告がその行使を怠っていると認められ、当該請求権の不行使を正当化するような事情も認められないから、これら請求権（債権）の不行使は違法である。

25 よって、原告の本訴請求は、被告に対し、高岩議員、玉野議員及び喜多議員に

対し上記各不当利得に係る支払をそれぞれ請求するよう求める限度で理由があるから認容し、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。なお、補助参加によって生じた訴訟費用につき、原告の本訴請求のうち、被告補助参加人らに係る部分は全部理由がないから、原告の負担とする。

6

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 加 島 滋 人

10

裁判官 釜 村 健 太

15

裁判官 浅 井 彩 香

(別紙)

当事者目録

金沢市

原 告

5 金沢市広坂1丁目1番1号

被 告

金沢市長 山野之義

同訴訟代理人弁護士

向 峰 仁 志

金沢市神谷内町へ6-3

被 告 補 助 参 加 人

田 中 仁

10 金沢市深谷町二の75番地1

被 告 補 助 参 加 人

清 水 邦 彦

金沢市西大桑町1番12号

被 告 補 助 参 加 人

坂 本 泰 広

金沢市法光寺町50番地6

被 告 補 助 参 加 人

田 中 展 郎

金沢市昌永町13番27号

被 告 補 助 参 加 人

横 越 徹

金沢市石引1丁目18の3

被 告 補 助 参 加 人

高 芳 晴

20 金沢市上荒屋5-26

被 告 補 助 参 加 人

秋 島 太

金沢市近岡町108-7

被 告 補 助 参 加 人

源 野 和 清

上記8名訴訟代理人弁護士

山 村 三 信

25 金沢市畠田西3丁目544番地1

被 告 補 助 参 加 人

小 林 誠

金沢市藤江南3丁目88番地

被 告 補 助 參 加 人

木 下 和 吉

金沢市長田本町卜86番地3

被 告 補 助 參 加 人

松 村 理 治

金沢市不動寺町亦128番地

被 告 補 助 參 加 人

前 誠 一

上記4名訴訟代理人弁護士

堀 口 康 純

犬 塚 雅 文

5

(別紙) 違法支出額等一覧表



| 議員氏名 | 支出費目 | 違法支出額 | 収支報告書記載の支出合計額 |
|------|------|----------|---------------------------------|
| 高岩勝人 | 広報費 | 74万3621円 | 232万0448円 (訂正後の記載は192万0304円) |
| 玉野道 | 広報費 | 66万6897円 | 227万6754円 |
| 喜多浩一 | 広報費 | 56万5985円 | 222万7560円 (訂正後の記載は194万1464円) |
| 小林誠 | 広報費 | 85万3502円 | 241万0126円 |
| 下沢広伸 | 広報費 | 52万4852円 | 255万6210円 |
| 久保洋子 | 広報費 | 47万2913円 | 223万5935円 |
| 田中仁 | 広報費 | 45万9000円 | 216万9745円 |
| 清水邦彦 | 広報費 | 45万1558円 | 229万3358円 |
| 木下和吉 | 広報費 | 90万1136円 | 217万8920円 |
| 坂本泰広 | 広報費 | 36万5401円 | 107万1725円 (訂正後の記載は104万5725円) |
| 松村理治 | 人件費 | 75万2750円 | 223万9891円 |
| | 事務所費 | 29万6804円 | |
| 田中辰郎 | 事務所費 | 53万6985円 | 237万8069円 (訂正後の記載は233万5424円) |
| 横越徹 | 事務所費 | 27万1055円 | 223万7398円 (訂正後の記載は211万0647円) |
| 高芳晴 | 事務所費 | 19万2862円 | 229万1760円 |
| 秋島太 | 共通経費 | 56万3832円 | 216万3469円 (訂正後の記載は215万6999円) |
| 源野和清 | 共通経費 | 51万2749円 | 197万2289円 |
| 前誠一 | 共通経費 | 53万2473円 | 244万8654円 |

別表 1-1

高岩勝人議員の広報費支出

(2分の1を超えて充当することができないと主張する支出)

*年は平成(以下同じ。)

| 支出日* | 使途(活動)内容 【書証】 | 充当額 (円) | 支出額 (円) | 領収書 番号 | 違法支出額 (円) | 原告の主張 | 被告の主張 |
|-------------|-----------------------------|------------|------------|-----------|--------------|---|---|
| | | | | | | | |
| 1 26 9 10 | 広報誌印刷費(市政報告書) 【甲第37号証の8】 | 108,140 | 108,140 | 75 | 54,070 | 広報紙『これまでの活動と今後の注目点』は広報費の内容とともに高岩議員の実績等を宣伝する後援会活動費の側面を有する経費であるから、当該「印刷代」についても、当該充当支出額の2分の1額を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 2 26 9 8 | N075 送料 【甲第37号証の10】 | 95,877 | 95,877 | 77 | 47,938 | 『No.75』(『これまでの活動と今後の注目点』)は広報費の側面と後援会活動の側面の両側面があるから、当該送料についても、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 3 26 9 7 | N075 送料 【甲第37号証の11】 | 30,499 | 30,499 | 78 | 15,249 | 『No.75』(『これまでの活動と今後の注目点』)は広報費の側面と後援会活動の側面の両側面があるから、当該送料についても、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 4 26 9 7 | N075 送料 【甲第37号証の12】 | 40,468 | 40,468 | 79 | 20,234 | 『No.75』(『これまでの活動と今後の注目点』)は広報費の側面と後援会活動の側面の両側面があるから、当該送料についても、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 5 26 9 7 | N075 送料 【甲第37号証の13】 | 5,412 | 5,412 | 80 | 2,706 | 『No.75』(『これまでの活動と今後の注目点』)は広報費の側面と後援会活動の側面の両側面があるから、当該送料についても、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 6 26 9 8 | N075 送料 【甲第37号証の14】 | 18,090 | 18,090 | 81 | 9,045 | 『No.75』(『これまでの活動と今後の注目点』)は広報費の側面と後援会活動の側面の両側面があるから、当該送料についても、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 7 26 11 27 | 市政報告送料 【甲第37号証の23】 | 71,064 | 71,064 | 107 | 35,532 | 広報誌『志政報告 Vol.1』は広報費の側面と後援会活動の側面の両側面を有する経費であるから、当該送料についても、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 8 26 11 27 | 市政報告印刷代 【甲第37号証の24】 | 103,680 | 103,680 | 109 | 51,840 | 広報誌『志政報告 Vol.1』は広報費の側面と後援会活動の側面の両側面を有する経費であるから、当該「印刷代」支出についても、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 9 26 12 26 | 市政報告送料 【甲第37号証の27】 | 104,855 | 104,855 | 121 | 52,427 | 広報誌『志政報告 Vol.1』は広報費の側面と後援会活動の側面の両側面を有する経費であるから、当該送料についても、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 10 26 12 26 | 市政報告送料 【甲第37号証の28】 | 25,728 | 25,728 | 122 | 12,864 | 広報誌『志政報告 Vol.1』は広報費の側面と後援会活動の側面の両側面を有する経費であるから、当該送料についても、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 11 26 12 26 | 市政報告送料 【甲第37号証の29】 | 20,760 | 20,760 | 123 | 10,380 | 広報誌『志政報告 Vol.1』は広報費の側面と後援会活動の側面の両側面を有する経費であるから、当該送料についても、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 12 26 12 26 | 市政報告送料 【甲第37号証の30】 | 39,545 | 39,545 | 124 | 19,772 | 広報誌『志政報告 Vol.1』は広報費の側面と後援会活動の側面の両側面を有する経費であるから、当該送料についても、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| | | 664,118 | | | 332,057 | | |

別表 1-2

高岩勝人議員の広報費支出

(全額充当支出することができないと主張する支出)

| 支出日 | 使途(活動)内容 【書証】 | 充当額 (円) | 支出額 (円) | 領収書 番号 | 違法支出額 (円) | 原告の主張 | 被告の主張 |
|-----------|-------------------------|------------|------------|-----------|--------------|---|---------------------------------|
| | | | | | | | |
| 1 26 4 23 | 市政報告会:志賀町 【甲第37号証の1】 | 55,320 | 55,320 | 15 | 55,320 | 「会場費、お菓子、飲料費」は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|---------------------------------|-------|-------|-----|-------|--|---|
| 2 | 26 | 4 | 23 | 市政報告会参加費 【 甲第37号証の 2 】 | 3,000 | 3,000 | 16 | 3,000 | 「参加費」は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 3 | 26 | 4 | 26 | 市政報告会移動費：広坂～武藏 【 甲第37号証の 3 】 | 930 | 930 | 19 | 930 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 4 | 26 | 5 | 14 | 市政報告会移動費：広坂～東山 【 甲第37号証の 4 】 | 770 | 770 | 27 | 770 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 5 | 26 | 7 | 3 | 市政報告会 みずき～広坂 【 甲第37号証の 5 】 | 2,850 | 2,850 | 41 | 2,850 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 6 | 26 | 8 | 22 | 市政報告会 みずき～広坂 【 甲第37号証の 6 】 | 2,370 | 2,370 | 69 | 2,370 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 7 | 26 | 9 | 5 | 市政報告会 みずき～広坂 【 甲第37号証の 7 】 | 1,140 | 1,140 | 74 | 1,140 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 8 | 26 | 9 | 14 | NO75 送料 【 甲第37号証の 9 】 | 510 | 510 | 76 | 510 | レターパックプラス(510円)は、『No.75』(『これまでの活動と今後の注目点』)の送料ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 9 | 26 | 9 | 10 | NO75 送料 【 甲第37号証の 18 】 | 510 | 510 | 90 | 510 | レターパックプラス(510円)は、『No.75』(『これまでの活動と今後の注目点』)の送料ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 |
| 10 | 26 | 9 | 19 | 市政報告会 みずき～広坂 【 甲第37号証の 15 】 | 2,980 | 2,980 | 84 | 2,980 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 11 | 26 | 9 | 21 | 市政報告会 みずき～本町 【 甲第37号証の 16 】 | 1,220 | 1,220 | 85 | 1,220 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 12 | 26 | 9 | 30 | 市政報告会 みずき～野町 【 甲第37号証の 17 】 | 3,540 | 3,540 | 86 | 3,540 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 13 | 26 | 10 | 7 | 市政報告会 みずき～武藏 【 甲第37号証の 19 】 | 2,260 | 2,260 | 97 | 2,260 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 14 | 26 | 10 | 11 | 市政報告会 みずき～武藏 【 甲第37号証の 20 】 | 2,420 | 2,420 | 100 | 2,420 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 15 | 26 | 10 | 19 | 市政報告会 みずき～広坂 【 甲第37号証の 21 】 | 2,690 | 2,690 | 104 | 2,690 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 16 | 26 | 10 | 20 | 市政報告会 みずき～野町 【 甲第37号証の 22 】 | 3,140 | 3,140 | 105 | 3,140 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 17 | 26 | 11 | 11 | 市政報告会 広坂～みずき 【 甲第37号証の 25 】 | 2,610 | 2,610 | 113 | 2,610 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出額は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 18 | 26 | 12 | 28 | 市政報告会 みずき～広坂 【 甲第37号証の 26 】 | 3,090 | 3,090 | 115 | 3,090 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出額は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 19 | 26 | 12 | 15 | 市政報告会 みずき～増泉 【 甲第37号証の 31 】 | 3,550 | 3,550 | 128 | 3,550 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出額は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 20 | 26 | 12 | 12 | 市政報告会 みずき～増泉 【 甲第37号証の 32 】 | 3,410 | 3,410 | 130 | 3,410 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出額は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 21 | 27 | 1 | 8 | 市政報告会送料 【 甲第37号証の 33 】 | 574 | 574 | 133 | 574 | 82円切手・7枚の購入代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 22 | 27 | 1 | 7 | 市政報告会送料 【 甲第37号証の 34 】 | 1,722 | 1,722 | 134 | 1,722 | 82円切手・21枚の購入代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|---|----|---------------------------------|--------|--------|-----|--------|---|--|
| 23 | 27 | 1 | 17 | 市政報告会 みずき～南町 【 甲第37号証の35 】 | 2,690 | 2,690 | 137 | 2,690 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 24 | 27 | 1 | 11 | 市政報告会 みずき～金石 【 甲第37号証の36 】 | 3,650 | 3,650 | 143 | 3,650 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 25 | 27 | 1 | 28 | 市政報告送料 【 甲第37号証の37 】 | 205 | 205 | 144 | 205 | 「第一種定形外」1通の代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 26 | 27 | 1 | 26 | 市政報告送料 【 甲第37号証の38 】 | 10,400 | 10,400 | 145 | 10,400 | 「通常葉書インク(52円)」200枚の購入代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。(乙8の1、乙8の2) |
| 27 | 27 | 1 | 24 | 市政報告会 みずき～内灘町 【 甲第37号証の39 】 | 1,970 | 1,970 | 147 | 1,970 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 28 | 27 | 1 | 30 | 市政報告送料 【 甲第37号証の40 】 | 6,000 | 6,000 | 148 | 6,000 | 「第一種定形外」50通の代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 29 | 27 | 1 | 30 | 市政報告会 みずき～西都 【 甲第37号証の41 】 | 2,610 | 2,610 | 149 | 2,610 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 30 | 27 | 2 | 1 | 市政報告会 みずき～増泉 【 甲第37号証の42 】 | 3,250 | 3,250 | 153 | 3,250 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 31 | 27 | 2 | 13 | 市政報告会 みずき～武蔵ヶ辻 【 甲第37号証の43 】 | 2,610 | 2,610 | 157 | 2,610 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 32 | 27 | 2 | 9 | 市政報告送料 【 甲第37号証の44 】 | 568 | 568 | 158 | 568 | 「第一種定形外」2通の代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 33 | 27 | 3 | 24 | 市政報告会 みずき～直江 【 甲第37号証の45 】 | 2,050 | 2,050 | 166 | 2,050 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 34 | 27 | 3 | 4 | 市政報告会 みずき～本町 【 甲第37号証の46 】 | 2,450 | 2,450 | 168 | 2,450 | 「タクシー」利用料金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 35 | 27 | 3 | 20 | 市政報告送料 【 甲第37号証の47 】 | 140 | 140 | 169 | 140 | 「第一種定形外」1通の代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 36 | 27 | 2 | 19 | 市政報告送料 【 甲第37号証の48 】 | 51,294 | 51,294 | 234 | 51,294 | 「区内特別基(外)」498通の代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 37 | 27 | 2 | 19 | 市政報告送料 【 甲第37号証の49 】 | 29,973 | 29,973 | 235 | 29,973 | 「区内特別基(外)」291通の代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 38 | 27 | 2 | 19 | 市政報告送料 【 甲第37号証の50 】 | 20,806 | 20,806 | 236 | 20,806 | 「区内特別基(外)」202通の代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 39 | 27 | 2 | 19 | 市政報告送料 【 甲第37号証の51 】 | 17,200 | 17,200 | 237 | 17,200 | 120円切手・100枚、「通常葉書インク(52円)」100枚の購入代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 40 | 27 | 2 | 25 | 市政報告送料 【 甲第37号証の52 】 | 11,704 | 11,704 | 238 | 11,704 | 「区内特別基(外)」152通の代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 41 | 27 | 2 | 25 | 市政報告送料 【 甲第37号証の53 】 | 21,600 | 21,600 | 239 | 21,600 | 120円切手・180枚の購入代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 42 | 27 | 2 | 25 | 市政報告送料 【 甲第37号証の54 】 | 28,016 | 28,016 | 240 | 28,016 | 「区内特別基(外)」272通の代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 43 | 27 | 2 | 25 | 市政報告送料 【 甲第37号証の55 】 | 14,832 | 14,832 | 241 | 14,832 | 「区内特別基(外)」144通の代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|---|----|-------------------------|---------|--------|-----|---------|--|---------------------------------|
| 44 | 27 | 2 | 24 | 市政報告送料 【 甲第37号証の56 】 | 10,400 | 10,400 | 242 | 10,400 | 「通常葉書ヤマユリ(52円)」200枚の購入代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 45 | 27 | 3 | 7 | 市政報告送料 【 甲第37号証の57 】 | 510 | 510 | 244 | 510 | 「レターパックプラス(510円)」1枚の購入代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 46 | 27 | 3 | 2 | 市政報告送料 【 甲第37号証の58 】 | 710 | 710 | 245 | 710 | 「ゆうパック 80サイズ」運賃は広報費の内容の支出ではないから、当該支 出額は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 47 | 27 | 2 | 27 | 市政報告送料 【 甲第37号証の59 】 | 2,600 | 2,600 | 246 | 2,600 | 「通常葉書ヤマユリ(52円)」50枚の購入代金は広報費の内容の支出ではないから、当該支 出額は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 48 | 27 | 2 | 25 | 市政報告送料 【 甲第37号証の60 】 | 26,280 | 26,280 | 247 | 26,280 | 「第一種定形外」219通の代金は広報費の内容の支出ではないから、当該充 当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 49 | 27 | 3 | 22 | 市政報告送料 【 甲第37号証の61 】 | 2,640 | 2,640 | 248 | 2,640 | 「120円普通切手・フジ」22枚の購入代金は広報費の内容の支出ではない から、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 50 | 27 | 3 | 20 | 市政報告送料 【 甲第37号証の62 】 | 10,400 | 10,400 | 249 | 10,400 | 「通常葉書ヤマユリ(52円)」200枚の購入代金は広報費の内容の支出ではない から、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 51 | 27 | 3 | 19 | 市政報告送料 【 甲第37号証の63 】 | 5,200 | 5,200 | 250 | 5,200 | 「通常葉書ヤマユリ(52円)」100枚の購入代金は広報費の内容の支出ではない から、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 52 | 27 | 3 | 17 | 市政報告送料 【 甲第37号証の64 】 | 10,400 | 10,400 | 251 | 10,400 | 「通常葉書ヤマユリ(52円)」200枚の購入代金は広報費の内容の支出ではない から、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 53 | 27 | 3 | 10 | 市政報告送料 【 甲第37号証の65 】 | 2,600 | 2,600 | 252 | 2,600 | 「通常葉書ヤマユリ(52円)」50枚の購入代金は広報費の内容の支出ではない から、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| 54 | 27 | 3 | 26 | 市政報告送料 【 甲第37号証の66 】 | 5,200 | 5,200 | 253 | 5,200 | 「通常葉書ヤマユリ(52円)」100枚の購入代金は広報費の内容の支出ではない から、当該充当支出した政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙2)。 |
| | | | | | 411,564 | | | 411,564 | | |

別表 2

玉野 道 議員の広報費支出

| 支出日 年 月 日 | 使途(活動)内容 【 書 証 】 | 充当額 (円) | 支出額 (円) | 領収書 番号 | 違法支出額 (円) | 原告の主張 | | 被告の主張 | |
|--------------|--|------------|------------|-----------|--------------|--|---|-------|--|
| | | | | | | | | | |
| 1 26 11 1 | 玉野まこと通信No.60用はがき 【 甲第38号証の 1 】 | 156,000 | 156,000 | 91 | 78,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面の両側面を有する『玉野まこと通信 No. 60』を郵送するためのはがき代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 2 26 11 18 | 玉野まこと通信No.60用はがき 【 甲第38号証の 2 】 | 208,000 | 208,000 | 92 | 104,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面の両側面を有する『玉野まこと通信 No. 60』を郵送するためのはがき代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 3 27 1 15 | 玉野まこと通信No.60用制作代 【 甲第38号証の 4 】 | 66,960 | 66,960 | 134 | 33,480 | 『玉野まこと通信 No. 60』の文面は広報費の側面とともに「玉野まこと」宣伝 の後援会活動費の側面もあるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動 費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 4 27 1 15 | 玉野まこと通信No.60用増刷代 【 甲第38号証の 5 】 | 110,808 | 110,808 | 135 | 55,404 | 広報費の側面と後援会活動費の側面の両側面を有する『玉野まこと通信 No. 60』の増刷代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違 法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 5 27 2 12 | ホームページドメイン更新料・サーバー利用料 【 甲第38号証の 8 】 | 31,266 | 31,266 | 147 | 15,633 | ホームページは広報費の側面があるとともに玉野議員を宣伝する後援会活動 費の側面もあるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出 額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|---|----|--|-----------|---------|-----|---------|--|--|
| 6 | 27 | 2 | 12 | 玉野まこと通信No.60用増刷代 【 甲第38号証の 9 】 | 61,560 | 61,560 | 148 | 30,780 | 広報費の側面と後援会活動費の側面の両側面を有する『玉野まこと通信 No. 60』の増刷代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 |
| 7 | 27 | 3 | 17 | 玉野まこと通信No.61制作費 【 甲第38号証の12 】 | 324,000 | 324,000 | 158 | 162,000 | 『玉野まこと通信 No. 61』の文面は広報費の側面とともに「玉野まこと」を宣伝する後援会活動費の側面もあるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 |
| 8 | 27 | 3 | 11 | 玉野まこと通信No.61郵送用切手 【 甲第38号証の15 】 | 49,200 | 49,200 | 159 | 24,600 | 広報費の側面と後援会活動費の側面の両側面を有する『玉野まこと通信 No. 61』を郵送するための切手代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 |
| 9 | 27 | 3 | 13 | 玉野まこと通信No.61郵送用切手 【 甲第38号証の16 】 | 82,000 | 82,000 | 160 | 41,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面の両側面を有する『玉野まこと通信 No. 61』を郵送するための切手代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 |
| 10 | 27 | 3 | 26 | ホームページ デザイン修正費 【 甲第38号証の17 】 | 54,000 | 54,000 | 165 | 27,000 | ホームページは広報費の内容があるとともに玉野議員を宣伝する後援会活動費の側面もあるから、当該「デザイン修正」充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 |
| 11 | 27 | 3 | 26 | 玉野まこと通信No.61 デザイン料 【 甲第38号証の18 】 【 甲第38号証の21 】 | 108,000 | 108,000 | 166 | 54,000 | 玉野まこと通信 No. 61 デザイン料は広報費の内容があるとともに玉野議員を宣伝する後援会活動費の側面もあるから、当該「デザイン料」充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 |
| 12 | 27 | 3 | 18 | 玉野まこと通信No.61郵送用切手 【 甲第38号証の19 】 | 82,000 | 82,000 | 167 | 41,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面の両側面を有する『玉野まこと通信 No. 61』を郵送するための切手代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 |
| | | | | | 1,333,794 | | | 666,897 | | |

別表 3

喜多浩一議員の広報費支出

| 支出日 年 月 日 | 使途(活動)内容 【 書 証 】 | 充当額 (円) | 支出額 (円) | 領収書 番号 | 違法支出額 (円) | 原告の主張 | 被告の主張 | |
|--------------|-----------------------------|------------|------------|-----------|--------------|---|--|--|
| | | | | | | | | |
| 1 26 5 26 | 議会通信印刷代 【 甲第39号証の 1 】 | 180,360 | 180,360 | 49 | 90,180 | 『喜多浩一通信』Vol. 9 の文面は広報費の側面とともに喜多議員の活動実績等を宣伝する後援会活動費の側面もあるから、当該印刷代充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 | |
| 2 26 6 12 | ホームページ管理費 【 甲第39号証の 2 】 | 64,266 | 64,266 | 65 | 32,133 | ホームページは広報費の側面があるとともに喜多議員を宣伝する後援会活動費の側面もあるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 | |
| 3 26 9 17 | 議会通信印刷代 【 甲第39号証の 3 】 | 180,360 | 180,360 | 138 | 90,180 | 『喜多浩一通信』Vol. 10 の文面は広報費の側面とともに喜多議員の活動実績等を宣伝する後援会活動費の側面もあるから、当該印刷代充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 | |
| 4 26 9 19 | 市政報告会会場費 【 甲第39号証の 4 】 | 5,200 | 5,200 | 139 | 2,600 | 広報費の側面とともに喜多議員の活動実績等で宣伝する後援会活動費の側面もある市政報告会のための会場費(『貸室使用料・冷暖房料金』)であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 | |
| 5 26 12 17 | 議会通信印刷代 【 甲第39号証の 5 】 | 226,800 | 226,800 | 216 | 113,400 | 『喜多浩一通信』Vol. 12 の文面は広報費の側面とともに喜多議員の活動実績等を宣伝する後援会活動費の側面もあるから、当該印刷代充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 | |
| 6 26 12 17 | 議会通信印刷代 【 甲第39号証の 6 】 | 103,680 | 103,680 | 217 | 51,840 | 『喜多浩一通信』Vol. 11 の文面は広報費の側面とともに喜多議員の活動実績等を宣伝する後援会活動費の側面もあるから、当該印刷代充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙4)。 | |
| 7 26 12 29 | 通信郵送費 【 甲第39号証の 7 】 | 182,416 | 182,416 | 228 | 91,208 | 広報費の側面と後援会活動費の側面を有する『喜多浩一通信』Vol. 11 を郵送するための「第二種通常はがき」3508通の代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 誤計上であるとして、出納簿に計上しない処理を済ませた(乙5)。 | |
| 8 27 1 29 | 通信郵送費 【 甲第39号証の 8 】 | 3,444 | 3,444 | 254 | 3,444 | 出納簿に「通信郵送費」と記載した当該通信物の写しが議長へ提出されていないから、82円切手48枚の購入代金は、広報費の内容に該当しないゆえに、当該支出額は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 | |
| 9 27 3 3 | 議会傍聴案内はがき代 【 甲第39号証の 9 】 | 150,800 | 150,800 | 289 | 75,400 | 広報費の側面と後援会活動費の側面を有する『-議会傍聴のご案内-』を郵送するための「通常葉書インク(52円)」2900枚の購入代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。 支出に違法性はない。 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|---|---|-----------------------------|-----------|--------|-----|---------|--|--|
| 10 | 27 | 3 | 3 | 議会傍聴案内はがき代 【 甲第39号証の10 】 | 31,200 | 31,200 | 290 | 15,600 | 広報費の側面と後援会活動費の側面を有する『-議会傍聴のご案内-』を郵送するための「通常葉書インク(52円)」600枚の購入代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出したものである。支出し違法性はない。 |
| | | | | | 1,128,526 | | | 565,985 | | |

別表 4

小林 誠 議員の広報費支出

| 支出日 年 月 日 | 使途(活動)内容 【 書 証 】 | 充当額 (円) | 支出額 (円) | 領収書 番号 | 違法支出額 (円) | 原告の主張 | 被告の主張 | |
|--------------------|--------------------------------|------------|------------|-----------|--------------|---|---|--|
| | | | | | | | | |
| 1 26 5 7 | 郵便代(議会傍聴案内) 【 甲第40号証の 1 】 | 6,760 | 6,760 | 19 | 3,380 | 広報費の側面と後援会活動費の側面を有する小林議員の議会質問の案内・傍聴依頼葉書購入代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。金沢市議会政務活動費運用の手引き(乙1)は、広報費について、「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」と定めている。議員が行う市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するから、こうした広報のために支出した費用は、政務活動費の趣旨に適合する。会派及び議員の活動の多面性に照らせば、市政報告等によって会派及び議員の活動を紹介することが、選挙の際に役立つこともあり得るが、これはいわば副次的な効果であるので、専らこれを目的として市政報告等がされているなどの事情がない限り、このような側面があることのみを理由として市政報告等の経費を目的外支出に当たらないし目的外支出が含まれると認めるべきではない。したがって、市政報告等は、その内容に選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとか、専ら選挙活動等のために行われたなどの具体的な事情がない限り、目的外支出に当たらないし目的外支出が含まれているとは認められない。議会傍聴案内(甲40の14)は、それが専ら選挙活動等のために開催されたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記議会傍聴案内を発送するための郵便代支出は違法でない。 | |
| 2 26 5 15 | 郵便代(市政レポート発送) 【 甲第40号証の 2 】 | 206,473 | 206,473 | 26 | 206,473 | 当該支出を裏付ける「市政レポート」を議長へ提出していないことから、目的外支出の疑惑があるため、当該支出は全額違法である。 | 争う。上記1と同旨。2014年市政レポート(甲40の15)は、市議会での質疑、答弁、市政報告会の内容等が記載されており、市政報告が主な目的となっている。専ら選挙活動等のために行われたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政レポートを発送するための郵便代支出は違法でない。 | |
| 3 26 5 16 | 郵便代(市政レポート発送) 【 甲第40号証の 3 】 | 7,475 | 7,475 | 27 | 7,475 | 当該支出を裏付ける「市政レポート」を議長へ提出していないことから、目的外支出の疑惑があるため、当該支出は全額違法である。 | 争う。上記2と同じ。 | |
| 4 26 5 20 | 郵便代(市政レポート発送) 【 甲第40号証の 4 】 | 164 | 164 | 31 | 164 | 当該支出を裏付ける「市政レポート」を議長へ提出していないことから、目的外支出の疑惑があるため、当該支出は全額違法である。 | 争う。上記2と同じ。 | |
| 5 26 5 30 | 市政レポート 印刷代 【 甲第40号証の 5 】 | 185,500 | 185,500 | 37 | 185,500 | 当該支出を裏付ける「市政レポート」を議長へ提出していないことから、目的外支出の疑惑があるため、当該支出は全額違法である。 | 争う。上記1と同旨。2014年市政レポート(甲40の15)は、市議会での質疑、答弁、市政報告会の内容等が記載されており、市政報告が主な目的となっている。専ら選挙活動等のために行われたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政レポートの印刷代支出は違法でない。なお、当該支出は、上記市政報告の4500枚分の印刷代である。 | |
| 6 26 6 4 | 郵便代(議会傍聴案内) 【 甲第40号証の 6 】 | 26,000 | 26,000 | 42 | 13,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面を有する小林議員の議会質問の案内及び傍聴依頼をするための葉書購入代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。上記1と同じ。 | |
| 7 26 6 27 | 郵便代(市政レポート発送) 【 甲第40号証の 7 】 | 2,624 | 2,624 | 50 | 2,624 | 当該支出を裏付ける「市政レポート」を議長へ提出していないことから、目的外支出の疑惑があるため、当該支出は全額違法である。 | 争う。上記2と同じ。 | |
| 8 26 6 27 | 会場代(市政報告会) 【 甲第40号証の 8 】 | 125,000 | 125,000 | 51 | 62,500 | 広報費の側面とともに小林議員を自己宣伝する後援会活動費の側面も有する市政報告会の「会場使用料」であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。上記1と同旨。市政報告会(甲40の17)は、市政報告が主な目的となっており、専ら選挙活動等のために行われたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政報告会の会場代支出は違法でない。 | |
| 9 26 10 16 | 郵便代(議会傍聴案内) 【 甲第40号証の 9 】 | 31,200 | 31,200 | 102 | 15,600 | 広報費の側面と後援会活動費の側面を有する小林議員の議会質問の案内及び傍聴依頼をするための葉書購入代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。上記1と同旨。議会傍聴案内(甲40の18)は、それが専ら選挙活動等のために行われたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記議会傍聴案内を発送するための郵便代支出は違法でない。 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|--------------------------------|---------|---------|-----|---------|---|--|
| 10 | 26 | 10 | 15 | 市政レポート 印刷代 【 甲第40号証の10 】 | 141,480 | 141,480 | 103 | 70,740 | 広報費の側面とともに小林議員の議会質疑・答弁で自己宣伝する後援会活動費の側面も有する「2015年 市政報告」レポートの印刷代金であるから、当該充当支額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。上記1と同旨。2014年市政レポート(甲40の15)は、市議会での質疑、答弁、市政報告会の内容等が記載されており、市政報告が主な目的となっており、専ら選挙活動等のために行われたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政レポートを印刷するための印刷代支出は違法でない。 なお、当該支出は、上記市政報告9000枚分の追加印刷代である。 |
| 11 | 26 | 11 | 18 | 郵便代(市政報告会の案内) 【 甲第40号証の11 】 | 28,392 | 28,392 | 175 | 28,392 | 「小林誠・山野之義市政報告対談」は、挨拶者や質問予定者等の属性を踏まれば、後援会活動として企画されたイベントであるから、全額違法支出である。 | 争う。上記1と同旨。市政報告会(甲40の19)は、市政報告が主な目的となっており、専ら選挙活動等のために行われたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政報告会の案内を発送するための郵便代支出は違法でない。 |
| 12 | 27 | 1 | 5 | 市政報告会 案内印刷代 【 甲第40号証の12 】 | 151,200 | 151,200 | 197 | 151,200 | 「小林誠・山野之義市政報告対談」は、挨拶者や質問予定者等の属性を踏まれば、後援会活動として企画されたイベントであるから、全額違法支出である。 | 争う。上記1と同旨。市政報告会(甲40の19)は、市政報告が主な目的となっており、専ら選挙活動等のために行われたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政報告会の案内を印刷するための印刷代支出は違法でない。 |
| 13 | 27 | 2 | 19 | 郵便代(市政レポート発送) 【 甲第40号証の13 】 | 212,908 | 212,908 | 214 | 106,454 | 広報費の側面と講演活動費の側面を有する「2015年 市政報告」レポートを郵送するための代金であるから、当該充当支額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。上記1と同旨。2015年市政レポート(甲40の20)は、市議会での質疑、答弁、市政報告会の内容等が記載されており、市政報告が主な目的となっており、専ら選挙活動等のために行われたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政レポートを発送するための郵便代支出は違法でない。 |
| | | | | 1,125,176 | | | | 853,502 | | |

別表 5

下沢広伸議員の広報費支出

| 支出日 年 月 日 | 使途(活動)内容 【 書 証 】 | 充当額 (円) | 支出額 (円) | 領収書 番号 | 違法支出額 (円) | 原告の主張 | 被告の主張 | | |
|--------------|------------------------------------|------------|------------|-----------|--------------|--|---|--|--|
| | | | | | | | | | |
| 1 26 4 25 | 郵送費(市政報告会葉書代5/16) 【 甲第41号証の 1 】 | 22,048 | 22,048 | 20・1 | 11,024 | 広報費の側面と下沢議員を宣伝する後援会活動費の側面がある粟崎地区市政報告会を案内するための往復葉書購入代金であるから、当該充当支額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 2 26 5 14 | 市政報告会(5/16 分お茶代) 【 甲第41号証の 2 】 | 5,961 | 5,961 | 20・2 | 2,980 | 広報費の側面と下沢議員を宣伝する後援会活動費の側面がある粟崎地区市政報告会で使用した「お茶代」であるから、当該充当支額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 3 26 5 20 | 市政報告会(5/16 分会場費) 【 甲第41号証の 3 】 | 6,400 | 6,400 | 20・3 | 3,200 | 広報費の側面と下沢議員を宣伝する後援会活動費の側面がある粟崎地区市政報告会の会場として使用した粟崎文化センター「使用料」であるから、当該充当支額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 4 26 6 5 | 市政報告会(6/8 分お茶代) 【 甲第41号証の 4 】 | 5,929 | 5,929 | 27 | 2,964 | 広報費の側面と下沢議員を宣伝する後援会活動費の側面がある6月8日の市政報告会で使用した「お茶代」であるから、当該充当支額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 5 26 5 30 | 市政報告会(6/8 分会場費) 【 甲第41号証の 5 】 | 7,930 | 7,930 | 28 | 3,965 | 広報費の側面と下沢議員を宣伝する後援会活動費の側面がある6月8日の市政報告会会場として使用した金沢市ものづくり会館「多目的ホール使用料」であるから、当該充当支額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 6 26 6 25 | 封筒印刷費 【 甲第41号証の 6 】 | 317,805 | 317,805 | 36 | 158,902 | 広報費の側面と後援会活動費の側面もある広報費として支出している「封筒印刷費」であるから、当該充当支額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 7 26 10 8 | ラベル代 【 甲第41号証の 7 】 | 7,855 | 7,855 | 58 | 3,927 | 広報費の側面と後援会活動費の側面もある広報費として支出している「ラベル代」であるから、当該充当支額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 8 26 10 29 | ラベル代 【 甲第41号証の 8 】 | 10,169 | 10,169 | 64 | 5,084 | 広報費の側面と後援会活動費の側面もある広報費として支出している「ラベル代」であるから、当該充当支額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 9 26 12 5 | はがき代 @52×150枚 【 甲第41号証の 9 】 | 7,800 | 7,800 | 78 | 3,900 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある 12月17・18・19日の金沢市議会定例会一般質問傍聴の案内をするための葉書購入代金であるから、当該充当支額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |
| 10 26 5 27 | 葉書印刷費 【 甲第41号証の10 】 | 104,760 | 104,760 | 182 | 52,380 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある広報費として支出している「金沢市議会議員 下沢広伸」と記載した「葉書制作」印刷代金であるから、当該充当支額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。 支出に違法性はない。 | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|-------------------------|-----------|---------|-----|---------|--|--|
| 11 | 26 | 11 | 28 | 広報印刷費 【 甲第41号証の11】 | 148,608 | 148,608 | 183 | 74,304 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「金沢市議会議員 下沢広伸 市政報告コミュニティー」「会報誌制作」印刷代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 12 | 26 | 12 | 26 | 広報郵送費 【 甲第41号証の12】 | 378,444 | 378,444 | 185 | 189,222 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「金沢市議会議員 下沢広伸 市政報告コミュニティー」を郵送するための「郵送費」であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 13 | 27 | 3 | 2 | 3月議会郵送費 【 甲第41号証の13】 | 26,000 | 26,000 | 195 | 13,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面を有する 3月10・11・12日の金沢市議会定例会一般質問傍聴依頼の案内するための葉書購入代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| | | | | | 1,049,709 | | | 524,852 | | |

別表 6

久保洋子議員の広報費支出

| 支出日 | | | 使途(活動)内容 【 証書 】 | | 充当額 (円) | 支出額 (円) | 領収書 番号 | 違法支出額 (円) | 原告の主張 | 被告の主張 |
|-----|----|----|--------------------|-----------------------------------|------------|------------|-----------|--------------|--|--|
| 年 | 月 | 日 | | | | | | | | |
| 1 | 26 | 6 | 6 | 久保洋子ネット通信No.18 郵送 【 甲第42号証の1】 | 180,451 | 180,451 | 31 | 90,225 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「金沢市議会議員 久保洋子ネット通信 Vol. 18」の「郵送」代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 2 | 26 | 5 | 27 | 久保洋子ネット通信No.18 印刷 【 甲第42号証の2】 | 152,064 | 152,064 | 32 | 76,032 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「金沢市議会議員 久保洋子ネット通信 Vol. 18」の印刷代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 3 | 26 | 5 | 15 | 久保洋子ネット通信No.18 配布料 【 甲第42号証の3】 | 17,280 | 17,280 | 33 | 8,640 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「金沢市議会議員 久保洋子ネット通信 Vol. 18」の配布料金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 4 | 26 | 10 | 18 | 葉書代 10月議会傍聴案内 【 甲第42号証の4】 | 10,400 | 10,400 | 111 | 5,200 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある10月22日の金沢市議会で久保議員が「一問一答」質問する傍聴案内のための葉書購入代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 5 | 27 | 1 | 13 | ネットワーク通信印刷代 【 甲第42号証の5】 | 90,720 | 90,720 | 146 | 45,360 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「金沢市議会議員 久保洋子ネット通信 Vol. 19」の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 6 | 27 | 1 | 17 | メール便 【 甲第42号証の6】 | 134,503 | 134,503 | 151 | 67,251 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「金沢市議会議員 久保洋子ネット通信 Vol. 19」の宅配便及びゆうメール便の運賃であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 7 | 27 | 2 | 2 | メール便 【 甲第42号証の7】 | 3,790 | 3,790 | 152 | 1,895 | 広報費の側面と後援会活動費の側面との両側面がある「金沢市議会議員 久保洋子ネット通信 Vol. 19」のゆうメール便の運賃であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 8 | 26 | 12 | 24 | キテミホームページ (1年間分) 【 甲第42号証の8】 | 36,000 | 36,000 | 153 | 18,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある久保議員の「キテミホームページ (1年分)」の利用料であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 9 | 26 | 8 | 17 | 葉書 200枚 × @52 【 甲第42号証の9】 | 10,400 | 10,400 | 176 | 5,200 | 広報費と後援会活動費の側面がある10月22日の金沢市議会で久保議員が「一問一答」質問する傍聴案内のための葉書購入代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 10 | 27 | 3 | 28 | 活動報告印刷代 【 甲第42号証の10】 | 190,080 | 190,080 | 189 | 95,040 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「金沢市議会議員 久保洋子ネット通信 2015年春号」の印刷代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 11 | 27 | 3 | 20 | 平成26年度活動DVD制作費 【 甲第42号証の11】 | 116,640 | 116,640 | 190 | 58,320 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「福祉と医療と地域をつなぐ 久保洋子議員活動」と題する 平成26年度活動 DVD制作代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| 12 | 27 | 2 | 9 | 議会活動報告会 大ホール使用料 【 甲第42号証の12】 | 3,500 | 3,500 | 212 | 1,750 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「久保洋子議員活動報告会」の会場とした味噌蔵福祉センター「大ホール使用料」であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出来たものである。 支出に違法性はない。 |
| | | | | | 945,828 | | | 472,913 | | |

別表 7

田中 仁 議員の広報費支出

| 支出日 | | 使途(活動)内容 【書証】 | 充当額 (円) | 支出額 (円) | 領収書番号 | 違法支出額 (円) | 原告の主張 | 被告の主張 |
|-------|-------|-------------------------|------------|------------|-------|--------------|---|---|
| 年 | 月 | | | | | | | |
| 1 26 | 4 24 | 議会報告書印刷代 【甲第43号証の1】 | 91,800 | 91,800 | 4 | 45,900 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある議会報告書「かわら版 たなか仁」2014年4月10日の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 2 26 | 6 20 | 議会報告書印刷代 【甲第43号証の2】 | 91,800 | 91,800 | 18 | 45,900 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある議会報告書「かわら版 たなか仁」2014年6月13日の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 3 26 | 7 18 | 議会報告書印刷代 【甲第43号証の3】 | 91,800 | 91,800 | 29 | 45,900 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある議会報告書「かわら版 たなか仁」2014年7月10日の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 4 26 | 10 20 | 議会報告書印刷代 【甲第43号証の4】 | 91,800 | 91,800 | 53 | 45,900 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある議会報告書「かわら版 たなか仁」2014年10月10日の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 5 26 | 11 20 | 議会報告書印刷代 【甲第43号証の5】 | 91,800 | 91,800 | 61 | 45,900 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある議会報告書「かわら版 たなか仁」2014年11月10日の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 6 26 | 12 20 | 議会報告書印刷代 【甲第43号証の6】 | 91,800 | 91,800 | 69 | 45,900 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある議会報告書「かわら版 たなか仁」2014年12月5日の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 7 27 | 1 15 | 議会報告書印刷代 【甲第43号証の7】 | 91,800 | 91,800 | 78 | 45,900 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある議会報告書「かわら版 たなか仁」2015年1月10日の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 8 27 | 1 31 | 議会報告書印刷代 【甲第43号証の8】 | 91,800 | 91,800 | 81 | 45,900 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある議会報告書「かわら版 たなか仁」2015年1月15日の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 9 27 | 3 15 | 議会報告書印刷代 【甲第43号証の9】 | 91,800 | 91,800 | 95 | 45,900 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある議会報告書「かわら版 たなか仁」2015年2月27日の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 10 27 | 3 31 | 議会報告書印刷代 【甲第43号証の10】 | 91,800 | 91,800 | 98 | 45,900 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある議会報告書「かわら版 たなか仁」2015年3月27日の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| | | | 918,000 | | | 459,000 | | |

別表 8-1

清水邦彦議員の広報費支出

(全額充当支出することができないと主張する支出)

| 支出日 | | 使途(活動)内容 【書証】 | 充当額 (円) | 支出額 (円) | 領収書番号 | 違法支出額 (円) | 原告の主張 | 被告の主張 |
|------|-------|--------------------|------------|------------|-------|--------------|--|---|
| 年 | 月 | | | | | | | |
| 1 26 | 7 15 | 切手代 【甲第44号証の3】 | 328 | 328 | 36 | 328 | 「切手代」支出を裏付ける領収証書はあるものの、その他に広報費支出であることを証する書類が無いから、当該充当支出額は違法支出額である。 | 争う。市政活動報告書のための切手代であり、政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものであり、支出に違法性はない。 |
| 2 26 | 10 14 | 切手代 【甲第44号証の8】 | 656 | 656 | 76 | 656 | 「切手代」支出を裏付ける領収証書はあるものの、その他に広報費支出であることを証する書類が無いから、当該充当支出額は違法支出額である。 | 争う。市政活動報告書のための切手代であり、政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものであり、支出に違法性はない。 |
| 3 26 | 12 13 | 切手代 【甲第44号証の13】 | 574 | 574 | 107 | 574 | 「切手代」支出を裏付ける領収証書はあるものの、その他に広報費支出であることを証する書類が無いから、当該充当支出額は違法支出額である。 | 争う。市政活動報告書のための切手代であり、政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものであり、支出に違法性はない。 |

| | | | | | | | | | | |
|---|----|---|----|---------------------|-------|-------|-----|-------|--|---|
| 4 | 27 | 3 | 3 | 切手代 【 甲第44号証の20】 | 82 | 82 | 147 | 82 | 「切手代」支出を裏付ける領収証書はあるものの、その他に広報費支出であることを証する書類が無いから、当該充当支出額は違法支出額である。 | 争う。 市政活動報告書のための切手代であり、政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものであり、支出に違法性はない。 |
| 5 | 27 | 3 | 24 | 郵送料 【 甲第44号証の24】 | 7,800 | 7,800 | 168 | 7,800 | 「郵送料」支出を裏付ける当該領収証書は「(通)常葉書インク(52円)」150枚の購入代金であるものの、その他に広報費支出であることを証する書類が無いから、当該充当支出額は違法支出額である。 | 争う。 市政活動報告書のための切手代であり、政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものであり、支出に違法性はない。 |
| | | | | | 9,440 | | | 9,440 | | |

別表 8-2

清水邦彦議員の広報費支出

(2分の1を超えて充当することができないと主張する支出)

| 支出日 年 月 日 | 使途(活動)内容 【 書 証 】 | 充当額 (円) | 支出額 (円) | 領収書 番号 | 違法支出額 (円) | 原告の主張 | 被告の主張 | | |
|--------------|---------------------------|------------|------------|-----------|--------------|--|---|---|---|
| | | | | | | | 年 | 月 | 日 |
| 1 26 5 12 | 市政活動報告印刷代 【 甲第44号証の 1】 | 108,000 | 108,000 | 7 | 54,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「清水くにひこ 議員活動報告 平成26年4月10日発行」の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 2 26 6 26 | 郵送料 【 甲第44号証の 2】 | 7,104 | 7,104 | 20 | 3,552 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「清水くにひこ 議員活動報告 平成26年4月10日発行」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 3 26 7 18 | 郵送料 【 甲第44号証の 4】 | 5,431 | 5,431 | 37 | 2,715 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「清水くにひこ 議員活動報告 平成26年4月10日発行」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 4 26 8 20 | 郵送料 【 甲第44号証の 5】 | 2,368 | 2,368 | 50 | 1,184 | 広報費の側面と後援会活動費の側面側面がある「市政活動報告 清水くにひこ 全力投球 平成26年度」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 5 26 8 25 | 市政報告印刷代 【 甲第44号証の 6】 | 216,000 | 216,000 | 54 | 108,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「市政活動報告 清水くにひこ 全力投球 平成26年度」の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 6 26 9 24 | 郵送料 【 甲第44号証の 7】 | 5,920 | 5,920 | 66 | 2,960 | 広報費の側面と後援会活動費の側面面がある「市政活動報告 清水くにひこ 全力投球 平成26年度」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 7 26 10 20 | 郵送料 【 甲第44号証の 9】 | 5,328 | 5,328 | 78 | 2,664 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「清水くにひこ 議員活動報告 秋号 平成26年10月20日発行」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 8 26 11 20 | 郵送料 【 甲第44号証の 10】 | 5,920 | 5,920 | 93 | 2,960 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「清水くにひこ 議員活動報告 秋号 平成26年10月20日発行」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 9 26 11 25 | 市政報告印刷代 【 甲第44号証の 11】 | 108,000 | 108,000 | 96 | 54,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「清水くにひこ 議員活動報告 秋号 平成26年10月20日発行」の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 10 26 12 4 | 郵送料 【 甲第44号証の 12】 | 164 | 164 | 102 | 82 | 広報費の支出と後援会活動費の側面がある「清水くにひこ 議員活動報告 秋号 平成26年10月20日発行」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 11 26 12 19 | 郵送料 【 甲第44号証の 14】 | 5,920 | 5,920 | 109 | 2,960 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「清水くにひこ 議員活動報告 秋号 平成26年10月20日発行」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 12 26 12 22 | 郵送料 【 甲第44号証の 15】 | 410 | 410 | 111 | 205 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「清水くにひこ 議員活動報告 秋号 平成26年10月20日発行」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 13 26 12 25 | 郵送料 【 甲第44号証の 16】 | 6,888 | 6,888 | 113 | 3,444 | 広報費の側面と後援会活動の側面がある「清水くにひこ 議員活動報告 秋号 平成26年10月20日発行」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |
| 14 27 1 21 | 郵送料 【 甲第44号証の 17】 | 8,880 | 8,880 | 120 | 4,440 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「清水くにひこ 全力投球」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。 政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|---|----|------------------------------|---------|---------|-----|---------|--|---|
| 15 | 27 | 2 | 20 | 郵送料 【 甲第44号証の18 】 | 8,288 | 8,288 | 138 | 4,144 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「清水くにひこ 全力投球」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 16 | 27 | 2 | 28 | 市政報告印刷代 【 甲第44号証の19 】 | 54,000 | 54,000 | 142 | 27,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「清水くにひこ 全力投球」の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 17 | 27 | 3 | 11 | 郵送料 【 甲第44号証の21 】 | 8,621 | 8,621 | 152 | 4,310 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「金沢市政報告書 金沢市議会議員 清水邦彦」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 18 | 27 | 3 | 15 | 郵送料 【 甲第44号証の22 】 | 2,132 | 2,132 | 156 | 1,066 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「金沢市政報告書 金沢市議会議員 清水邦彦」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 19 | 27 | 3 | 20 | 郵送料 【 甲第44号証の23 】 | 7,104 | 7,104 | 164 | 3,552 | 広報費の側面と後援会活動の側面がある「金沢市政報告書 金沢市議会議員 清水邦彦」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 20 | 27 | 4 | 6 | 未払金 市政報告印刷代 【 甲第44号証の25 】 | 300,000 | 300,000 | 180 | 150,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「金沢市政報告書 金沢市議会議員 清水邦彦」の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 21 | 27 | 4 | 30 | 未払金 郵送料 【 甲第44号証の26 】 | 7,104 | 7,104 | 185 | 3,552 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「金沢市政報告書 金沢市議会議員 清水邦彦」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 22 | 27 | 5 | 20 | 未払金 郵送料 【 甲第44号証の27 】 | 10,656 | 10,656 | 186 | 5,328 | 広報費の側面と後援会活動の側面がある「金沢市政報告書 金沢市議会議員 清水邦彦」を郵送するための代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| | | | | | 884,238 | | | 442,118 | | |

別表 9

木下和吉議員の広報費支出

| 支払日 年 月 日 | 使途(活動)内容 【 書 証 】 | 充当額 (円) | 支出額 (円) | 領収書 番号 | 違法支出額 (円) | 原告の主張 | 被告の主張 |
|--------------|-------------------------------|------------|------------|-----------|--------------|---|--|
| | | | | | | | |
| 1 26 4 15 | 市政報告会案内 切手代 【 甲第45号証の1 】 | 14,876 | 14,876 | 4 | 14,876 | 「議員活動 30年市政報告会」は、木下議員の議員活動30周年を祝う会であり、後援会活動としての祝賀会といえるものであるから、これを案内するための切手代は全額違法支出である。 | 争う。金沢市議会政務活動費運用の手引き(乙1)は、広報費について、「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」と定めている。議員が行う市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するから、こうした広報のために支出した費用は、政務活動費の趣旨に適合する。会派及び議員の活動の多面性に照らせば、市政報告等によって会派及び議員の活動を紹介することが、選挙の際に役立つともあり得るが、これはいわば副次的な効果であるので、専らこれを目的として市政報告等がされているなどの事情がない限り、このような側面があることのみを理由として市政報告等の経費を目的外支出に当たるないし目的外支出が含まれると認めるべきでない。したがって、市政報告等は、その内容に選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとか、専ら選挙活動等のために行われたなどの具体的な事情がない限り、目的外支出に当たるないし目的外支出が含まれているとは認められない。市政報告会(甲45の13)は、それが専ら選挙活動等のために開催されたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政報告会の案内を発送するための切手代支出は違法でない。 |
| 2 26 4 18 | 市政報告会 案内ハガキ 【 甲第45号証の2 】 | 5,200 | 5,200 | 5 | 5,200 | 「議員活動 30年市政報告会」は、木下議員の議員活動30周年を祝う会であり、後援会活動としての祝賀会といえるものであるから、これを案内するためのはがき代は全額違法支出である。 | 争う。上記1と同旨。市政報告会は、それが専ら選挙活動等のために開催されたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政報告会の案内を発送するためのハガキ代支出は違法でない。 |
| 3 26 4 18 | 市政報告会案内 追加切手代 【 甲第45号証の3 】 | 8,200 | 8,200 | 6 | 8,200 | 「議員活動 30年市政報告会」は、木下議員の議員活動30周年を祝う会であり、後援会活動としての祝賀会といえるものであるから、これを案内するための切手代は全額違法支出である。 | 争う。上記1と同じ。 |
| 4 26 5 8 | 市政報告会案内 切手代 【 甲第45号証の4 】 | 2,860 | 2,860 | 13 | 2,860 | 「議員活動 30年市政報告会」は、木下議員の議員活動31周年を祝う会であり、後援会活動としての祝賀会といえるものであるから、これを案内するための切手代は全額違法支出である。 | 争う。上記1と同旨。市政報告会(甲45の4)は、それが専ら選挙活動等のために開催されたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政報告会の案内を発送するためのハガキ代支出は違法でない。 |
| 5 26 7 4 | 会議室・会場音響照明代 【 甲第45号証の5 】 | 150,000 | 150,000 | 35 | 150,000 | 「議員活動 30年市政報告会」は、木下議員の議員活動30周年を祝う会であり、後援会活動としての祝賀会といえるものであるから、これを開催するための会場費は全額違法支出である。 | 争う。上記1と同旨。市政報告会(甲45の13)は、それが専ら選挙活動等のために開催されたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政報告会の会議室・会場音響照明代支出は違法でない。 |

| | | | | | | | | | | |
|---|----|---|----|--------------------------------|---------|---------|----|---------|--|--|
| 6 | 26 | 7 | 4 | お茶代 900円×404人 【 甲第45号証の 6 】 | 363,600 | 363,600 | 36 | 363,600 | 「議員活動 30年市政報告会」は、木下議員の議員活動30周年を祝う会であり、後援会活動としての祝賀会といえるものであるから、これのために用意したお茶代は全額違法支出である。 | 争う。上記1と同旨。市政報告会(甲45の13)は、それが専ら選挙活動等のために開催されたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政報告会のお茶代支出は違法でない。 |
| 7 | 27 | 7 | 22 | 市政報告会案内 印刷代 【 甲第45号証の 7 】 | 324,000 | 324,000 | 41 | 324,000 | 「議員活動 30年市政報告会」は、木下議員の議員活動30周年を祝う会であり、後援会活動としての祝賀会といえるものであるから、これの案内の印刷代は全額違法支出である。 | 争う。上記1と同旨。市政報告会(甲45の13)は、それが専ら選挙活動等のために開催されたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政報告会の案内状の印刷代支出は違法でない。 |
| 8 | 27 | 7 | 22 | 封筒 【 甲第45号証の 7 】 | 32,400 | 32,400 | 42 | 32,400 | 「議員活動 30年市政報告会」は、木下議員の議員活動30周年を祝う会であり、後援会活動としての祝賀会といえるものであるから、これを案内するための封筒代は全額違法支出である。 | 争う。上記1と同旨。市政報告会(甲45の13)は、それが専ら選挙活動等のために開催されたなどの事情はない。また、目的外支出であることを推認させる事情もない。よって、上記市政報告会の封筒代支出は違法でない。 |
| | | | | | 901,136 | | | 901,136 | | |

別表 10

坂本泰広議員の広報費支出

| 支出日 | 使途(活動)内容 【 書 証 】 | 充当額 (円) | 支出額 (円) | 領収書 番号 | 違法支出額 (円) | 原告の主張 | 被告の主張 |
|------------|--|------------|------------|-----------|--------------|--|--|
| | | | | | | | |
| 1 26 10 16 | 議会案内はがき、切手 【 甲第46号証の 1 】 | 5,200 | 5,200 | 3 | 2,600 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある 10月23日の10月定例月議会で坂本議員が一般質問の傍聴案内するための葉書購入代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 2 26 12 9 | 広報誌印刷代 【 甲第46号証の 2 】 | 29,160 | 29,160 | 25 | 14,580 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「坂本やすひろ市政通信 創刊号 2014. 10」の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 3 26 12 25 | 封筒 (坂本やすひろ事務所) 【 甲第46号証の 3 】 | 30,240 | 30,240 | 31 | 15,120 | 広報費の側面と後援会活動の側面がある「坂本やすひろ市政通信 創刊号 2014. 10」を郵送するための「名入封筒 長3」代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 4 26 12 26 | 広報紙発送費 【 甲第46号証の4の1 】 【 甲第46号証の4の2 】 | 19,598 | 19,598 | 32 | 9,799 | 「広報誌印刷代」及び「封筒」代金支出後の 82円切手・139枚 の購入代金は、広報費の側面と後援会活動費の側面がある「坂本やすひろ市政通信 創刊号 2014. 10」の「発送費」であると推認できるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 5 27 1 20 | 封筒 (坂本やすひろ事務所) 【 甲第46号証の 5 】 | 102,384 | 102,384 | 41 | 51,192 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある広報誌を郵送するための「名入封筒 長3」1万枚の代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 6 27 2 20 | 封筒 (坂本やすひろ事務所) 【 甲第46号証の 6 】 | 160,920 | 160,920 | 53 | 80,460 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある広報誌を郵送するための「名入封筒 長3」1万枚の代金であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 7 27 2 27 | 議会案内はがき、切手 【 甲第46号証の 7 】 | 9,300 | 9,300 | 55 | 4,650 | 82円切手・5枚は不自然ではあるものの、広報費の側面と後援会活動費の側面がある3月12日の3月定例月議会で坂本議員が一般質問する傍聴案内の葉書・100枚購入代金については当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 8 27 3 9 | 市政報告会案内はがき 【 甲第46号証の 8 】 | 26,000 | 26,000 | 62 | 26,000 | 平成27年3月29日に行われた市政報告会は、その式次第及び案内の内容からすれば、その実態が坂本議員の市議会議員選挙を応援するための後援会活動であるといえるから、これの案内はがき代は全額違法支出である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| 9 27 3 20 | 市政報告会お礼用はがき 【 甲第46号証の 9 】 | 26,000 | 26,000 | 66 | 26,000 | 市政報告会に来場された方への「市政報告会来場お礼」のための葉書・500枚の購入代金は、広報費の内容に該当していないから、当該支出額は違法支出額である。 | 当該支出を出納簿に計上しない旨の訂正をしている。 市政報告会お礼用はがきとして26,000円を支出し、26,000円を政務活動費に充当した事実は否認する。 |
| 10 27 5 1 | 広報誌印刷代含む業務委託料 【 甲第46号証の10 】 | 270,000 | 270,000 | 70 | 135,000 | 広報費の側面と後援会活動費の側面がある「坂本やすひろ市政通信 Vol. 2」の印刷代であるから、当該充当支出額の2分の1を超える政務活動費は違法支出額である。 | 争う。政務調査活動及び市政について、市民に報告するために支出されたものである。支出に違法性はない。 |
| | | 678,802 | | | 365,401 | | |

別表 11

松村理治議員の人事費支出

| 年月日 | | | 使途(活動)内容 | 充当額 | 支出額 | 領収書番号 | (円) |
|-------|-------|---|----------|---------|--------|-------|---------|
| 年 | 月 | 日 | | | | | (円) |
| 1 26 | 4 30 | | 事務所職員費 | 42,500 | 42,500 | 13 | 42,500 |
| 2 26 | 4 30 | | 事務所職員費 | 31,500 | 31,500 | 14 | 15,750 |
| 3 26 | 5 31 | | 事務所職員費 | 46,000 | 46,000 | 26 | 46,000 |
| 4 26 | 5 31 | | 事務所職員費 | 40,500 | 40,500 | 27 | 20,250 |
| 5 26 | 6 30 | | 事務所職員費 | 44,000 | 44,000 | 55 | 44,000 |
| 6 26 | 6 30 | | 事務所職員費 | 40,500 | 40,500 | 56 | 20,250 |
| 7 26 | 7 31 | | 事務所職員費 | 44,000 | 44,000 | 76 | 44,000 |
| 8 26 | 7 31 | | 事務所職員費 | 40,500 | 40,500 | 77 | 20,250 |
| 9 26 | 8 31 | | 事務所職員費 | 45,500 | 45,500 | 85 | 45,500 |
| 10 26 | 8 31 | | 事務所職員費 | 40,500 | 40,500 | 86 | 20,250 |
| 11 26 | 9 30 | | 事務所職員費 | 38,500 | 38,500 | 93 | 38,500 |
| 12 26 | 9 30 | | 事務所職員費 | 40,500 | 40,500 | 94 | 20,250 |
| 13 26 | 10 31 | | 事務所職員費 | 39,500 | 39,500 | 111 | 39,500 |
| 14 26 | 10 31 | | 事務所職員費 | 40,500 | 40,500 | 112 | 20,250 |
| 15 26 | 11 30 | | 事務所職員費 | 45,000 | 45,000 | 139 | 45,000 |
| 16 26 | 11 30 | | 事務所職員費 | 40,500 | 40,500 | 140 | 20,250 |
| 17 26 | 12 30 | | 事務所職員費 | 44,500 | 44,500 | 171 | 44,500 |
| 18 26 | 12 30 | | 事務所職員費 | 45,000 | 45,000 | 172 | 22,500 |
| 19 27 | 1 31 | | 事務所職員費 | 40,000 | 40,000 | 192 | 40,000 |
| 20 27 | 1 31 | | 事務所職員費 | 40,500 | 40,500 | 193 | 20,250 |
| 21 27 | 2 28 | | 事務所職員費 | 38,000 | 38,000 | 216 | 38,000 |
| 22 27 | 2 28 | | 事務所職員費 | 40,500 | 40,500 | 217 | 20,250 |
| 23 27 | 3 31 | | 事務所職員費 | 44,500 | 44,500 | 232 | 44,500 |
| 24 27 | 3 31 | | 事務所職員費 | 40,500 | 40,500 | 233 | 20,250 |
| | | | | 993,500 | | | 752,750 |

別表 12

松村理治議員の事務所費支出

| 年月日 | | | 使途(活動)内容 | 充当額 | 支出額 | 領収書番号 | (円) |
|-------|------|---|-----------------|--------|--------|-------|--------|
| 年 | 月 | 日 | | | | | (円) |
| 1 26 | 4 1 | | 文具 | 756 | 756 | 2 | 378 |
| 2 26 | 4 17 | | 文具 | 1,226 | 1,226 | 8 | 613 |
| 3 26 | 4 30 | | 4月分 事務所家賃・駐車料 | 28,000 | 28,000 | 15 | 14,000 |
| 4 26 | 5 2 | | 事務用紙製品 | 906 | 906 | 17 | 453 |
| 5 26 | 5 17 | | コピー代 | 1,340 | 1,340 | 20 | 670 |
| 6 26 | 5 28 | | 事務用品 | 1,208 | 1,208 | 24 | 604 |
| 7 26 | 5 28 | | ICBK50 | 1,000 | 1,000 | 25 | 500 |
| 8 26 | 5 31 | | 5月分 事務所家賃・駐車料 | 28,000 | 28,000 | 28 | 14,000 |
| 9 26 | 6 4 | | コピー代 | 4,000 | 4,000 | 31 | 2,000 |
| 10 26 | 6 4 | | 4月分 電気料金 | 1,897 | 1,897 | 33 | 948 |
| 11 26 | 6 9 | | デジカメプリント | 760 | 760 | 35 | 380 |
| 12 26 | 6 13 | | コピー代 | 1,300 | 1,300 | 38 | 650 |
| 13 26 | 6 13 | | デジカメプリント | 2,182 | 2,182 | 39 | 1,091 |
| 14 26 | 6 14 | | IC6CL50 | 5,739 | 5,739 | 44 | 2,869 |
| 15 26 | 6 20 | | IC1OY | 1,110 | 1,110 | 46 | 555 |
| 16 26 | 6 20 | | 4月分 電話料金 | 6,693 | 6,693 | 47 | 3,346 |
| 17 26 | 6 20 | | IC1OC・IC10M | 2,220 | 2,220 | 49 | 1,110 |
| 18 26 | 6 21 | | ICレコーダー等 2点 | 7,034 | 7,034 | 50 | 3,517 |
| 19 26 | 6 22 | | デジカメプリント | 2,888 | 2,888 | 51 | 1,444 |
| 20 26 | 6 28 | | 5月分 電気料金 | 2,060 | 2,060 | 53 | 1,030 |
| 21 26 | 6 30 | | 5月分 ガス料金 | 1,525 | 1,525 | 54 | 762 |
| 22 26 | 6 30 | | 6月分 事務所家賃・駐車料 | 28,000 | 28,000 | 57 | 14,000 |
| 23 26 | 7 1 | | きれいな宛名が書ける 等 4点 | 1,879 | 1,879 | 59 | 939 |

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|------------------------|--------|--------|-----|--------|
| 24 | 26 | 7 | 1 | 4月分 水道・下水道・ガス料金 | 5,914 | 5,914 | 60 | 2,957 |
| 25 | 26 | 7 | 1 | 5月分 電話料金 | 6,893 | 6,893 | 61 | 3,446 |
| 26 | 26 | 7 | 1 | デジカメプリント | 5,980 | 5,980 | 62 | 2,990 |
| 27 | 26 | 7 | 18 | 6月分 水道・下水道・ガス料金 | 5,887 | 5,887 | 69 | 2,943 |
| 28 | 26 | 7 | 18 | 6月分 電気料金 | 2,140 | 2,140 | 70 | 1,070 |
| 29 | 26 | 7 | 28 | デジカメプリント 等 5点 | 2,818 | 2,818 | 73 | 1,409 |
| 30 | 26 | 7 | 30 | デジカメプリント | 2,470 | 2,470 | 74 | 1,235 |
| 31 | 26 | 7 | 31 | 7月分 事務所家賃・駐車料 | 28,000 | 28,000 | 78 | 14,000 |
| 32 | 26 | 8 | 31 | 8月分 事務所家賃・駐車料 | 28,000 | 28,000 | 87 | 14,000 |
| 33 | 26 | 9 | 30 | 9月分 事務所家賃・駐車料 | 28,000 | 28,000 | 95 | 14,000 |
| 34 | 26 | 10 | 13 | デジカメプリント 等 3点 | 8,417 | 8,417 | 100 | 4,208 |
| 35 | 26 | 10 | 14 | デジカメプリント 等 4点 | 1,181 | 1,181 | 101 | 590 |
| 36 | 26 | 10 | 16 | 8月分 電話料金 | 6,893 | 6,893 | 102 | 3,446 |
| 37 | 26 | 10 | 31 | 10月分 事務所家賃・駐車料 | 28,000 | 28,000 | 113 | 14,000 |
| 38 | 26 | 11 | 4 | デジカメプリント 等 2点 | 2,030 | 2,030 | 115 | 1,015 |
| 39 | 26 | 11 | 6 | 9月分 電気料金 | 3,558 | 3,558 | 117 | 1,779 |
| 40 | 26 | 11 | 6 | 10月分 電気料金 | 2,544 | 2,544 | 118 | 1,272 |
| 41 | 26 | 11 | 6 | コピー代 | 130 | 130 | 119 | 65 |
| 42 | 26 | 11 | 6 | 9月分 水道・下水道・ガス料金 | 1,230 | 1,230 | 120 | 615 |
| 43 | 26 | 11 | 6 | 9月分 電話料金等 | 6,945 | 6,945 | 121 | 3,472 |
| 44 | 26 | 11 | 8 | 但書のない領収証 | 1,710 | 1,710 | 122 | 1,710 |
| 45 | 26 | 11 | 8 | 封筒カラー上質 長3 等 3点 | 4,050 | 4,050 | 123 | 2,025 |
| 46 | 26 | 11 | 8 | BCI3513506MP | 4,600 | 4,600 | 124 | 2,300 |
| 47 | 26 | 11 | 13 | リングファイルER2 等 3点 | 1,620 | 1,620 | 127 | 810 |
| 48 | 26 | 11 | 30 | 11月分 事務所家賃・駐車料 | 28,000 | 28,000 | 141 | 14,000 |
| 49 | 26 | 12 | 4 | 但書のない領収証 | 1,710 | 1,710 | 143 | 1,710 |
| 50 | 26 | 12 | 7 | 現金封筒 | 21 | 21 | 145 | 10 |
| 51 | 26 | 12 | 17 | 11月分 電気料金等 | 7,097 | 7,097 | 149 | 3,548 |
| 52 | 26 | 12 | 17 | 10月分 電気料金等 | 7,047 | 7,047 | 150 | 3,523 |
| 53 | 26 | 12 | 18 | 12月分 水道・下水道・ガス料金 | 5,540 | 5,540 | 152 | 2,770 |
| 54 | 26 | 12 | 18 | 11月分 ガス料金 | 961 | 961 | 153 | 480 |
| 55 | 26 | 12 | 18 | 10月分 水道・下水道・ガス料金 | 5,284 | 5,284 | 154 | 2,642 |
| 56 | 26 | 12 | 18 | 11月分 電話料金 | 2,047 | 2,047 | 155 | 1,023 |
| 57 | 26 | 12 | 18 | 11月分 電気料金 | 2,248 | 2,248 | 156 | 1,124 |
| 58 | 26 | 12 | 23 | ハクバKS-20 W4(チタン)2点 計3点 | 2,718 | 2,718 | 160 | 1,359 |
| 59 | 26 | 12 | 23 | BCI351XL350XL6MP | 6,458 | 6,458 | 161 | 3,229 |
| 60 | 26 | 12 | 25 | DSC/D-L 321点 | 8,538 | 8,538 | 164 | 4,269 |
| 61 | 26 | 12 | 25 | デジカメプリント 等 4点 | 11,388 | 11,388 | 166 | 5,694 |
| 62 | 26 | 12 | 30 | 12月分 事務所家賃・駐車料 | 28,000 | 28,000 | 173 | 14,000 |
| 63 | 27 | 1 | 5 | セルフ灯油 | 1,540 | 1,540 | 177 | 770 |
| 64 | 27 | 1 | 26 | 12月分 電気料金等 | 6,940 | 6,940 | 186 | 3,470 |
| 65 | 27 | 1 | 28 | クリヤーブック A4 等 2点 | 1,123 | 1,123 | 190 | 561 |
| 66 | 27 | 1 | 31 | BCI351XL350XL6MP 等 2点 | 8,000 | 8,000 | 191 | 4,000 |
| 67 | 27 | 1 | 31 | 1月分 事務所家賃・駐車料 | 28,000 | 28,000 | 194 | 14,000 |
| 68 | 27 | 2 | 2 | PPバインダーB5 等 4点 | 1,146 | 1,146 | 197 | 573 |
| 69 | 27 | 2 | 2 | セルフ灯油 | 1,283 | 1,283 | 198 | 641 |
| 70 | 27 | 2 | 5 | ポストカードアルバム 2点 計3点 | 3,727 | 3,727 | 200 | 1,863 |
| 71 | 27 | 2 | 8 | UHYBS032GH 等 5点 | 5,900 | 5,900 | 202 | 2,950 |
| 72 | 27 | 2 | 11 | アクリルフレーム A4 スモーカ 3点 | 3,900 | 3,900 | 204 | 1,950 |
| 73 | 27 | 2 | 13 | 1月分 電気料金 | 2,327 | 2,327 | 205 | 1,163 |
| 74 | 27 | 2 | 15 | バイロンセロハンテープ 15×35 計33点 | 10,091 | 10,091 | 206 | 5,045 |
| 75 | 27 | 2 | 16 | コピー代 | 1,110 | 1,110 | 207 | 555 |
| 76 | 27 | 2 | 16 | コピー代 | 990 | 990 | 208 | 495 |
| 77 | 27 | 2 | 17 | 1月分 電気料金等 | 7,256 | 7,256 | 210 | 3,628 |
| 78 | 27 | 2 | 28 | 2月分 事務所家賃・駐車料 | 28,000 | 28,000 | 218 | 14,000 |
| 79 | 27 | 3 | 4 | 1月分 ガス料金 | 1,200 | 1,200 | 221 | 600 |
| 80 | 27 | 3 | 19 | 2月分 水道・下水道・ガス料金 | 6,039 | 6,039 | 224 | 3,019 |

| | | | | | | | | |
|----|----|---|----|---------------|---------|--------|-----|---------|
| 81 | 27 | 3 | 19 | 3月分 ガス料金 | 2,077 | 2,077 | 225 | 1,038 |
| 82 | 27 | 3 | 19 | 3月分 電気料金 | 1,633 | 1,633 | 226 | 816 |
| 83 | 27 | 3 | 19 | 2月分 電気料金 | 2,141 | 2,141 | 227 | 1,070 |
| 84 | 27 | 3 | 31 | 3月分 事務所家賃・駐車料 | 28,000 | 28,000 | 234 | 14,000 |
| | | | | | 590,213 | | | 296,804 |

別表 13

田中展郎議員の事務所費支出

| 年月日 | 使途(活動)内容 | 充当額 | 支出額 | (円) | (円) | (円) |
|-------|-----------------------|--------|--------|-----------|-----|--------|
| 年 | 月 | 日 | | 領収書 番号 | | |
| 1 26 | 4月分ケーブルTV利用代金 | 1,620 | 1,620 | 1 | | 1,620 |
| 2 26 | 4月分 事務所消耗品 | 864 | 864 | 2 | | 432 |
| 3 26 | 4月分駐車料金 | 5,000 | 5,000 | 8 | | 2,500 |
| 4 26 | 4月分事務所水道料金 | 4,092 | 4,092 | 11 | | 2,046 |
| 5 26 | 5月分ケーブルTV利用代金 | 1,620 | 1,620 | 14 | | 1,620 |
| 6 26 | 4月分電気代金 | 3,031 | 3,031 | 17 | | 1,515 |
| 7 26 | 4月分郵便後納払い | 7,104 | 7,104 | 18 | | 3,552 |
| 8 26 | 5月分駐車料金 | 5,000 | 5,000 | 19 | | 2,500 |
| 9 26 | 5月分コピー機リース代金 | 10,500 | 10,500 | 22 | | 5,250 |
| 10 26 | 6月分ケーブルTV利用代金 | 1,620 | 1,620 | 25 | | 1,620 |
| 11 26 | 5月分灯油代 | 22,628 | 22,628 | 27 | | 22,628 |
| 12 26 | 4月分事務所電話料金 | 6,607 | 6,607 | 29 | | 3,303 |
| 13 26 | 事務所お茶代金 | 1,872 | 1,872 | 30 | | 936 |
| 14 26 | 5月分電気代金 | 2,974 | 2,974 | 31 | | 1,487 |
| 15 26 | 事務所用お茶菓子代金 | 1,697 | 1,697 | 34 | | 848 |
| 16 26 | 6月分駐車料金 | 5,000 | 5,000 | 35 | | 2,500 |
| 17 26 | 6月分事務所水道代金 | 4,209 | 4,209 | 38 | | 2,104 |
| 18 26 | 6月分コピー機リース代金 | 10,500 | 10,500 | 39 | | 5,250 |
| 19 26 | 5月分事務所電話料金 | 6,158 | 6,158 | 56 | | 3,079 |
| 20 26 | 7月分ケーブルTV利用代金 | 1,620 | 1,620 | 60 | | 1,620 |
| 21 26 | 6月分灯油代 | 17,285 | 17,285 | 62 | | 17,285 |
| 22 26 | 事務所用お菓子代金 | 2,727 | 2,727 | 63 | | 1,363 |
| 23 26 | 6月分電気代金 | 3,325 | 3,325 | 65 | | 1,662 |
| 24 26 | 4月分コピー機リース代金 | 10,500 | 10,500 | 66 | | 5,250 |
| 25 26 | ブラックインク代金 | 1,934 | 1,934 | 68 | | 967 |
| 26 26 | 7月分駐車料金 | 5,000 | 5,000 | 71 | | 2,500 |
| 27 26 | 7月分コピー機リース代金 | 10,500 | 10,500 | 76 | | 5,250 |
| 28 26 | 6月分事務所電話料金 | 6,088 | 6,088 | 81 | | 3,044 |
| 29 26 | 8月分ケーブルTV利用代金 | 1,620 | 1,620 | 82 | | 1,620 |
| 30 26 | 7月分灯油代 | 13,442 | 13,442 | 87 | | 13,442 |
| 31 26 | 7月分電気代金 | 3,776 | 3,776 | 88 | | 1,888 |
| 32 26 | 事務所用お茶菓子代金 | 1,919 | 1,919 | 92 | | 959 |
| 33 26 | 8月分駐車料金 | 5,000 | 5,000 | 95 | | 2,500 |
| 34 26 | 8月分事務所水道代金 | 4,209 | 4,209 | 101 | | 2,104 |
| 35 26 | 8月分コピー機リース代金 | 10,500 | 10,500 | 103 | | 5,250 |
| 36 26 | NHK年払い受信料 H26/6~H27/5 | 7,027 | 7,027 | 109 | | 3,513 |
| 37 26 | 7月分事務所電話料金 | 6,943 | 6,943 | 111 | | 3,471 |
| 38 26 | 9月分ケーブルTV利用代金 | 1,620 | 1,620 | 112 | | 1,620 |
| 39 26 | 8月分灯油代 | 15,290 | 15,290 | 114 | | 15,290 |
| 40 26 | 事務所用お菓子代金 | 2,924 | 2,924 | 116 | | 1,462 |
| 41 26 | 8月分電気代金 | 4,184 | 4,184 | 118 | | 2,092 |
| 42 26 | 事務所お茶代金 | 387 | 387 | 119 | | 193 |
| 43 26 | 事務所お茶代金 | 972 | 972 | 122 | | 486 |
| 44 26 | 9月分駐車料金 | 5,000 | 5,000 | 126 | | 2,500 |
| 45 26 | 9月分コピー機リース代金 | 10,500 | 10,500 | 132 | | 5,250 |

| | | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----------------|--------|--------|-------|--------|
| 46 | 26 | 9 | 30 | 8月分事務所電話料金 | 6,901 | 6,901 | 135 | 3,450 |
| 47 | 26 | 10 | 2 | 9月分灯油代 | 15,241 | 15,241 | 138 | 15,241 |
| 48 | 26 | 10 | 2 | 事務所用お菓子代金 | 2,427 | 2,427 | 139 | 1,213 |
| 49 | 26 | 10 | 2 | 10月分ケーブルTV利用代金 | 1,620 | 1,620 | 140 | 1,620 |
| 50 | 26 | 10 | 9 | 9月分電気代金 | 3,759 | 3,759 | 141 | 1,879 |
| 51 | 26 | 10 | 11 | 事務所備品類 | 2,148 | 2,148 | 142 | 1,074 |
| 52 | 26 | 10 | 12 | 事務所備品類 | 3,880 | 3,880 | 143 | 1,940 |
| 53 | 26 | 10 | 16 | 事務所机代金 | 7,500 | 7,500 | 144 | 3,750 |
| 54 | 26 | 10 | 25 | 10月分駐車料金 | 5,000 | 5,000 | 148 | 2,500 |
| 55 | 26 | 10 | 27 | 10月分事務所水道代金 | 4,262 | 4,262 | 152 | 2,131 |
| 56 | 26 | 10 | 27 | 10月分コピー機リース代金 | 10,500 | 10,500 | 153 | 5,250 |
| 57 | 26 | 10 | 31 | 9月分事務所電話料金 | 6,917 | 6,917 | 166 | 3,458 |
| 58 | 26 | 11 | 4 | NHK年払い受信料 | 23,250 | 23,250 | 167-1 | 23,250 |
| 59 | 26 | 11 | 4 | 11月分ケーブルTV利用代金 | 1,620 | 1,620 | 167-2 | 1,620 |
| 60 | 26 | 11 | 11 | 10月分電気代金 | 3,818 | 3,818 | 169 | 1,909 |
| 61 | 26 | 11 | 17 | 事務所用お菓子代金 | 2,543 | 2,543 | 171 | 1,271 |
| 62 | 26 | 11 | 21 | プリント代金 | 3,326 | 3,326 | 173 | 1,663 |
| 63 | 26 | 11 | 25 | 11月分駐車料金 | 5,000 | 5,000 | 174 | 2,500 |
| 64 | 26 | 11 | 27 | 11月分コピー機リース代金 | 10,500 | 10,500 | 181 | 5,250 |
| 65 | 26 | 11 | 28 | 事務所用お菓子代金 | 1,250 | 1,250 | 183 | 625 |
| 66 | 26 | 12 | 1 | 事務所用お菓子代金 | 800 | 800 | 184 | 400 |
| 67 | 26 | 12 | 1 | 10月分事務所電話料金 | 6,866 | 6,866 | 186 | 3,433 |
| 68 | 26 | 12 | 2 | 11月分灯油代 | 40,906 | 40,906 | 188 | 40,906 |
| 69 | 26 | 12 | 2 | 12月分ケーブルTV利用代金 | 1,620 | 1,620 | 189 | 1,620 |
| 70 | 26 | 12 | 4 | プリント代金 | 12,000 | 12,000 | 190 | 6,000 |
| 71 | 26 | 12 | 4 | インク代金 | 5,122 | 5,122 | 191 | 2,561 |
| 72 | 26 | 12 | 4 | プリンタートナー代金 | 6,542 | 6,542 | 192 | 3,271 |
| 73 | 26 | 12 | 9 | 11月分電気代金 | 3,681 | 3,681 | 193 | 1,840 |
| 74 | 26 | 12 | 12 | プリント代金 | 2,306 | 2,306 | 194 | 1,153 |
| 75 | 26 | 12 | 23 | 事務所用お菓子代金 | 1,973 | 1,973 | 204 | 986 |
| 76 | 26 | 12 | 25 | 12月分駐車料金 | 5,000 | 5,000 | 207 | 2,500 |
| 77 | 26 | 12 | 26 | 12月分事務所水道料金 | 4,209 | 4,209 | 208 | 2,104 |
| 78 | 26 | 12 | 29 | 12月分コピー機リース代金 | 10,500 | 10,500 | 210 | 5,250 |
| 79 | 27 | 1 | 5 | 11月分事務所電話料金 | 6,762 | 6,762 | 213 | 3,381 |
| 80 | 27 | 1 | 5 | 1月分ケーブルTV利用代金 | 1,620 | 1,620 | 214 | 1,620 |
| 81 | 27 | 1 | 5 | 12月分灯油代 | 16,020 | 16,020 | 216 | 16,020 |
| 82 | 27 | 1 | 13 | コピー用紙代金 (A4・5冊) | 4,234 | 4,234 | 217 | 2,117 |
| 83 | 27 | 1 | 13 | 事務所用お菓子代金 | 1,285 | 1,285 | 218 | 642 |
| 84 | 27 | 1 | 13 | 12月分電気代金 | 6,291 | 6,291 | 222 | 3,145 |
| 85 | 27 | 1 | 22 | 事務所用お菓子代金・消耗品代 | 1,807 | 1,807 | 228 | 903 |
| 86 | 27 | 1 | 25 | 1月分駐車料金 | 5,000 | 5,000 | 231 | 2,500 |
| 87 | 27 | 1 | 27 | 1月分コピー機リース代金 | 10,500 | 10,500 | 237 | 5,250 |
| 88 | 27 | 1 | 30 | 事務所用お菓子代金 | 1,681 | 1,681 | 239 | 840 |
| 89 | 27 | 2 | 2 | 2月分ケーブルTV利用代金 | 1,575 | 1,620 | 242 | 1,575 |
| 90 | 27 | 2 | 2 | 12月分事務所電話料金 | 7,557 | 7,557 | 244 | 3,778 |
| 91 | 27 | 2 | 2 | 1月分灯油代 | 37,792 | 37,792 | 246 | 37,792 |
| 92 | 27 | 2 | 9 | 1月分電気代金 | 8,533 | 8,533 | 247 | 4,266 |
| 93 | 27 | 2 | 12 | 事務所用お菓子代金 | 3,468 | 3,468 | 248 | 1,734 |
| 94 | 27 | 2 | 13 | 事務所用お菓子代金 | 1,728 | 1,728 | 249 | 864 |
| 95 | 27 | 2 | 13 | 事務所用お菓子代金 | 1,360 | 1,360 | 250 | 680 |
| 96 | 27 | 2 | 25 | 2月分駐車料金 | 5,000 | 5,000 | 256 | 2,500 |
| 97 | 27 | 2 | 26 | プリント代金 | 16,000 | 16,000 | 257 | 8,000 |
| 98 | 27 | 2 | 26 | 2月分事務所水道代金 | 4,315 | 4,315 | 258 | 2,157 |
| 99 | 27 | 2 | 26 | 封筒(長3) | 68,040 | 68,040 | 259 | 34,020 |
| 100 | 27 | 2 | 27 | 2月分コピー機リース代金 | 10,500 | 10,500 | 262 | 5,250 |
| 101 | 27 | 3 | 2 | 1月分事務所電話料金 | 7,016 | 7,016 | 265 | 3,508 |

| | | | | | | | | |
|-----|----|---|----|----------------|---------|--------|-----|---------|
| 102 | 27 | 3 | 2 | 3月分ケーブルTV利用代金 | 1,620 | 1,620 | 266 | 1,620 |
| 103 | 27 | 3 | 2 | 2月分灯油代 | 19,044 | 19,044 | 268 | 19,044 |
| 104 | 27 | 3 | 10 | 2月分電気代金 | 8,906 | 8,906 | 270 | 4,453 |
| 105 | 27 | 3 | 10 | 事務所用お菓子代・消耗品代 | 1,934 | 1,934 | 271 | 967 |
| 106 | 27 | 3 | 23 | インク代金 | 6,542 | 6,542 | 275 | 3,271 |
| 107 | 27 | 3 | 25 | 3月分駐車料金 | 5,000 | 5,000 | 277 | 2,500 |
| 108 | 27 | 3 | 27 | 3月分コピー機リース代金 | 10,500 | 10,500 | 280 | 5,250 |
| 109 | 27 | 3 | 31 | 2月分事務所電話料金 | 7,092 | 7,092 | 282 | 3,546 |
| 110 | 27 | | | 3月分灯油代 未払金 | 21,123 | 21,123 | 285 | 21,123 |
| 111 | 27 | | | 2月分事務所水道料金 未払金 | 4,685 | 4,685 | 286 | 2,342 |
| 112 | 27 | | | 3月分事務所電話料金 未払金 | 7,656 | 7,656 | 287 | 3,828 |
| 113 | 27 | | | 2月分電気代金 未払金 | 11,021 | 11,021 | 288 | 5,510 |
| | | | | | 812,582 | | | 536,985 |

別表 14

横越 徹 議員の事務所費支出

| 年月日 | 使途(活動)内容 | 充当額 | 支出額 | 領収書番号 | 違法支出額 |
|-------|-----------------------------------|--------|--------|-------|--------|
| 年 | 月 | 日 | | | (円) |
| 1 26 | 4 2 インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 3,631 | 7,333 | 1 | 1,187 |
| 2 26 | 4 9 芯なしW | 2,485 | 4,970 | 2 | 829 |
| 3 26 | 4 16 FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 3 | 612 |
| 4 26 | 4 16 ガス料金 | 13,097 | 26,195 | 4 | 4,366 |
| 5 26 | 4 22 御菓子代金 | 13,010 | 13,010 | 6 | 13,010 |
| 6 26 | 4 30 電気料金 | 9,377 | 18,755 | 9 | 3,126 |
| 7 26 | 5 2 NHK受信料 & インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 5,711 | 11,493 | 11 | 1,880 |
| 8 26 | 5 16 ガス料金 | 7,597 | 15,194 | 12 | 2,533 |
| 9 26 | 5 14 FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 13 | 612 |
| 10 26 | 5 29 電気料金 | 8,403 | 16,806 | 20 | 2,801 |
| 11 26 | 6 2 インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 3,631 | 7,333 | 22 | 1,187 |
| 12 26 | 6 11 FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 24 | 612 |
| 13 26 | 6 16 ガス料金 | 2,750 | 5,500 | 25 | 917 |
| 14 26 | 6 30 事務用品 | 4,540 | 4,540 | 30 | 3,027 |
| 15 26 | 6 30 コピー用紙代 | 350 | 350 | 31 | 234 |
| 16 26 | 6 30 電気料金 | 8,569 | 17,139 | 33 | 2,856 |
| 17 26 | 7 9 FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 41 | 612 |
| 18 26 | 7 13 事務用品 | 529 | 529 | 43 | 353 |
| 19 26 | 7 16 ガス料金 | 1,140 | 2,280 | 46 | 380 |
| 20 26 | 7 17 お茶代 | 14,326 | 14,326 | 48 | 9,551 |
| 21 26 | 7 27 芯なしダブル | 2,485 | 4,970 | 53 | 829 |
| 22 26 | 8 4 インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 3,631 | 7,333 | 57 | 1,187 |
| 23 26 | 8 6 FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 58 | 612 |
| 24 26 | 8 13 詰合せ | 2,257 | 2,257 | 60 | 1,505 |
| 25 26 | 8 18 ガス料金 | 1,137 | 2,274 | 62 | 379 |
| 26 26 | 8 28 飲み物代 | 14,298 | 14,298 | 65 | 9,866 |
| 27 26 | 9 3 FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 66 | 612 |
| 28 26 | 10 1 FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 72 | 612 |
| 29 26 | 10 2 インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 3,631 | 7,333 | 73 | 1,187 |
| 30 26 | 10 16 ガス料金 | 1,131 | 2,262 | 75 | 377 |
| 31 26 | 10 19 チョッカン、ハクネット、アルカリ | 2,776 | 2,776 | 76 | 1,851 |
| 32 26 | 10 27 ホツチキス針 | 637 | 637 | 77 | 425 |
| 33 26 | 7 2 NHK受信料 & インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 5,711 | 11,493 | 78 | 1,880 |
| 34 26 | 7 30 電気料金 | 9,468 | 18,937 | 80 | 3,156 |
| 35 26 | 8 4 インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 3,631 | 7,333 | 84 | 1,187 |
| 36 26 | 9 29 電気料金 | 12,927 | 25,854 | 86 | 4,309 |
| 37 26 | 9 2 NHK受信料 & インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 5,711 | 11,493 | 88 | 1,880 |

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|-------------------------------|---------|--------|-----|---------|
| 38 | 26 | 9 | 6 | 照明器具代金 & 作業代金 | 23,220 | 23,220 | 89 | 15,480 |
| 39 | 26 | 9 | 14 | 柴舟 等 16点 | 13,846 | 13,846 | 91 | 9,231 |
| 40 | 26 | 9 | 16 | ふくさ 等 5点 | 702 | 702 | 92 | 468 |
| 41 | 26 | 9 | 16 | ガス料金 | 867 | 1,735 | 93 | 289 |
| 42 | 26 | 9 | 30 | 電気料金 | 9,360 | 18,721 | 95 | 3,120 |
| 43 | 26 | 10 | 6 | 山野草 12ヶ入 | 2,160 | 2,160 | 97 | 1,440 |
| 44 | 26 | 10 | 8 | 灯油代金 | 3,069 | 6,138 | 98 | 1,023 |
| 45 | 26 | 10 | 28 | 電気料金 | 7,673 | 15,347 | 103 | 2,558 |
| 46 | 26 | 10 | 29 | FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 106 | 612 |
| 47 | 26 | 11 | 4 | NHK受信料 & インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 5,711 | 11,493 | 108 | 1,880 |
| 48 | 26 | 11 | 10 | のみもの代金 お茶 | 4,741 | 4,741 | 109 | 3,161 |
| 49 | 26 | 11 | 17 | ガス料金 | 3,566 | 7,133 | 112 | 1,189 |
| 50 | 26 | 11 | 24 | インクフィルム | 1,132 | 1,132 | 113 | 755 |
| 51 | 26 | 11 | 26 | FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 117 | 612 |
| 52 | 26 | 11 | 27 | 芯なし W | 2,485 | 4,970 | 118 | 829 |
| 53 | 26 | 11 | 27 | 電気料金 | 10,739 | 21,479 | 119 | 3,580 |
| 54 | 26 | 11 | 29 | 事務用品代 | 2,381 | 2,381 | 121 | 1,588 |
| 55 | 26 | 12 | 2 | インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 3,631 | 7,333 | 123 | 1,187 |
| 56 | 26 | 12 | 5 | インク代 | 6,654 | 6,654 | 124 | 4,436 |
| 57 | 26 | 12 | 5 | お菓子代 | 5,375 | 5,375 | 125 | 3,584 |
| 58 | 26 | 12 | 8 | 灯油代金 | 4,916 | 9,833 | 128 | 1,639 |
| 59 | 26 | 12 | 16 | お菓子代金 | 1,728 | 1,728 | 131 | 1,152 |
| 60 | 26 | 12 | 16 | ガス料金 | 9,408 | 18,816 | 132 | 3,135 |
| 61 | 26 | 12 | 24 | FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 134 | 612 |
| 62 | 26 | 12 | 26 | 電気料金 | 11,630 | 23,260 | 138 | 3,876 |
| 63 | 26 | 12 | 30 | お菓子代 | 5,700 | 5,700 | 141 | 3,800 |
| 64 | 26 | 12 | 31 | 事務用品代金 | 4,086 | 4,086 | 142 | 2,724 |
| 65 | 27 | 1 | 5 | NHK受信料 & インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 5,708 | 11,466 | 143 | 1,911 |
| 66 | 27 | 1 | 8 | 灯油代金 | 2,142 | 4,284 | 145 | 714 |
| 67 | 27 | 1 | 9 | TOTO水栓部品、台所水栓部品代金 | 21,800 | 21,800 | 146 | 14,534 |
| 68 | 27 | 1 | 16 | ガス料金 | 13,959 | 27,919 | 147 | 4,653 |
| 69 | 27 | 1 | 21 | FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 148 | 612 |
| 70 | 27 | 2 | 29 | 電気料金 | 18,722 | 37,445 | 152 | 6,241 |
| 71 | 27 | 2 | 2 | インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 3,623 | 7,317 | 154 | 1,184 |
| 72 | 27 | 2 | 16 | ガス料金 | 19,556 | 39,113 | 156 | 6,519 |
| 73 | 27 | 2 | 18 | FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 157 | 612 |
| 74 | 27 | 2 | 27 | 電気料金 | 13,537 | 27,075 | 162 | 4,512 |
| 75 | 27 | 3 | 2 | NHK受信料 & インターネット料金 & ケーブルTV料金 | 5,670 | 11,410 | 164 | 1,868 |
| 76 | 27 | 3 | 7 | シンナシダブル | 2,485 | 4,970 | 167 | 829 |
| 77 | 27 | 3 | 16 | ガス料金 | 14,131 | 28,262 | 168 | 4,711 |
| 78 | 27 | 3 | 18 | FMDM (モップリース料金) | 918 | 918 | 169 | 612 |
| 79 | 27 | 3 | 30 | 電気料金 | 11,530 | 23,060 | 175 | 3,844 |
| 80 | 27 | 2 | 14 | 角2封筒 5,000枚 | 91,800 | 91,800 | 180 | 61,200 |
| | | | | | 549,954 | | | 271,055 |

別表 15

高 芳晴議員の事務所費支出

| 年月日 | | | 使途(活動)内容 | 充当額 | 支出額 | 領収書 番号 | (円) | |
|-----|----|---|----------|--------------------|--------|-----------|-----|--------|
| 年 | 月 | 日 | | | | | (円) | |
| 1 | 26 | 4 | 5 | 事務用品代 (収納ケース代ほか) | 5,046 | 5,046 | 3 | 3,364 |
| 2 | 26 | 4 | 22 | 4月分電気代 | 9,645 | 19,290 | 5 | 3,215 |
| 3 | 26 | 4 | 22 | 事務用品代 (ファイル代ほか) | 37,238 | 37,238 | 6 | 24,825 |
| 4 | 26 | 5 | 20 | 5月分電話代 (3月使用分) | 3,814 | 7,629 | 12 | 1,271 |
| 5 | 26 | 5 | 22 | 事務用品代 | 5,698 | 5,698 | 13 | 3,799 |
| 6 | 26 | 5 | 23 | 5月分電気代 | 7,367 | 14,734 | 14 | 1,456 |

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----------------------|---------|---------|-----|---------|
| 7 | 26 | 6 | 2 | 事務用品代 (とじひも) | 1,000 | 1,000 | 20 | 667 |
| 8 | 26 | 6 | 22 | 6月分電話代 (4月使用分) | 4,118 | 8,237 | 25 | 1,373 |
| 9 | 26 | 6 | 24 | 6月分電気代 | 7,057 | 14,115 | 27 | 2,352 |
| 10 | 26 | 6 | 26 | 事務用品代 | 972 | 972 | 28 | 648 |
| 11 | 26 | 7 | 3 | 事務用品代 (とじひも) | 350 | 350 | 35 | 234 |
| 12 | 26 | 7 | 22 | 7月分電話代 (5月使用分) | 3,862 | 7,724 | 45 | 1,288 |
| 13 | 26 | 7 | 24 | 7月分電気代 | 8,519 | 17,038 | 46 | 2,839 |
| 14 | 26 | 8 | 12 | コピー機リース代 (4月から6月分) | 51,795 | 103,590 | 52 | 17,265 |
| 15 | 26 | 8 | 20 | 8月分電話代 (6月使用分) | 3,792 | 7,589 | 53 | 1,263 |
| 16 | 26 | 8 | 21 | 8月分電気代 | 10,319 | 20,693 | 54 | 3,440 |
| 17 | 26 | 9 | 17 | 事務用品代 (マーカ一代) | 1,220 | 1,220 | 67 | 754 |
| 18 | 26 | 9 | 22 | 9月分電話代 (7月使用分) | 3,920 | 7,840 | 69 | 1,307 |
| 19 | 26 | 9 | 22 | 9月分電気代 | 9,363 | 18,727 | 70 | 3,121 |
| 20 | 26 | 9 | 26 | 事務用品代 (ラベル代) | 900 | 900 | 71 | 600 |
| 21 | 26 | 10 | 2 | ケーブルテレビ受信料 | 3,888 | 7,776 | 78 | 1,196 |
| 22 | 26 | 10 | 7 | 事務用品代 (コピー用紙代) | 2,558 | 2,558 | 80 | 1,706 |
| 23 | 26 | 10 | 20 | 10月分電話代 (8月使用分) | 3,792 | 7,584 | 84 | 1,264 |
| 24 | 26 | 10 | 22 | 10月分電気代 | 6,566 | 13,133 | 86 | 2,189 |
| 25 | 26 | 10 | 28 | 事務用品代 (ACアダプタ一代) | 4,094 | 4,094 | 88 | 2,730 |
| 26 | 26 | 10 | 31 | コピー機リース代 (7月から9月分) | 51,795 | 103,590 | 93 | 17,265 |
| 27 | 26 | 11 | 5 | 灯油代 | 6,180 | 12,360 | 95 | 2,060 |
| 28 | 26 | 11 | 20 | 11月分電話代 (9月使用分) | 3,800 | 7,601 | 99 | 1,267 |
| 29 | 26 | 11 | 20 | 11月分電気代 | 8,598 | 17,197 | 100 | 2,866 |
| 30 | 26 | 11 | 29 | 事務用品代 (ラベル代) | 1,512 | 1,512 | 104 | 1,008 |
| 31 | 26 | 12 | 16 | 灯油代 | 5,700 | 11,400 | 111 | 1,900 |
| 32 | 26 | 12 | 18 | 事務用品代 (収納ケース代ほか) | 4,640 | 4,640 | 113 | 2,094 |
| 33 | 26 | 12 | 19 | 12月分電気代 | 11,150 | 22,301 | 114 | 3,717 |
| 34 | 26 | 12 | 22 | 12月分電話代 (10月使用分) | 3,770 | 7,540 | 115 | 1,257 |
| 35 | 26 | 12 | 30 | 灯油代 | 5,400 | 10,800 | 121 | 1,800 |
| 36 | 27 | 1 | 4 | 事務用品代 (カードケース代) | 540 | 540 | 123 | 360 |
| 37 | 27 | 1 | 5 | 事務用品代 (ボールペン代) | 480 | 480 | 126 | 320 |
| 38 | 27 | 1 | 14 | 事務用品代 (封筒代) | 120 | 120 | 131 | 80 |
| 39 | 27 | 1 | 20 | 1月分電話代 (11月使用分) | 3,783 | 7,566 | 133 | 1,261 |
| 40 | 27 | 1 | 21 | 灯油代 | 3,600 | 9,600 | 134 | 400 |
| 41 | 27 | 1 | 23 | 1月分電気代 | 17,075 | 34,150 | 135 | 5,692 |
| 42 | 27 | 1 | 30 | 事務用品代 (ハサミ代ほか) | 1,121 | 1,121 | 138 | 748 |
| 43 | 27 | 2 | 2 | コピー機リース代 (10月から12月分) | 51,795 | 103,590 | 140 | 17,265 |
| 44 | 27 | 2 | 7 | 灯油代 | 4,500 | 9,000 | 143 | 1,500 |
| 45 | 27 | 2 | 20 | 2月分電話代 (12月使用分) | 3,790 | 7,581 | 145 | 1,263 |
| 46 | 27 | 2 | 24 | 2月分電気代 | 12,836 | 25,673 | 146 | 4,279 |
| 47 | 27 | 2 | 26 | NHK受信料 | 12,660 | 25,320 | 147 | 4,220 |
| 48 | 27 | 3 | 1 | 事務用品代 (BD代ほか) | 8,020 | 8,020 | 150 | 5,347 |
| 49 | 27 | 3 | 2 | 事務用品代 (封筒代) | 600 | 600 | 152 | 400 |
| 50 | 27 | 3 | 2 | 灯油代 | 4,800 | 9,600 | 154 | 1,600 |
| 51 | 27 | 3 | 20 | 3月分電話代 (1月使用分) | 3,987 | 7,974 | 159 | 1,329 |
| 52 | 27 | 3 | 24 | 3月分電気代 | 10,242 | 20,485 | 160 | 3,414 |
| 53 | 27 | 4 | 20 | 4月分電話代 (2月使用分) | 4,722 | 9,445 | 165 | 1,574 |
| 54 | 27 | 5 | 14 | コピー機リース代 (1月から3月分) | 58,613 | 117,226 | 167 | 19,538 |
| 55 | 27 | 5 | 20 | 5月分電話代 (3月使用分) | 4,727 | 9,454 | 168 | 1,576 |
| 56 | | | | ケーブルテレビ受信料 (未払金) | 3,888 | 7,776 | 169 | 1,296 |
| | | | | | 511,337 | | | 192,862 |

別表 16

秋島 太 議員の共通経費支出

(円)

(円)

(円)

| 年月日 | | | 使途(活動)内容 | 充当額 | 支出額 | 領収書 番号 | 違法支出額 | |
|-----|----|----|----------|---------------|-------|-----------|-------|-------|
| 年 | 月 | 日 | | | | | | |
| 1 | 26 | 4 | 1 | 自動車リース車 部品交換代 | 2,546 | 5,092 | 1 | 2,546 |
| 2 | 26 | 5 | 12 | ガソリン代 | 3,444 | 6,888 | 4 | 3,444 |
| 3 | 26 | 5 | 12 | ガソリン代 | 2,245 | 4,491 | 6 | 2,245 |
| 4 | 26 | 6 | 10 | ガソリン代 | 3,365 | 6,731 | 13 | 3,365 |
| 5 | 26 | 6 | 10 | ガソリン代 | 2,844 | 5,688 | 14 | 2,844 |
| 6 | 26 | 6 | 10 | ガソリン代 | 994 | 1,988 | 15 | 994 |
| 7 | 26 | 6 | 10 | ガソリン代 | 4,109 | 8,219 | 16 | 4,109 |
| 8 | 26 | 6 | 10 | 4月度 携帯電話使用料 | 5,599 | 11,738 | 18 | 5,599 |
| 9 | 26 | 6 | 2 | 4月分 自宅電話料 | 2,877 | 5,755 | 19 | 2,877 |
| 10 | 26 | 7 | 10 | ガソリン代 | 3,827 | 7,655 | 31 | 3,827 |
| 11 | 26 | 7 | 10 | ガソリン代 | 2,960 | 5,921 | 32 | 2,960 |
| 12 | 26 | 7 | 10 | ガソリン代 | 3,210 | 6,421 | 33 | 3,210 |
| 13 | 26 | 7 | 10 | 5月度 携帯電話使用料 | 6,404 | 12,809 | 39 | 6,404 |
| 14 | 26 | 6 | 30 | 5月分 自宅電話料 | 2,903 | 5,807 | 40 | 2,903 |
| 15 | 26 | 8 | 11 | ガソリン代 | 2,661 | 5,323 | 44 | 2,661 |
| 16 | 26 | 8 | 11 | ガソリン代 | 4,691 | 9,383 | 45 | 4,691 |
| 17 | 26 | 8 | 11 | ガソリン代 | 2,897 | 5,795 | 46 | 2,897 |
| 18 | 26 | 8 | 11 | 6月度 携帯電話使用料 | 6,621 | 13,243 | 57 | 6,621 |
| 19 | 26 | 7 | 31 | 6月分 自宅電話料 | 2,823 | 5,647 | 58 | 2,823 |
| 20 | 26 | 9 | 10 | ガソリン代 | 4,034 | 8,068 | 74 | 4,034 |
| 21 | 26 | 9 | 10 | ガソリン代 | 3,594 | 7,188 | 75 | 3,594 |
| 22 | 26 | 9 | 10 | ガソリン代 | 4,796 | 9,592 | 76 | 4,796 |
| 23 | 26 | 9 | 10 | 7月度 携帯電話使用料 | 3,500 | 7,001 | 79 | 3,500 |
| 24 | 26 | 9 | 1 | 7月分 自宅電話料 | 2,866 | 5,733 | 80 | 2,866 |
| 25 | 26 | 10 | 10 | ガソリン代 | 3,917 | 7,835 | 81 | 3,917 |
| 26 | 26 | 10 | 10 | ガソリン代 | 3,727 | 7,454 | 82 | 3,727 |
| 27 | 26 | 10 | 10 | ガソリン代 | 3,894 | 7,788 | 83 | 3,894 |
| 28 | 26 | 10 | 10 | ガソリン代 | 3,682 | 7,365 | 84 | 3,682 |
| 29 | 26 | 10 | 10 | 8月度 携帯電話使用料 | 3,500 | 7,001 | 87 | 3,500 |
| 30 | 26 | 9 | 30 | 8月分 自宅電話料 | 2,815 | 5,630 | 88 | 2,815 |
| 31 | 26 | 11 | 10 | ガソリン代 | 2,658 | 5,317 | 93 | 2,658 |
| 32 | 26 | 11 | 10 | ガソリン代 | 3,175 | 6,350 | 94 | 3,175 |
| 33 | 26 | 11 | 10 | ガソリン代 | 2,687 | 5,374 | 95 | 2,687 |
| 34 | 26 | 11 | 10 | ガソリン代 | 2,468 | 4,937 | 96 | 2,468 |
| 35 | 26 | 11 | 10 | 9月度 携帯電話使用料 | 3,500 | 7,001 | 101 | 3,500 |
| 36 | 26 | 10 | 31 | 9月分 自宅電話料 | 2,858 | 5,716 | 102 | 2,858 |
| 37 | 26 | 12 | 10 | ガソリン代 | 2,778 | 5,556 | 103 | 2,778 |
| 38 | 26 | 12 | 10 | ガソリン代 | 4,048 | 8,096 | 104 | 4,048 |
| 39 | 26 | 12 | 10 | ガソリン代 | 4,543 | 9,086 | 105 | 4,543 |
| 40 | 26 | 10 | 30 | 自動車リース車 部品交換代 | 9,170 | 18,340 | 108 | 9,170 |
| 41 | 26 | 12 | 10 | 10月度 携帯電話使用料 | 3,500 | 7,001 | 111 | 3,500 |
| 42 | 26 | 12 | 1 | 10月分 自宅電話料 | 2,823 | 5,647 | 112 | 2,823 |
| 43 | 27 | 1 | 13 | ガソリン代 | 2,900 | 5,800 | 123 | 2,900 |
| 44 | 27 | 1 | 13 | ガソリン代 | 4,235 | 8,470 | 124 | 4,235 |
| 45 | 27 | 1 | 13 | ガソリン代 | 2,360 | 4,720 | 125 | 2,360 |
| 46 | 27 | 1 | 13 | 11月度 携帯電話使用料 | 3,500 | 7,001 | 133 | 3,500 |
| 47 | 27 | 1 | 5 | 11月分 自宅電話料 | 2,878 | 5,757 | 134 | 2,878 |
| 48 | 27 | 2 | 10 | ガソリン代 | 4,144 | 8,288 | 135 | 4,144 |
| 49 | 27 | 2 | 10 | ガソリン代 | 3,838 | 7,676 | 136 | 3,838 |
| 50 | 27 | 2 | 10 | ガソリン代 | 1,063 | 2,126 | 137 | 1,063 |
| 51 | 27 | 2 | 10 | ガソリン代 | 2,920 | 5,840 | 138 | 2,920 |
| 52 | 27 | 2 | 10 | ガソリン代 | 2,600 | 5,200 | 139 | 2,600 |
| 53 | 27 | 2 | 10 | 12月度 携帯電話使用料 | 3,547 | 7,095 | 144 | 3,547 |
| 54 | 27 | 2 | 2 | 12月分 自宅電話料 | 2,894 | 5,789 | 145 | 2,894 |

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|--------------|---------|--------|------|---------|
| 55 | 27 | 3 | 10 | ガソリン代 | 3,928 | 7,856 | 146 | 3,928 |
| 56 | 27 | 3 | 10 | ガソリン代 | 2,676 | 5,352 | 147 | 2,676 |
| 57 | 27 | 3 | 10 | ガソリン代 | 3,400 | 6,801 | 148 | 3,400 |
| 58 | 27 | 3 | 10 | ガソリン代 | 2,275 | 4,550 | 149 | 2,275 |
| 59 | 27 | 3 | 10 | 1月度 携帯電話使用料 | 3,500 | 7,000 | 154 | 3,500 |
| 60 | 27 | 3 | 2 | 1月分 自宅電話料 | 2,907 | 5,814 | 155 | 2,907 |
| 61 | | | | ガソリン代 | 3,564 | 7,128 | 156 | 3,564 |
| 62 | | | | ガソリン代 | 1,857 | 3,714 | 157 | 1,857 |
| 63 | | | | ガソリン代 | 3,383 | 6,767 | 158 | 3,383 |
| 64 | | | | ガソリン代 | 3,814 | 7,629 | 160 | 3,814 |
| 65 | | | | 2月度 携帯電話使用料 | 3,537 | 7,075 | 163 | 3,537 |
| 66 | | | | 2月分 自宅電話料 | 2,877 | 5,754 | 164 | 2,877 |
| 67 | | | | ガソリン代 | 3,650 | 7,300 | 167 | 3,650 |
| 68 | | | | 3月度 携帯電話使用料 | 3,521 | 7,042 | 170 | 3,521 |
| 69 | | | | 3月分 自宅電話料 | 2,911 | 5,823 | 171 | 2,911 |
| 70 | 26 | 4 | 30 | 4月度 自動車リース料 | 27,300 | 54,600 | 通帳3 | 27,300 |
| 71 | 26 | 6 | 2 | 5月度 自動車リース料 | 27,300 | 54,600 | 通帳6 | 27,300 |
| 72 | 26 | 6 | 30 | 6月度 自動車リース料 | 27,300 | 54,600 | 通帳10 | 27,300 |
| 73 | 26 | 7 | 31 | 7月度 自動車リース料 | 27,300 | 54,600 | 通帳13 | 27,300 |
| 74 | 26 | 9 | 1 | 8月度 自動車リース料 | 27,300 | 54,600 | 通帳17 | 27,300 |
| 75 | 26 | 9 | 30 | 9月度 自動車リース料 | 27,300 | 54,600 | 通帳20 | 27,300 |
| 76 | 26 | 10 | 31 | 10月度 自動車リース料 | 27,300 | 54,600 | 通帳24 | 27,300 |
| 77 | 26 | 12 | 1 | 11月度 自動車リース料 | 27,300 | 54,600 | 通帳27 | 27,300 |
| 78 | 27 | 1 | 5 | 12月度 自動車リース料 | 27,300 | 54,600 | 通帳31 | 27,300 |
| 79 | 27 | 2 | 2 | 1月度 自動車リース料 | 27,300 | 54,600 | 通帳33 | 27,300 |
| 80 | 27 | 3 | 2 | 2月度 自動車リース料 | 27,300 | 54,600 | 通帳37 | 27,300 |
| 81 | 27 | 3 | 31 | 3月度 自動車リース料 | 27,300 | 54,600 | 通帳40 | 27,300 |
| | | | | | 563,832 | | | 563,832 |

別表 17

源野和清議員の共通経費支出

| 年月日 | 使途(活動)内容 | 充当額 | 支出額 | (円) | (円) | (円) | | |
|-----|----------|-----|-----|-------------|--------|--------|----|--------|
| 年 | 月 | 日 | | 領収書 番号 | | | | |
| 1 | 26 | 6 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,513 | 3,027 | 21 | 1,513 |
| 2 | 26 | 6 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,638 | 3,276 | 22 | 1,638 |
| 3 | 26 | 6 | 2 | 自動車ガソリン代 | 2,686 | 5,372 | 23 | 2,686 |
| 4 | 26 | 7 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,497 | 2,994 | 31 | 1,497 |
| 5 | 26 | 7 | 2 | 自動車ガソリン代 | 2,737 | 5,475 | 32 | 2,737 |
| 6 | 26 | 7 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,594 | 3,188 | 33 | 1,594 |
| 7 | 26 | 4 | 30 | 固定電話使用料 4月分 | 2,961 | 5,923 | 39 | 2,961 |
| 8 | 26 | 6 | 2 | 固定電話使用料 5月分 | 3,038 | 6,077 | 40 | 3,038 |
| 9 | 26 | 6 | 30 | 固定電話使用料 6月分 | 3,126 | 6,252 | 41 | 3,126 |
| 10 | 26 | 6 | 10 | 携帯電話使用料 5月分 | 8,760 | 17,521 | 43 | 8,760 |
| 11 | 26 | 7 | 10 | 携帯電話使用料 6月分 | 9,829 | 19,658 | 44 | 9,829 |
| 12 | 26 | 4 | 2 | 自動車リース料 4月 | 27,510 | 55,020 | 48 | 27,510 |
| 13 | 26 | 5 | 2 | 自動車リース料 5月 | 27,510 | 55,020 | 49 | 27,510 |
| 14 | 26 | 6 | 2 | 自動車リース料 6月 | 27,510 | 55,020 | 50 | 27,510 |
| 15 | 26 | 8 | 4 | 自動車ガソリン代 | 2,173 | 4,347 | 61 | 2,173 |
| 16 | 26 | 8 | 4 | 自動車ガソリン代 | 2,334 | 4,669 | 62 | 2,334 |
| 17 | 26 | 8 | 4 | 自動車ガソリン代 | 1,449 | 2,898 | 63 | 1,449 |
| 18 | 26 | 9 | 2 | 自動車ガソリン代 | 2,458 | 4,917 | 66 | 2,458 |
| 19 | 26 | 9 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,837 | 3,674 | 67 | 1,837 |
| 20 | 26 | 9 | 2 | 自動車ガソリン代 | 835 | 1,670 | 68 | 835 |
| 21 | 26 | 7 | 31 | 固定電話使用料 7月分 | 3,011 | 6,023 | 77 | 3,011 |
| 22 | 26 | 9 | 1 | 固定電話使用料 8月分 | 3,028 | 6,057 | 78 | 3,028 |
| 23 | 26 | 9 | 30 | 固定電話使用料 9月分 | 3,004 | 6,008 | 79 | 3,004 |

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----------------|--------|--------|-----|--------|
| 24 | 26 | 8 | 11 | 携帯電話使用料 7月分 | 8,308 | 16,617 | 80 | 8,308 |
| 25 | 26 | 9 | 10 | 携帯電話使用料 8月分 | 4,783 | 18,353 | 81 | 4,783 |
| 26 | 26 | 10 | 10 | 携帯電話使用料 9月分 | 4,875 | 9,751 | 82 | 4,875 |
| 27 | 26 | 7 | 2 | 自動車リース料 7月 | 27,510 | 55,020 | 86 | 27,510 |
| 28 | 26 | 8 | 4 | 自動車リース料 8月 | 27,510 | 55,020 | 87 | 27,510 |
| 29 | 26 | 9 | 2 | 自動車リース料 9月 | 27,510 | 55,020 | 88 | 27,510 |
| 30 | 26 | 10 | 2 | 自動車ガソリン代 | 2,087 | 4,175 | 92 | 2,087 |
| 31 | 26 | 10 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,586 | 3,173 | 93 | 1,586 |
| 32 | 26 | 10 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,519 | 3,039 | 94 | 1,519 |
| 33 | 26 | 10 | 2 | 自動車ガソリン代 | 2,421 | 4,843 | 95 | 2,421 |
| 34 | 26 | 10 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,837 | 3,674 | 96 | 1,837 |
| 35 | 26 | 11 | 4 | 自動車ガソリン代 | 1,518 | 3,036 | 98 | 1,518 |
| 36 | 26 | 11 | 4 | 自動車ガソリン代 | 1,980 | 3,960 | 99 | 1,980 |
| 37 | 26 | 11 | 4 | 自動車ガソリン代 | 1,798 | 3,597 | 100 | 1,798 |
| 38 | 26 | 11 | 4 | 自動車ガソリン代 | 1,683 | 3,366 | 101 | 1,683 |
| 39 | 26 | 12 | 2 | 自動車ガソリン代 | 2,243 | 4,487 | 108 | 2,243 |
| 40 | 26 | 12 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,386 | 2,772 | 109 | 1,386 |
| 41 | 26 | 12 | 2 | 自動車ガソリン代 | 2,039 | 4,078 | 110 | 2,039 |
| 42 | 26 | 12 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,304 | 2,608 | 111 | 1,304 |
| 43 | 26 | 12 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,475 | 2,951 | 112 | 1,475 |
| 44 | 27 | 1 | 5 | 自動車ガソリン代 | 1,817 | 3,634 | 116 | 1,817 |
| 45 | 27 | 1 | 5 | 自動車ガソリン代 | 1,817 | 3,634 | 117 | 1,817 |
| 46 | 27 | 1 | 5 | 自動車ガソリン代 | 2,844 | 5,688 | 118 | 2,844 |
| 47 | 26 | 10 | 31 | 固定電話使用料 10月分 | 3,028 | 6,057 | 123 | 3,028 |
| 48 | 26 | 12 | 1 | 固定電話使用料 11月分 | 3,002 | 6,005 | 124 | 3,002 |
| 49 | 27 | 1 | 5 | 固定電話使用料 12月分 | 3,085 | 6,170 | 125 | 3,085 |
| 50 | 27 | 11 | 10 | 携帯電話使用料 10月分 | 4,784 | 9,569 | 126 | 4,784 |
| 51 | 26 | 12 | 10 | 携帯電話使用料 11月分 | 4,788 | 9,576 | 127 | 4,788 |
| 52 | 27 | 1 | 13 | 携帯電話使用料 12月分 | 4,788 | 9,576 | 128 | 4,788 |
| 53 | 26 | 10 | 2 | 自動車リース料 10月 | 27,510 | 55,020 | 132 | 27,510 |
| 54 | 26 | 11 | 4 | 自動車リース料 11月 | 27,510 | 55,020 | 133 | 27,510 |
| 55 | 26 | 12 | 2 | 自動車リース料 12月 | 27,510 | 55,020 | 134 | 27,510 |
| 56 | 27 | 2 | 2 | 自動車ガソリン代 | 2,145 | 4,290 | 140 | 2,145 |
| 57 | 27 | 2 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,085 | 2,170 | 141 | 1,085 |
| 58 | 27 | 2 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,961 | 3,922 | 142 | 1,961 |
| 59 | 27 | 2 | 2 | 自動車ガソリン代 | 2,448 | 4,896 | 143 | 2,448 |
| 60 | 27 | 2 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,338 | 2,677 | 144 | 1,338 |
| 61 | 27 | 2 | 2 | 自動車ガソリン代 | 2,486 | 4,972 | 145 | 2,486 |
| 62 | 27 | 3 | 2 | 自動車ガソリン代 | 953 | 1,907 | 149 | 953 |
| 63 | 27 | 3 | 2 | 自動車ガソリン代 | 1,043 | 2,086 | 150 | 1,043 |
| 64 | 27 | 3 | 2 | 自動車ガソリン代 | 2,392 | 4,785 | 151 | 2,392 |
| 65 | 27 | 3 | 2 | 自動車ガソリン代 | 2,224 | 4,448 | 152 | 2,224 |
| 66 | 27 | 1 | 5 | 自動車リース料 1月 | 27,510 | 55,020 | 157 | 27,510 |
| 67 | 27 | 2 | 2 | 自動車リース料 2月 | 27,510 | 55,020 | 158 | 27,510 |
| 68 | 27 | 3 | 2 | 自動車リース料 3月 | 27,510 | 55,020 | 159 | 27,510 |
| 69 | 27 | 2 | 2 | 固定電話使用料 1月分 | 3,107 | 6,215 | 163 | 3,107 |
| 70 | 27 | 3 | 2 | 固定電話使用料 2月分 | 3,074 | 6,148 | 164 | 3,074 |
| 71 | 27 | 2 | 10 | 携帯電話使用料 1月分 | 5,342 | 10,685 | 165 | 5,342 |
| 72 | 27 | 3 | 10 | 携帯電話使用料 2月分 | 4,798 | 9,597 | 166 | 4,798 |
| 73 | | | | 自動車ガソリン代 【未払金】 | 863 | 1,726 | 172 | 863 |
| 74 | | | | 自動車ガソリン代 【未払金】 | 1,040 | 2,081 | 173 | 1,040 |
| 75 | | | | 自動車ガソリン代 【未払金】 | 1,375 | 2,751 | 174 | 1,375 |
| 76 | | | | 自動車ガソリン代 【未払金】 | 1,463 | 2,926 | 175 | 1,463 |
| 77 | | | | 自動車ガソリン代 【未払金】 | 1,197 | 2,394 | 176 | 1,197 |
| 78 | | | | 自動車ガソリン代 【未払金】 | 2,093 | 4,187 | 177 | 2,093 |
| 79 | | | | 携帯電話使用料 【未払金】 | 4,807 | 9,614 | 178 | 4,807 |

| | | | | | | | |
|----|--|--|---------------|---------|-------|-----|---------|
| 80 | | | 固定電話使用料 【未払金】 | 3,092 | 6,184 | 179 | 3,092 |
| | | | | 512,749 | | | 512,749 |

別紙 18

前 誠一議員の共通経費支出

| 年月日 | 使途(活動)内容 | 充当額 | 支出額 | 領収書番号 | 違法支出額 |
|-------------|--------------|--------|--------|-------|--------|
| 年 | 月 | 日 | | | (円) |
| 1 26 4 5 | 自動車ガソリン代 | 1,079 | 2,159 | 2 | 1,079 |
| 2 26 4 7 | 自動車リース料 4月分 | 30,000 | 60,165 | 3 | 30,000 |
| 3 26 4 9 | 自動車ガソリン代 | 1,490 | 2,981 | 5 | 1,490 |
| 4 26 4 14 | 自動車ガソリン代 | 2,981 | 5,962 | 9 | 2,981 |
| 5 26 4 30 | 自動車ガソリン代 | 2,981 | 5,962 | 17 | 2,981 |
| 6 26 4 30 | 携帯電話代 4月分 | 5,739 | 11,479 | 19 | 5,739 |
| 7 26 5 7 | 自動車リース料 5月分 | 30,000 | 60,165 | 22 | 30,000 |
| 8 26 5 16 | 自動車ガソリン代 | 1,902 | 3,804 | 29 | 1,902 |
| 9 26 5 22 | 自動車ガソリン代 | 2,981 | 5,963 | 31 | 2,981 |
| 10 26 6 2 | 自宅電話代 | 892 | 1,784 | 38 | 892 |
| 11 26 6 2 | 携帯電話代 5月分 | 5,753 | 11,506 | 40 | 5,753 |
| 12 26 6 5 | 自動車リース料 6月分 | 30,000 | 60,165 | 45 | 30,000 |
| 13 26 6 9 | 自動車ガソリン代 | 2,981 | 5,963 | 47 | 2,981 |
| 14 26 6 11 | 自動車ガソリン代 | 785 | 1,570 | 48 | 785 |
| 15 26 6 17 | 自動車ガソリン代 | 805 | 1,610 | 51 | 805 |
| 16 26 6 26 | 自動車ガソリン代 | 2,981 | 5,963 | 53 | 2,981 |
| 17 26 6 30 | 携帯電話代 6月分 | 5,486 | 10,972 | 57 | 5,486 |
| 18 26 7 2 | 自宅電話代 5月分 | 853 | 1,706 | 60 | 853 |
| 19 26 7 7 | 自動車リース料 7月分 | 30,000 | 60,165 | 65 | 30,000 |
| 20 26 7 9 | 自動車ガソリン代 | 3,457 | 6,914 | 67 | 3,457 |
| 21 26 7 21 | 自動車ガソリン代 | 1,500 | 3,000 | 74 | 1,500 |
| 22 26 7 28 | 自動車ガソリン代 | 835 | 1,670 | 77 | 835 |
| 23 26 7 31 | 携帯電話代 7月分 | 3,581 | 7,163 | 84 | 3,581 |
| 24 26 8 1 | 自動車ガソリン代 | 815 | 1,630 | 86 | 815 |
| 25 26 8 4 | 自動車ガソリン代 | 3,413 | 6,827 | 89 | 3,413 |
| 26 26 8 4 | 自宅電話代 6月分 | 868 | 1,737 | 90 | 868 |
| 27 26 8 5 | 自動車リース料 8月分 | 30,000 | 60,165 | 96 | 30,000 |
| 28 26 8 11 | 自動車ガソリン代 | 2,239 | 4,478 | 99 | 2,239 |
| 29 26 8 17 | 自動車ガソリン代 | 3,421 | 6,843 | 101 | 3,421 |
| 30 26 9 1 | 携帯電話代 8月分 | 5,084 | 10,168 | 110 | 5,084 |
| 31 26 9 2 | 自動車ガソリン代 | 3,141 | 6,282 | 111 | 3,141 |
| 32 26 9 2 | 自宅電話代 7月分 | 835 | 1,670 | 112 | 835 |
| 33 26 9 5 | 自動車リース料 9月分 | 30,000 | 60,165 | 115 | 30,000 |
| 34 26 9 9 | 自動車ガソリン代 | 1,491 | 2,982 | 117 | 1,491 |
| 35 26 9 17 | 自動車ガソリン代 | 3,592 | 7,184 | 120 | 3,592 |
| 36 26 9 26 | 自動車ガソリン代 | 3,140 | 6,280 | 122 | 3,140 |
| 37 26 9 30 | 携帯電話代 9月分 | 3,562 | 7,128 | 128 | 3,562 |
| 38 26 10 2 | 自宅電話代 8月分 | 818 | 1,637 | 136 | 818 |
| 39 26 10 6 | 自動車リース料 10月分 | 30,000 | 60,165 | 138 | 30,000 |
| 40 26 10 7 | 自動車ガソリン代 | 3,198 | 6,396 | 140 | 3,198 |
| 41 26 10 17 | 自動車ガソリン代 | 2,813 | 5,626 | 144 | 2,813 |
| 42 26 10 29 | 自動車ガソリン代 | 2,687 | 5,374 | 149 | 2,687 |
| 43 26 10 31 | 携帯電話代 10月分 | 3,554 | 7,109 | 151 | 3,554 |
| 44 26 11 4 | 自宅電話代 9月分 | 918 | 1,836 | 156 | 918 |
| 45 26 11 5 | 自動車リース料 11月分 | 30,000 | 60,165 | 157 | 30,000 |
| 46 26 11 10 | 自動車ガソリン代 | 2,942 | 5,884 | 159 | 2,942 |
| 47 26 11 22 | 自動車ガソリン代 | 2,851 | 5,702 | 162 | 2,851 |
| 48 26 11 30 | 自動車ガソリン代 | 1,469 | 2,939 | 168 | 1,469 |
| 49 26 12 1 | 携帯電話代 11月分 | 4,581 | 9,162 | 171 | 4,581 |
| 50 26 12 2 | 自宅電話代 12月分 | 801 | 1,603 | 174 | 801 |
| 51 26 12 4 | 自動車ガソリン代 | 3,400 | 6,800 | 176 | 3,400 |
| 52 26 12 5 | 自動車リース料 12月分 | 30,000 | 60,165 | 177 | 30,000 |
| 53 26 12 9 | 自動車ガソリン代 | 775 | 1,550 | 180 | 775 |
| 54 26 12 15 | 自動車ガソリン代 | 1,530 | 3,060 | 182 | 1,530 |

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|-------------|---------|--------|-----|---------|
| 55 | 26 | 12 | 24 | 自動車ガソリン代 | 3,199 | 6,399 | 196 | 3,199 |
| 56 | 27 | 1 | 5 | 携帯電話代 12月分 | 4,219 | 8,438 | 210 | 4,219 |
| 57 | 27 | 1 | 5 | 自動車リース料 1月分 | 30,000 | 60,165 | 213 | 30,000 |
| 58 | 27 | 1 | 5 | 自宅電話代 1月分 | 866 | 1,732 | 214 | 866 |
| 59 | 27 | 1 | 5 | 自動車ガソリン代 | 2,537 | 5,075 | 216 | 2,537 |
| 60 | 27 | 1 | 13 | 自動車ガソリン代 | 2,637 | 5,275 | 219 | 2,637 |
| 61 | 27 | 1 | 25 | 自動車ガソリン代 | 1,000 | 2,000 | 224 | 1,000 |
| 62 | 27 | 1 | 27 | 自動車ガソリン代 | 2,562 | 5,124 | 229 | 2,562 |
| 63 | 27 | 2 | 2 | 携帯電話代 1月分 | 7,398 | 14,796 | 233 | 7,398 |
| 64 | 27 | 2 | 2 | 自宅電話代 2月分 | 843 | 1,687 | 237 | 843 |
| 65 | 27 | 2 | 3 | 自動車ガソリン代 | 1,220 | 2,440 | 239 | 1,220 |
| 66 | 27 | 2 | 5 | 自動車リース料 2月分 | 30,000 | 60,165 | 241 | 30,000 |
| 67 | 27 | 2 | 11 | 自動車ガソリン代 | 2,460 | 4,920 | 243 | 2,460 |
| 68 | 27 | 2 | 20 | 自動車ガソリン代 | 2,741 | 5,483 | 246 | 2,741 |
| 69 | 27 | 2 | 25 | 自動車ガソリン代 | 977 | 1,955 | 248 | 977 |
| 70 | 27 | 3 | 2 | 携帯電話代 2月分 | 7,386 | 16,284 | 256 | 7,386 |
| 71 | 27 | 3 | 2 | 自宅電話代 3月分 | 843 | 1,686 | 259 | 843 |
| 72 | 27 | 3 | 3 | 自動車ガソリン代 | 2,622 | 5,245 | 262 | 2,622 |
| 73 | 27 | 3 | 5 | 自動車リース料 3月分 | 30,000 | 60,165 | 264 | 30,000 |
| 74 | 27 | 3 | 14 | 自動車ガソリン代 | 2,816 | 5,633 | 266 | 2,816 |
| 75 | 27 | 3 | 23 | 自動車ガソリン代 | 2,947 | 5,895 | 268 | 2,947 |
| 76 | 27 | 3 | 31 | 携帯電話代 3月分 | 7,365 | 16,243 | 274 | 7,365 |
| 77 | 27 | 3 | 31 | 自動車ガソリン代 | 2,835 | 5,670 | 275 | 2,835 |
| | | | | | 532,473 | | | 532,473 |



これは正本である。

平成31年1月21日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 松下研

